

2021

履修要項

人間福祉学部 (2014～2018 年度入学者)
Faculty of Human Welfare

社会福祉学科 Department of Social Welfare
心理福祉学科 Department of Psychology and Welfare

子ども未来学部 (2014～2018 年度入学者)
Faculty of Child Educare and Child Development
子ども未来学科 Department of Child Educare and Child Development



田園調布学園大学
Den-en Chofu University

2021 年度

履修要項

目 次

教育課程

人間福祉学部 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー	3
子ども未来学部 ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミSSION・ポリシー	8
ルーブリックについて	12
社会福祉専攻	13
介護福祉専攻	14
心理福祉学科	15
子ども未来学科	16
社会福祉学科 社会福祉専攻	17
(1) 社会福祉学科の概要	17
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	18
社会福祉学科 社会福祉専攻 カリキュラム・マップ	19
社会福祉学科 社会福祉専攻 カリキュラム・ツリー	23
社会福祉学科 介護福祉専攻	25
(1) 社会福祉学科の概要	25
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	25
社会福祉学科 介護福祉専攻 カリキュラム・マップ	26
社会福祉学科 介護福祉専攻 カリキュラム・ツリー	29
心理福祉学科	31
(1) 心理福祉学科の概要	31
(2) 卒業に必要な単位数と授業科目	31
心理福祉学科 カリキュラム・マップ	32
心理福祉学科 教職課程	35
(3) 専門演習	38
(4) 卒業研究	38
心理福祉学科 カリキュラム・ツリー	39
子ども未来学科	41
(1) 卒業に必要な単位数と授業科目	41
子ども未来学科 カリキュラム・マップ	42
子ども未来学科 2014 年度以降入学生対象 学年別開講科目	46
履修上の注意	48
子ども未来学科 カリキュラム・ツリー	49
履修の案内	51
科目の区分と単位制について	51
履修登録について	52
授業について	53
成績評価と単位の認定について	56
試験について	58
GPA について	59
単位互換について（放送大学）	60
実習について（社会福祉学科、心理福祉学科）	61
実習の概要	61
実習の流れ	61

1. ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）	62
2. 精神保健福祉援助実習（社会福祉専攻）	63
3. 介護実習（介護福祉専攻）	64
4. スクールソーシャルワーク実習（社会福祉専攻、心理福祉学科）	65
5. 医療ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）	66
実習について（子ども未来学科）	67
実習の概要	67
実習の流れ	67
1. 保育所実習・施設実習	68
2. 幼稚園教育実習	69
3. 子育て支援実習	70
資格取得について	71
資格一覧表	71
1. 社会福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）	73
2. 介護福祉士国家試験受験資格（介護福祉専攻）	82
3. 保育士資格（子ども未来学科）	87
4. 幼稚園教諭一種免許（子ども未来学科）	88
5. 社会福祉主事任用資格	89
6. 児童指導員任用資格	90
7. 精神保健福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻）	91
8. 認定心理士資格（心理福祉学科・子ども未来学科）	102
9. ピアヘルパー	105
10. スクールソーシャルワーク教育課程修了者（社会福祉専攻、心理福祉学科）	106
11. アクティビティ・ワーカー（介護福祉専攻）	108
12. ジュニアスポーツ指導員（子ども未来学科）	110
13. キャンプインストラクター（子ども未来学科）	111
14. 教職課程（心理福祉学科）	112
田園調布学園大学 履修規程	116
田園調布学園大学 授業に関する規程	119
田園調布学園大学 試験規程	122
田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程	125
田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程	129
田園調布学園大学 人間福祉学部社会福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格取得履修規程	131
田園調布学園大学 人間福祉学部心理福祉学科 教職課程履修規程	133
田園調布学園大学 子ども未来学部子ども未来学科 保育士資格取得履修規程	141
田園調布学園大学 子ども未来学部子ども未来学科 教職課程履修規程	145
田園調布学園大学「卒業研究（卒業論文）」倫理指針	149
2021 年度 授業担当教員一覧	150

教育課程

〈人間福祉学部〉

●社会福祉学科

- ・社会福祉専攻
- ・介護福祉専攻

●心理福祉学科

〈子ども未来学部〉

●子ども未来学科

田園調布学園大学

- 1) 卒業認定・学位授与の方針 [ディプロマ・ポリシー]
- 2) 教育課程編成・実施の方針 [カリキュラム・ポリシー]
- 3) 入学者受入れの方針 [アドミッション・ポリシー]

人間福祉学部

1) 卒業認定・学位授与の方針 [ディプロマ・ポリシー]

人間福祉学部では、一人ひとりの尊厳を尊重し、人々が抱える様々な生活課題の中で社会的支援が必要な課題を対象として、その課題解決に向け高い専門性を身につけ、誰にとっても生きやすい社会の幸福を追求する福祉マインドを身につけた専門職の養成を目的としている。

そのため、以下に掲げる課程修了時の資質・能力を身につけ、学科専攻ごとの要件単位を修得した者について卒業を認定し、学位（学士「社会福祉学」）を授与する。

番号	課程修了時の資質・能力	学修成果（資質・能力の説明）
1	人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする福祉、心理、教育の専門家として必要な教養を備え、広い視野で物事を捉えて主体的に学ぶことができる。
2	汎用的な知識・技能を習得し活用する能力	個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能を習得し、相手とのコミュニケーションや多様な人々との協働の中での意思疎通に積極的に活用することができる。
3	生活問題の解決に向けた相談援助を実践する能力	支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を発見し、問題解決のプロセスにおいて必要に応じた社会資源の活用について判断し、助言することができる。
4	個人の尊厳を重視し支援する能力	高い倫理感を持ち、一人ひとりの権利を擁護することの大切さについて理解し、利用者の自己決定に基づく自立支援のあり方を探究し、実行に移すことができる。
5	共感性をもってコミュニケーションできる能力	コミュニケーションスキルを身につけ、多様な価値観を受容して利用者に対する共感的な理解を持ち、その心情に寄り添った支援を行うことができる。
6	社会福祉の知識、技能をチームの中で活用する能力	個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行っていくために必要な知識、技能を習得し、福祉運営に携わる様々な団体等との連携、多職種協働の中でそれらを活用することができる。
7	主体性を持って多様な人々と学び働く能力	主体性を持って多様な人々と協力して学び働く能力を身につけ、高い専門性を有する専門職として、効果的かつ効率的な福祉運営に貢献することができる。
8	個人の能力を高め社会を開発する能力	実践の中から社会資源の創造や社会変革の視点をもって思考し、個人や家族の主体性を重視し、個人が持つ能力を高め、新しい社会の開発に向け主体的に取り組むことができる。

	番号	課程修了時の資質・能力	学修成果（資質・能力の説明）
社会福祉学科 介護福祉専攻	1	人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする福祉、心理、教育の専門家として必要な教養を備え、広い視野で物事を捉えて主体的に学ぶことができる。
	2	汎用的な知識・技能を習得し活用する能力	個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能を習得し、相手とのコミュニケーションや多様な人々との協働の中での意思疎通に積極的に活用することができる。
	3	生活問題の解決に向けた相談援助を実践する能力	支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を発見し、問題解決のプロセスにおいて必要に応じた社会資源の活用について判断し、助言することができる。
	4	個人の尊厳を重視し支援する能力	高い倫理感を持ち、一人ひとりの権利を擁護することの大切さについて理解し、利用者の自己決定に基づく自立支援のあり方を探究し、実行に移すことができる。
	5	共感性をもってコミュニケーションできる能力	コミュニケーションスキルを身につけ、多様な価値観を受容して利用者に対する共感的な理解を持ち、その心情に寄り添った支援を行うことができる。
	6	社会福祉の知識、技能をチームの中で活用する能力	個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行っていくために必要な知識、技能を習得し、福祉運営に携わる様々な団体等との連携、多職種協働の中でそれらを活用することができる。
	7	介護の知識、技術をさまざまな場面で活用する能力	介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基礎的な介護の知識、技術を身につけ、具体的な事例について介護過程を展開することができる。
	8	利用者の状況に応じた介護サービスを提供する能力	利用者の状態を的確に把握し、多職種協働やケアマネジメント等の制度の仕組みを踏まえ、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につけ、実践することができる。

	番号	課程修了時の資質・能力	学修成果（資質・能力の説明）
心理福祉学科	1	人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする福祉、心理、教育の専門家として必要な教養を備え、広い視野で物事を捉えて主体的に学ぶことができる。
	2	汎用的な知識・技能を習得し活用する能力	個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能を習得し、相手とのコミュニケーションや多様な人々との協働の中での意思疎通に積極的に活用することができる。
	3	生活問題の解決に向けた相談援助を実践する能力	支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を発見し、問題解決のプロセスにおいて必要に応じた社会資源の活用について判断し、助言することができる。
	4	心理学の知識・技術を活用する能力	心理学の基礎知識とカウンセリングのスキルを基盤とした支援技術を習得し、心と行動の関係について説明できるとともに的確な支援を行うことができる。
	5	状況に応じた心理アセスメントを行う能力	心理学アプローチの知識や研究に基づく心理アセスメントの技術を習得し、対象や状況に応じて、問題解決に向けた有効な方法を判断し、的確なアセスメントを行うことができる。
	6	連携・協働によって心理的援助における問題に対応する能力	多職種との連携・協働によって心理的援助を行う際に、社会福祉学、心理学の専門知識や技術を活かし、組織のチームや地域の関係機関の中での役割を理解し、問題に対応することができる。
	7	特別支援教育や心理的支援の諸問題に関係諸機関と連携して取り組める能力	家庭に関わるさまざまな福祉問題や子どもの個性や発達課題に応じた支援に、社会福祉や心理に関係する地域の諸機関と連携、調整を行い、主体的に取り組むことができる。
	8	社会福祉と心理の専門的見地に基づき包括的な支援を行う能力	社会福祉における相談援助の実践に必要な心理学理論に基づき、共感的理解と援助者と被援助者の関係性を考慮した上で、生活上の多様な問題に対し、包括的な支援を行うことができる。

2) 教育課程編成・実施の方針〔カリキュラム・ポリシー〕

人間福祉学部における教育課程は、大きく教養（基礎）科目と専門科目に区分し、それぞれを構成する授業科目は、学位授与の方針に基づく課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。また、履修系統図（カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー）を用い、相互に有機的な関連性、履修の順序性を持たせることで、教育課程全体として体系的な編成を確保し、以下に示す学修方法、学修過程及び学修成果の評価方法により実施する。

【学修内容】

教養（基礎）科目と専門科目は相互に関連し、両者を統合して段階的に学んでいくことにより、市民性の涵養とともに専門的な知識、技能を備えた職業人としての資質、能力を身につけることになる。それぞれの学修内容は次のとおりとする。

教養（基礎）科目では、社会福祉学や心理学、教育学を学ぶ者として必要とされる汎用的な知識、技能並びに社会の公共的課題に対して立場や背景の異なる他者と連帯しつつ取り組む姿勢と行動力を身につける。

専門科目では、教養教育を通して培われた様々な視点から物事を思考する能力を発展させ、専門的な知識、技能を基盤として総合的に判断する能力を身につけ、共生社会の構築を担う専門職としての実践力を習得する。

【学修方法】

教養（基礎）科目及び専門科目を構成する各科目の授業形態は、授業の到達目標や教育方法、クラスサイズにより、講義、演習、実習・実技及び卒業研究に区分する。また、学生の能動的な学修を促し教育効果を高めるため、演習科目を中心にグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション、課題発見・解決型学習及びディスカッション等を取り入れた授業を実施し、実践を通じて知識や技能の活用を図るとともに、主体性、協働する姿勢、表現力を身につける。

【学修過程】

〈1、2年次〉

教養基礎科目及び専門基礎科目を中心に履修し、特に教養基礎科目においては、初年次教育として配置する授業科目を履修し、高等学校から大学への円滑な移行を図り、主体的に学ぶ姿勢と在学中の学習効果を高めるためのスキルを習得する。また、地域貢献活動等を取り入れた授業科目では、実践学習を通じて福祉マインドを身につける。

〈2、3年次〉

社会福祉士をはじめ各種資格取得に必要な授業科目を中心に履修し、様々な福祉の専門領域の知識を蓄え、相談援助を行う専門的な技術を習得する。また、学科専攻ごとの専門分野の授業科目、実習科目を履修することにより知識と技術の融合を図り、課題発見・解決能力を身につける。

〈3、4年次〉

学科専攻ごとの専門分野の発展科目やキャリア関連科目を履修し、卒業後の進路を意識した専門性を高めるとともに、職業を通じて社会とどのようにかかわっていくのか、明確な課題意識と具体的な目標を持ち、それを実現するための能力（実践力）を習得する。

【学修成果の評価の在り方】

- 教養科目群及び専門科目群を構成する各授業科目の学修成果の評価は、当該授業科目のねらい、到達目標に対し、各科目の評価方法、評価基準に照らして学生個々の達成度を測って行う。
- 各学年における学修成果の評価は、当該年度の履修科目における GPA に集約し、アドバイザーが GPA や修得単位数等の状況に応じた指導、助言を行う。
- 学修目標に対する学修成果の到達度は、学修目標に関与する各授業科目の評価を総合し、それぞれの学修目標（基準）に対する到達度合を尺度で示す評価基準表（ループリック）を活用して確認し、学生自らによる不断の振り返りと課題への取り組みを行う。

3) 入学者受入れの方針〔アドミッション・ポリシー〕

人間福祉学部における入学者の受入れに際しては、社会福祉学や心理学、教育学への関心、問題意識を持ち、さまざまな生きづらさ、生活の困難を抱える人たちの自立支援について考え、行動することができる学生、専門職として必要な社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の国家資格の取得に向けた学習意欲があり、それに向かって努力できる学生を求めている。

そのため、入学者選抜では、以下に示すとおり本学部の学生として必要な資質・能力及び学力並びに学修姿勢を入学前に身につけているか、入学後に身につけられるかという観点により、それらの資質・能力や学力等の水準を判定するための選考を実施する。

【入学前に求める基本的な資質・能力】

- ① 入学前の学校生活内外におけるグループ活動（クラブ活動、生徒会活動、地域におけるサークル活動、ボランティア活動等）や就業体験活動等を通じて、自主性、協調性、柔軟性、判断力、コミュニケーション能力、気配り及び社会性等が身につけていること。
- ② 入学前の学習活動の中で得られた知識や技能を活用し、課題や問題に対し自身の考えを説明したり、文章にまとめたりすることができること。
- ③ 社会生活や家庭生活の中で、社会福祉について関心を持った事や課題となっている事に対し、その背景や展望について思考することができること。

【入学前に求める基礎的な学力】

- ① 高等学校の各教科において、学習や技能の基礎が達成できていること。
- ② 得意な教科があり、福祉に関する社会の仕組みや制度について基礎的な理解があることが望ましい。
- ③ 理解力、着想力、思考力及び語彙力等、基本的な文章表現上の諸能力があり、簡潔な文書が作成できること。

【入学後に求める学修姿勢・能力】

- ① 教育課程を通じて社会福祉の専門職としての知識、技能を身につけ、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の国家資格の取得をめざす意思が明確で、卒業後、専門的な知識や技能及び各種資格を活かし、社会福祉の分野で社会に貢献しようとする意欲。
- ② 実習科目やグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション等、実践的な科目の履修を通じて、学士課程として求められる思考力、知識や技能を活用した課題解決能力、判断力、表現力を身につけ、自ら主体的に学修姿勢をもって学業を継続する力。
- ③ ボランティア活動や社会福祉に関係する社会貢献活動に積極的に参加し、多様な人々と協力して働く能力。

【入学者選抜及び評価の方法】

入学者選抜及び評価の方法は入試区分ごとに次のように実施し、志願者の入学目的と人間福祉学部における学位授与の方針との整合性、本学部の学生としての適格性について総合的に評価して可否を決定する。

① 推薦入試

〈選考方法〉

面接、書類選考

〈評価の視点〉

面接では、入学前に求める基本的な資質・能力について審査し、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性を確認する。

書類選考では、高等学校の調査書による評定平均値を点数化し、入学前に求める基礎的な学力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

面接と書類選考による結果を総合して評価する。評価の配点は、面接 100 点、書類選考 50 点とする。

② 一般入試

〈選考方法〉

筆記試験（国語総合（古文・漢文を除く）、英語Ⅰ・Ⅱ）

〈評価の視点〉

入学前に求める基礎的な学力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

各試験教科の点数を合計し、学力水準の達成度合を評価する。評価の配点は、国語総合 100 点、英語Ⅰ・Ⅱ 100 点とする。

なお、高等学校の調査書により入学前の修学状況について確認するが可否判定には利用しない。

③ AO 入学制度

〈選考方法〉

入学希望理由書及び課題（ともに事前提出）、面接、書類審査

〈評価の視点〉

面接は入学希望理由書及び課題に基づいて実施し、入学前に求める基本的な資質・能力について審査し、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性を確認する。

課題では、入学前に求める基本的な資質・能力に加え、理解力、着想力、思考力及び語彙力等、文章表現上の諸能力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

課題と面接による結果を総合して評価する。審査に当たっては、入学希望理由書及び課題の記載内容及びそれに基づく面接を重視し、評価の配点は、課題 80 点、面接 100 点とする。なお、高等学校の調査書により入学前の修学状況について確認する。

④ 大学入試センター試験利用入試

〈選考方法〉

大学入試センター試験の受験科目のうち 2 科目を利用する。

「国語」は現代文のみ、英語はリスニングを含まず 100 点に換算する。

「公民」と「地理・歴史」は 1 教科として扱う。「理科」①グループを選択した場合は、選択解答した 2 科目を 1 科目として扱う。

〈評価の視点〉

入学前に求める基礎的な学力について審査する。

〈評価方法〉

受験科目のうち高得点科目の教科 2 科目の合計点により、学力水準の達成度合を評価する。

⑤ 活動報告入試

〈選考方法〉

福祉実践経験・ボランティア活動・課外活動、総合的な学習の時間における学修成果等に関する活動報告書及び活動証明書、面接

〈評価の視点〉

面接は、活動報告書及び活動証明書に基づいて実施し、入学前に求める基本的な資質・能力について審査し、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性を確認する。

活動報告書では、入学前に求める基本的な資質・能力に加え、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性並びに理解力、着想力、思考力及び語彙力等、文章表現上の諸能力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

活動報告書及び活動証明書と面接による結果を総合して評価する。審査に当たっては、活動報告書及び活動証明書の記載内容及びそれに基づく面接を重視し、評価の比重は、面接 80 点、活動報告書 70 点とする。なお、高等学校の調査書により入学前の修学状況について確認する。

⑥ 社会人入試

〈選考方法〉

面接、小論文（60 分 800 字以内）、書類審査

〈評価の視点〉

面接では、入学前に求める基本的な資質・能力について審査し、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性を確認する。

小論文では、入学前に求める基本的な資質・能力に加え、理解力、着想力、思考力及び語彙力等、文章表現上の諸能力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

面接、小論文及び書類審査による結果を総合して評価する。評価の配点は、面接 100 点、小論文 100 点とする。なお、最終卒業学校の調査書や成績証明書等により、入学前に求める基礎的な学力について確認する。

子ども未来学部

1) 卒業認定・学位授与の方針〔ディプロマ・ポリシー〕

子ども未来学部では、社会の未来としてかけがえのない子どもたちが、現在をよりよく生き、未来を幸せに生きていく力を育むために、家庭や地域社会、他領域の専門家、行政と連携、協力して「子どもの最善の利益」を守り、子どもと社会の未来について深く思考しながら行動できる専門性の高い保育者の養成を目的としている。

そのため、以下に掲げる課程修了時の資質・能力を獲得し、要件単位を修得した者について卒業を認定し、学位（学士「保育学」）を授与する。

番号	課程修了時の資質・能力	学修成果（資質・能力の説明）
1	人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする保育の専門家として必要な教養を備え、広い視野で物事を捉えて主体的に学ぶことができる。
2	汎用的な知識・技能を獲得し活用する能力	子どもの育ちや子育て家庭及びそれらを取り巻く環境等に関する知識や技能を獲得し、子どもや保護者とのコミュニケーションや、保育者間の、あるいは保育の場と関係機関との協働において積極的に活用することができる。
3	子ども一人ひとりの発達に即して適切な援助を行う能力	子ども一人ひとりの人権を尊重しつつ、子どもの発達についての基本的な知識を持ち、発達の過程や発達の課題に応じてどのような援助や支援が必要であるかを考え、個々の子どもや家族の育ちに求められる適切な援助や支援のあり方について判断し、実践することができる。
4	具体的な援助や支援の内容を計画し、実践できる能力	子どもの実態及びその背景にある家族や社会の状況に即した援助・支援のあり方に関する知識を踏まえ、具体的な指導計画や指導案を立案するために必要な技能や表現方法を身につけ、実践することができる。
5	経験や実践を反省的に振り返り課題を発見し、対応する能力	自らの保育実践を絶えず反省的に振り返り、子どもや家族への援助や支援に関する課題を発見し、それらに対応する新たな保育内容を計画し、実践することができる。
6	実践から生まれた気づきや課題を共有し、分析する能力	保育実践を通して生まれるさまざまな気づきや課題を保護者や保育者等と共有していくための表現力を身につけ、対話を通して解決へ向けた分析を行うことができる。
7	社会の動向を捉えながら、課題に対応するための方法を構想する能力	子どもや保育をめぐる制度や社会的問題等を踏まえ、現代の保育の課題について深い関心を持ち、それらの課題に対して主体的に考え、意見を持つことができる。
8	さまざまな社会資源との連携や協力のあり方を構築する能力	子どもや子育て家庭を取り巻く地域社会や行政、他領域の専門家と連携、協力していく必要性を認識し、その協働の具体的方法について考え、主体的に取り組むことができる。

2) 教育課程編成・実施の方針〔カリキュラム・ポリシー〕

子ども未来学部における教育課程は、大きく教養（基礎）科目と専門科目に区分する。それぞれを構成する授業科目は、課程修了時の資質・能力の獲得を担保するため、学修領域ごとに系統性をもって過不足なく配置する。また、相互に有機的な関連性、履修の順序性をもたせることで、教育課程全体として体系的な編成を確保し、以下に示す学修方法、学修過程及び学修成果の評価方法により実施する。

また、以上の教育課程において、学びの主体である学生自身が、以下の三つの学びを柱として、各科目内、あるいは科目間においてそれらの学びを相互に関連させながら、着実に自己の学びを積み重ねていく「循環する学びのプロセス」の獲得を目指すものとする。

- ・知識と教養及び人間の探究にかかわる「子どもへの学び」
- ・保育者としての専門性にかかわる実践的な経験を基にした「子どもからの学び」
- ・仲間とともに対話、思考し、協働する「なかまとの学び」

【学修内容】

教養（基礎）科目と専門科目は相互に関連し、両者を統合して段階的に学んでいくことにより、人間への探究とともに専門的な知識、技能を備えた職業人としての資質、能力を身につけることになる。それぞれの学修内容は次のとおりとする。

教養（基礎）科目では、保育学を学ぶ者として必要とされる汎用的な知識、技能並びに子どもや保育・子育てをめぐる社会の動向に対応して、多様な背景をもつ他者と協働しつつ取り組む姿勢と行動力を身につける。

専門科目では、教養教育を通して培われた様々な視点から物事を思考する能力を発展させ、専門的な知識、技能を基盤として総合的に判断する能力を身につけ、子どもと社会の未来について深く思考しながら行動できる専門職としての実践力を習得する。

【学修方法】

教養（基礎）科目及び専門科目を構成する各科目の授業形態は、授業の到達目標や教育方法、クラスサイズにより、講義、演習、実習・実技及び卒業研究に区分する。また、学生の能動的な学修を促し教育効果を高めるため、演習科目を中心にグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション、課題発見・解決型学習及びディスカッション等を取り入れた授業を実施する。

特に、実践的な演習授業、学外研修、二つの併設園を含む学外施設における実習、地域連携による協働プログラムへの参加等、体験を通じた学びとその振り返りを重視する。

以上の学修方法を通じて、知識や技能の活用を図るとともに、主体性、協働する姿勢、表現力を身につける。

【学修過程】

〈1年次〉

教養基礎科目及び専門基礎科目を中心に履修し、現代社会や人間に関する幅広い教養と専門分野における原理や基本的知識を身につける。また、保育実践経験等を取り入れた必修の専門基幹科目を履修し、専門分野につながる基本的知識・技能と保育マインドを身につける。特に、少人数制の初年次教育である「基礎演習」を通して、高等学校から大学への円滑な移行を図り、主体的に学ぶ姿勢と在学中の学習効果を高めるためのスキルとそれ以後の能動的な学修態度の基礎を築く。

〈2、3年次〉

保育士資格・幼稚園教諭一種免許状取得に必要な必修の専門基幹科目を中心として、選択の専門基幹科目並びに専門発展科目を履修することにより、すべての子どもや家族、それらを取り巻く社会への理解に関する知識と、保育技術や保育を計画し、実践するための様々な専門的知識・技能を習得する。また、実習科目を履修することにより、知識と技術の融合を図り、課題を発見し、課題解決のための改善方策を思考する力を身につける。加えて、3年次必修科目である「キャリア講座」を履修することにより、卒業後の進路を意識する。

〈4年次〉

2年次以降の実習教育の集大成として、保育の実践と理念をつなぐ専門発展科目の必修科目である「保育・教職実践演習（幼稚園）」や、選択科目である「子育て支援実習」「保育インターンシップ」等を履修し、卒業後の進路を意識した専門性を高めるとともに、多様化する保育ニーズに対応できる能力やそれを活用するための実践力を身につける。

【学修成果の評価の在り方】

- 教養科目群及び専門科目群を構成する各授業科目の科目担当者による学修成果の評価は、当該授業科目のねらい、到達目標に対し、各科目の評価方法、評価基準に照らして学生個々の達成度を測って行う。
- 各学年における学修成果の評価は、当該年度の履修科目における GPA に集約し、アドバイザーが GPA や修得単位数等の状況に応じた指導、助言を行う。
- 学修目標に対する学修成果の到達度は、学修目標に関与する各授業科目の評価を総合し、それぞれの学修目標（基準）に対する到達度合を尺度で示す評価基準表（ループリック）並びに学修ポートフォリオ（『履修ファイル』）を活用して確認し、学生自らによる不断の振り返りと課題への取り組みを行う。

3) 入学受入れの方針【アドミッション・ポリシー】

子ども未来学部では、建学の精神「捨我精進」に沿って、地域社会・国際社会の保育者として貢献できる人材の育成を目標としている。したがって、社会全体を見通し、その中にあって保育・子育て支援に有用な人材として成長することができる学生を求めている。

そのため、入学受入れでは、以下に示すとおり、本学部の学生として必要な資質・能力及び学力並びに学修姿勢を入学前に身につけているか、入学後に身につけられるかという観点により、それらの資質・能力や学力等の水準を判定するための選考を実施する。

【入学前に求める基本的な資質・能力】

子ども未来学部では、子どもと保育に対する興味・関心・問題意識を持ち、子どもや保育に関わる将来への志望意思を明確に持っている以下のような学生を求める。

- ① 子どもに関する社会の出来事や社会的問題に対して強い関心を持ち、さまざまな情報を知識として身につけ、その背景や要因について思考することができること。
- ② 自ら主体的に学ぶ姿勢を身につけていること。
- ③ 学業や課外活動等を通じて、さまざまな価値観をもつ人々が共存していることを理解し、柔軟な思考ができること。
- ④ 学業や課外活動等を通じて、人間関係において自己を十分に表現する力や、他者とのコミュニケーションを良好に図れる力を身につけていること。

【入学前に求める基礎的な学力及び経験】

- ① 高等学校の各教科において、学習や技能の基礎が達成できていること。
- ② 得意な教科があり、子どもを取り巻く現代社会の仕組みや制度についての基礎知識をもっていることが望ましい。
- ③ 理解力、着想力、思考力及び語彙力等、基本的な文章表現上の諸能力があり、経験したことやそこから感じたこと、考えたことを読み手に伝わるように記述できること。
- ④ 保育現場への参加体験があることが望ましい。

【入学後に求める学修姿勢・能力】

- ① 教育課程を通じて保育の専門職として保育に関する知識や技能を身につけ、保育士資格、幼稚園教諭一種免許状の取得をめざす意思が明確で、卒業後その専門的な知識や技能、資格・免許を活かし、子どもと保育に関わる分野で社会に貢献しようとする意欲。
- ② 実習科目やグループワーク、フィールドワーク、プレゼンテーション等、実践的な科目の履修を通じて、学士課程として求められる思考力、知識や技能を活用した課題解決能力、判断力、表現力を身につけ、自ら主体的に学ぶ姿勢をもって学業を継続する力。
- ③ 保育ボランティア活動や地域の子育て支援実践活動等に積極的に参加し、多様な人々と協力して働く能力。

【入学者選抜及び評価の方法】

入学者選抜及び評価の方法は入試区分ごとに次のように実施し、志願者の入学目的と子ども未来学部における学位授与の方針との整合性、本学部の学生としての適格性について総合的に評価して可否を決定する。

① 推薦入試

〈選考方法〉

面接、書類選考

〈評価の視点〉

面接では、入学前に求める基本的な資質・能力について審査し、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性を確認する。
書類選考では、高等学校の調査書による評定平均値を点数化し、入学前に求める基礎的な学力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

面接と書類選考による結果を総合して評価する。評価の配点は、面接 100 点、書類選考 50 点とする。

② 一般入試

〈選考方法〉

筆記試験（国語総合（古文・漢文を除く）、英語Ⅰ・Ⅱ）

〈評価の視点〉

入学前に求める基礎的な学力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

各試験教科の点数を合計し、学力水準の達成度合を評価する。評価の配点は、国語総合 100 点、英語Ⅰ・Ⅱ 100 点とする。
なお、高等学校の調査書により入学前の修学状況について確認するが可否判定には利用しない。

③ AO 入学制度

〈選考方法〉

入学希望理由書及び課題（ともに事前提出）、面接、書類審査

〈評価の視点〉

面接は入学希望理由書及び課題に基づいて実施し、入学前に求める基本的な資質・能力について審査し、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性を確認する。
課題では、入学前に求める基本的な資質・能力に加え、理解力、着想力、思考力及び語彙力等、文章表現上の諸能力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

課題と面接による結果を総合して評価する。審査に当たっては、入学希望理由書及び課題の記載内容及びそれに基づく面接を重視し、評価の配点は、面接 80 点、課題 70 点とする。なお、高等学校の調査書により入学前の修学状況について確認する。

④ 大学入試センター試験利用入試

〈選考方法〉

大学入試センター試験の受験科目のうち 2 科目を利用する。

「国語」は現代文のみ、「英語」はリスニングを含まず 100 点に換算する。「公民」と「地理・歴史」は 1 教科として扱う。「理科」①グループを選択した場合は、選択回答した 2 科目を 1 科目として扱う。

〈評価の視点〉

入学前に求める基礎的な学力について審査する。

〈評価方法〉

受験科目のうち高得点科目の教科 2 教科の合計点により、学力水準の達成度合を評価する。

⑤ 活動報告入試

〈選考方法〉

保育実践経験・ボランティア活動・課外活動、総合的な学習の時間における学修成果等に関する活動報告書及び活動証明書、面接

〈評価の視点〉

面接は、活動報告書及び活動証明書に基づいて実施し、入学前に求める基本的な資質・能力について審査し、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性を確認する。

活動報告書では、入学前に求める基本的な資質・能力に加え、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性並びに理解力、着想力、思考力及び語彙力等、文章表現上の諸能力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

活動報告書及び活動証明書と面接による結果を総合して評価する。審査に当たっては、活動報告書及び活動証明書の記載内容及びそれに基づく面接を重視し、評価の比重は、面接 80 点、活動報告書 70 点とする。なお、高等学校の調査書により入学前の修学状況について確認する。

⑥ 社会人入試

〈選考方法〉

面接、小論文（60 分 800 字以内）、書類審査

〈評価の視点〉

面接では、入学前に求める基本的な資質・能力について審査し、入学後に求める学修姿勢・能力の可能性を確認する。

小論文では、入学前に求める基本的な資質・能力に加え、理解力、着想力、思考力及び語彙力等、基本的な文章表現上の諸能力について審査する。

〈評価方法及び評価の比重〉

面接、小論文及び書類審査による結果を総合して評価する。評価の配点は、面接 100 点、小論文 100 点とする。なお、最終卒業学校の調査書や成績証明書等により、入学前に求める基礎的な学力について確認する。

「ルーブリック」について

ルーブリックとは、学修成果の度合いを示す数値的な尺度〔レベル〕と、それぞれの尺度を満たした場合の認識や行為の特徴を示した記述〔基準〕からなる評価指標のことを言います。

本学では、この評価指標を全学生が自ら学年ごとに学修成果を振り返って確認することができる点検・評価表として、2017年度から次頁以降に示すように、学科専攻ごとのルーブリックを導入しています。

各学科専攻におけるルーブリックでは、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、課程修了時（卒業時）までに身につけておくことが求められる8項目の資質・能力について、それぞれの学修成果の具体的な内容を説明しています。そして、この学修成果の度合いを示す4段階のレベルごとに資質・能力の特徴（何ができるようになっているか）が示されていますので、学生はこのルーブリックを用い、各年次において学修成果がどの程度達成できているかを自身で確認することができます。

ルーブリックを活用して、各年次においてそれまでの自分の学修状況を振り返り、自身の学修成果の段階がどこにあるかチェックし、「何ができ何ができいていないか」を確認してください。また、アドバイザーはオフィスアワー等を通じて、学生がチェックしたルーブリックとそれまでの成績評価を基に、今後の学修計画等についての相談に応じます。各学生とも、課程修了時の資質・能力の獲得に向け、各自の学修を深めるツールとしてルーブリックを活用してください。

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 ルーブリック

番号	課程修了時の 資質・能力	学修成果 (資質・能力の説明)	レベル4 十分身につけているレベル	レベル3 ある程度身につけているレベル	レベル2 やや努力を要するレベル	レベル1 相当の努力を要するレベル
1	人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする福祉、心理、教育の専門家として必要な教養を備え、広い視野で物事を捉えて主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養を十分に身につけ、広い視野で物事を捉え、社会との関わりについて主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養を身につけ、社会との関わりについてある程度主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養の習得は十分とは言えないが、社会との関わりについて考えることができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養が不十分であり、社会との関わりについて考えることができない。
2	汎用的な知識・技能を習得し活用する能力	個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能を習得し、相手とのコミュニケーションや多様な人々との協働の中での意思疎通に積極的に活用することができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能を十分に習得し、それらを多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で積極的に活用することができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能をある程度習得し、それらを多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で用いることができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能の習得は十分とは言えないが、それらを多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で用いる努力ができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能の習得が不十分であり、多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で用いることができない。
3	生活問題の解決に向けた相談援助を実践する能力	支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を発見し、問題解決のプロセスにおいて必要に応じた社会資源の活用について判断し、助言することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を発見し、問題解決のプロセスにおいて適切な社会資源を活用し、相談援助を実践することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を考え、問題解決のプロセスにおいて社会資源の利用について考察することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を考え、問題解決のプロセスについて考察することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけられず、問題解決のプロセスについて考察することができない。
4	個人の尊厳を重視し支援する能力	高い倫理感を持ち、一人ひとりの権利を擁護することの大切さについて理解し、利用者の自己決定に基づく自立支援のあり方を探究し、実行に移すことができる。	☐ チェック欄 高い倫理感を持ち、権利擁護の重要性を十分に理解し、個人の人權と自己決定に基づく自立支援のあり方を探究し、実行することができる。	☐ チェック欄 倫理感を持ち、権利擁護の重要性をある程度理解し、個人の人權と自己決定に基づく自立支援の計画を立案することができる。	☐ チェック欄 倫理感や権利擁護の重要性の理解は十分とは言えないが、個人の人權と自己決定に基づく自立支援のあり方について考察することができる。	☐ チェック欄 倫理感や権利擁護の重要性の理解が不足し、個人の人權と自己決定に基づく自立支援のあり方について考察することができない。
5	共感性をもってコミュニケーションできる能力	コミュニケーションスキルを身につけ、多様な価値観を受容して利用者に対する共感的な理解を持ち、その心情に寄り添った支援を行うことができる。	☐ チェック欄 多様な価値観を受容し、他者に対する共感的な理解を持ったコミュニケーションスキルを身につけ、その心情に寄り添った支援を行うことができる。	☐ チェック欄 多様な価値観を受容し、他者に対する共感的な理解を持ったコミュニケーションスキルをある程度身につけ、その心情に寄り添うことができる。	☐ チェック欄 多様な価値観を受容し、他者に対する共感的な理解を持ったコミュニケーションスキルの習得は十分とは言えないが、その心情について考えることができる。	☐ チェック欄 多様な価値観を受容し、他者に対する共感的な理解を持ったコミュニケーションスキルが不足し、他者の心情について考えることができない。
6	社会福祉の知識、技能をチームの中で活用する能力	個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うために必要な知識、技能を習得し、福祉運営に携わる様々な団体等との連携、多職種協働の中でそれらを活用することができる。	☐ チェック欄 個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うための十分な知識、技能を習得し、福祉運営に携わる様々な団体等との連携、多職種協働の中でそれらを活用することができる。	☐ チェック欄 個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うための知識、技能を習得し、福祉運営に携わる様々な団体等との連携、多職種協働の中で、それらを活用することができる。	☐ チェック欄 個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うための知識、技能の習得は十分とは言えないが、福祉運営に携わる団体等との連携、多職種協働の重要性を理解することができる。	☐ チェック欄 個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うための知識、技能が不足し、福祉運営に携わる団体等との連携、多職種協働の重要性を理解することができない。
7	主体性を持って多様な人々と学び働く能力	主体性を持って多様な人々と協力して学び働く能力を身につけ、高い専門性を有する専門職として、効果的かつ効率的な福祉運営に貢献することができる。	☐ チェック欄 主体性を持って多様な人々と協力して学び働く十分な能力を身につけ、高い専門性を有する専門職として、効果的かつ効率的な福祉運営に貢献することができる。	☐ チェック欄 主体性を持って多様な人々と協力して学び働く能力をある程度身につけ、専門職として、福祉運営に従事することができる。	☐ チェック欄 主体性を持って多様な人々と協力して学び働く能力は十分とは言えないが、専門職として、福祉運営を考えることができる。	☐ チェック欄 主体性を持って多様な人々と協力して学び働く能力が不足し、専門職として、効果的かつ効率的な福祉運営について考えることができない。
8	個人の能力を高め社会を開発する能力	実践の中から社会資源の創造や社会変革の視点をもって思考し、個人や家族の主体性を重視し、個人が持つ能力を高め、新しい社会の開発に向け主体的に取り組むことができる。	☐ チェック欄 高度な専門性に基づく社会資源の創造や社会変革の視点をもって思考し、個人や家族の主体性を重視し、個人が持つ能力を高め、新しい社会の開発に向け主体的かつ実践的に取り組むことができる。	☐ チェック欄 社会資源の創造や社会変革の視点をもって思考し、個人や家族の主体性を重視し、個人が持つ能力を高め、新しい社会の開発に向け、ある程度主体的に取り組むことができる。	☐ チェック欄 社会資源の創造や社会変革の視点をもって思考し、個人や家族の主体性を尊重し、個人が持つ能力を高め、新しい社会を開発することの必要性について考えることができる。	☐ チェック欄 社会資源の創造や社会変革の視点をもって思考することができず、個人が持つ能力を高め、新しい社会を開発することの必要性について考えることができない。
チェック年月日 年 月 日			学科専攻		学籍番号	氏 名

- ・ルーブリックは、課程修了時（卒業時）までに身につけておくことが求められる8項目の資質・能力がどの程度達成できているかを自身で確認するためのものです。
- ・学期末や学年末にこのルーブリックで学修状況を振り返り、学修成果の段階がどこにあるかチェックし、「何ができて何ができていないか」を確認してください。
- ・チェックしたルーブリックとそれまでの成績評価を基に、今後の学修計画等についてアドバイザーに相談するなど活用してください。

人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻 ルーブリック

番号	課程修了時の 資質・能力	学修成果 (資質・能力の説明)	レベル4 十分身についているレベル	レベル3 ある程度身についているレベル	レベル2 やや努力を要するレベル	レベル1 相当の努力を要するレベル
1	人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする福祉、心理、教育の専門家として必要な教養を備え、広い視野で物事を捉えて主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養を十分に身につけ、広い視野で物事を捉え、社会との関わりについて主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養を身につけ、社会との関わりについてある程度主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養の習得は十分とは言えないが、社会との関わりについて考えることができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養が不十分であり、社会との関わりについて考えることができない。
2	汎用的な知識・技能を習得し活用する能力	個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能を習得し、相手とのコミュニケーションや多様な人々との協働の中での意思疎通に積極的に活用することができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能を十分に習得し、それらを多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で積極的に活用することができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能をある程度習得し、それらを多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で用いることができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能の習得は十分とは言えないが、それらを多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で用いる努力ができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能の習得が不十分であり、多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で用いることができない。
3	生活問題の解決に向けた相談援助を実践する能力	支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を発見し、問題解決のプロセスにおいて必要に応じた社会資源の活用について判断し、助言することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を発見し、問題解決のプロセスにおいて適切な社会資源を活用し、相談援助を実践することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を考え、問題解決のプロセスにおいて社会資源の利用について考察することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を考え、問題解決のプロセスについて考察することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけられず、問題解決のプロセスについて考察することができない。
4	個人の尊厳を重視し支援する能力	高い倫理感を持ち、一人ひとりの権利を擁護することの大切さについて理解し、利用者の自己決定に基づく自立支援のあり方を探究し、実行に移すことができる。	☐ チェック欄 高い倫理感を持ち、権利擁護の重要性を十分に理解し、個人の人權と自己決定に基づく自立支援のあり方を探究し、実行することができる。	☐ チェック欄 倫理感を持ち、権利擁護の重要性をある程度理解し、個人の人權と自己決定に基づく自立支援の計画を立案することができる。	☐ チェック欄 倫理感や権利擁護の重要性の理解は十分とは言えないが、個人の人權と自己決定に基づく自立支援のあり方について考察することができる。	☐ チェック欄 倫理感や権利擁護の重要性の理解が不足し、個人の人權と自己決定に基づく自立支援のあり方について考察することができない。
5	共感性をもってコミュニケーションできる能力	コミュニケーションスキルを身につけ、多様な価値観を受容して利用者に対する共感的な理解を持ち、その心情に寄り添った支援を行うことができる。	☐ チェック欄 多様な価値観を受容し、他者に対する共感的な理解を持ったコミュニケーションスキルを身につけ、その心情に寄り添った支援を行うことができる。	☐ チェック欄 多様な価値観を受容し、他者に対する共感的な理解を持ったコミュニケーションスキルをある程度身につけ、その心情に寄り添うことができる。	☐ チェック欄 多様な価値観を受容し、他者に対する共感的な理解を持ったコミュニケーションスキルの習得は十分とは言えないが、その心情について考えることができる。	☐ チェック欄 多様な価値観を受容し、他者に対する共感的な理解を持ったコミュニケーションスキルが不足し、他者の心情について考えることができない。
6	社会福祉の知識、技能をチームの中で活用する能力	個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うために必要な知識、技能を習得し、福祉運営に携わる様々な団体等との連携、多職種協働の中でそれらを活用することができる。	☐ チェック欄 個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うための十分な知識、技能を習得し、福祉運営に携わる様々な団体等との連携、多職種協働の中でそれらを活用することができる。	☐ チェック欄 個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うための知識、技能を習得し、福祉運営に携わる様々な団体等との連携、多職種協働の中で、それらがある程度活用することができる。	☐ チェック欄 個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うための知識、技能の習得は十分とは言えないが、福祉運営に携わる団体等との連携、多職種協働の重要性を理解することができる。	☐ チェック欄 個人や地域社会の課題解決に向けた包括的・継続的マネジメントを行うための知識、技能が不足し、福祉運営に携わる団体等との連携、多職種協働の重要性を理解することができない。
7	介護の知識、技術をさまざまな場面で活用する能力	介護サービスを提供する対象、場によらず、あらゆる介護場面に汎用できる基礎的な介護の知識、技術を身につけ、具体的な事例について介護過程を展開することができる。	☐ チェック欄 介護福祉に関わる基本的な知識と技術を十分に身につけ、介護を必要とする人の個性を理解し、専門職として人間生活全体を視野に入れた総合的な支援を考え実践することができる。	☐ チェック欄 介護福祉に関わる基本的な知識と技術をある程度身につけ、介護を必要とする人の個性を理解し、専門職として人間生活全体を視野に入れた総合的な支援を考えることができる。	☐ チェック欄 介護福祉に関わる基本的な知識と技術の習得は十分とは言えないが、介護を必要とする人の個性を考慮し、専門職として人間生活全体を視野に入れた支援を考えることができる。	☐ チェック欄 介護福祉に関わる基本的な知識と技術の習得が不十分であり、専門職として人間生活全体を視野に入れた支援を考えることができない。
8	利用者の状況に応じた介護サービスを提供する能力	利用者の状態を的確に把握し、多職種協働やケアマネジメント等の制度の仕組みを踏まえ、自立支援に資するサービスを総合的、計画的に提供できる能力を身につけ、実践することができる。	☐ チェック欄 利用者の状況を多面的に観察し、気づきにより収集した情報の分析から根拠ある推論を導き出し、利用者のもつ自己資源（残存能力）と社会サービスを総合的、計画的に活用できる十分な能力を身につけ、主体的に実践することができる。	☐ チェック欄 利用者の状況を観察し、気づきにより収集した情報の整理から課題を発見し、利用者のもつ自己資源（残存能力）と社会サービスを総合的、計画的に活用できる能力を身につけ、実践することができる。	☐ チェック欄 利用者の状況を観察し、気づきにより収集した情報を十分とは言えないが整理し、利用者のもつ自己資源（残存能力）と社会サービスを利用した計画を考えることができる。	☐ チェック欄 利用者の状況を観察し、気づきにより収集した情報を整理する力が不十分であり、支援計画を考えることができない。
チェック年月日		学科専攻	学籍番号		氏 名	
年 月 日						

- ・ルーブリックは、課程修了時（卒業時）までに身につけておくことが求められる8項目の資質・能力がどの程度達成できているかを自身で確認するためのものです。
- ・学期末や学年末にこのルーブリックで学修状況を振り返り、学修成果の段階がどこにあるかチェックし、「何ができて何ができていないか」を確認してください。
- ・チェックしたルーブリックとそれまでの成績評価を基に、今後の学修計画等についてアドバイザーに相談するなど活用してください。

人間福祉学部 心理福祉学科 ルーブリック

番号	課程修了時の 資質・能力	学修成果 (資質・能力の説明)	レベル4 十分身についているレベル	レベル3 ある程度身についているレベル	レベル2 やや努力を要するレベル	レベル1 相当の努力を要するレベル
1	人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする福祉、心理、教育の専門家として必要な教養を備え、広い視野で物事を捉えて主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養を十分に身につけ、広い視野で物事を捉え、社会との関わりについて主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養を身につけ、社会との関わりについてある程度主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養の習得は十分とは言えないが、社会との関わりについて考えることができる。	☐ チェック欄 人間理解を基礎とした福祉の専門家として必要な教養が不十分であり、社会との関わりについて考えることができない。
2	汎用的な知識・技能を習得し活用する能力	個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能を習得し、相手とのコミュニケーションや多様な人々との協働の中での意思疎通に積極的に活用することができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能を十分に習得し、それらを多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で積極的に活用することができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能をある程度習得し、それらを多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で用いることができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能の習得は十分とは言えないが、それらを多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で用いる努力ができる。	☐ チェック欄 個人と社会をめぐるさまざまな分野の知識や技能の習得が不十分であり、多様な人々とのコミュニケーションや協働の中で用いることができない。
3	生活問題の解決に向けた相談援助を実践する能力	支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を発見し、問題解決のプロセスにおいて必要に応じた社会資源の活用について判断し、助言することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を発見し、問題解決のプロセスにおいて適切な社会資源を活用し、相談援助を実践することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を考え、問題解決のプロセスにおいて社会資源の利用について考察することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけ、その人が抱えている生活問題を考え、問題解決のプロセスについて考察することができる。	☐ チェック欄 支援を必要としている人の話に耳をかたむけられず、問題解決のプロセスについて考察することができない。
4	心理学の知識・技術を活用する能力	心理学の基礎知識とカウンセリングのスキルを基盤とした支援技術を習得し、心と行動の関係について説明することができるとともに的確な支援を行うことができる。	☐ チェック欄 心理学の基礎知識とカウンセリングのスキルを基盤とした支援技術を身につけており、心と行動の関係について説明することができるとともに、的確な支援計画をつくることができる。	☐ チェック欄 心理学の基礎知識とカウンセリングのスキルを基盤とした支援技術の基本を身につけており、心と行動の関係について説明することができる。	☐ チェック欄 心理学の基礎知識とカウンセリングのスキルを基盤とした支援技術の習得は十分とは言えないが、心と行動の関係について思考することができる。	☐ チェック欄 心理学の基礎知識とカウンセリングのスキルを基盤とした支援技術の習得が不十分で、心と行動の関係について思考することができない。
5	状況に応じた心理アセスメントを行う能力	心理学アプローチの知識や研究に基づく心理アセスメントの技術を習得し、対象や状況に応じて、問題解決に向けた有効な方法を判断し、的確なアセスメントを行うことができる。	☐ チェック欄 心理学アプローチの知識や心理アセスメントの技術を身につけており、対象や状況に応じて、問題解決に向けた有効な方法を判断し、的確なアセスメントを行うことができる。	☐ チェック欄 心理学アプローチの知識や心理アセスメントの技術の基本を身につけており、対象や状況に応じて、問題解決に向けた有効な方法を判断することができる。	☐ チェック欄 心理学アプローチの知識や心理アセスメントの技術の習得は十分とは言えないが、対象や状況に応じて、問題解決に向けた有効な方法について思考することができる。	☐ チェック欄 心理学アプローチの知識や心理アセスメントの技術の習得が不十分で、対象や状況に応じて、問題解決に向けた有効な方法について思考することができない。
6	連携・協働によって心理的援助における問題に対応する能力	多職種との連携・協働によって心理的援助を行う際に、社会福祉学、心理学の専門知識や技術を活かし、組織のチームや地域との関係性の中で役割を理解し、問題に対応することができる。	☐ チェック欄 心理的援助を行う際に、社会福祉学、心理学の専門知識や技術を活かし、組織のチームや地域との関係性の中で役割を理解し、問題に対応することができる。	☐ チェック欄 心理的援助を行う際に必要な、社会福祉学、心理学の専門知識や技術の基本を身につけており、組織のチームや地域との関係性の中で役割を理解している。	☐ チェック欄 社会福祉学、心理学の専門知識や技術の習得は十分とは言えないが、組織のチームや地域との関係性の中で役割について思考することができる。	☐ チェック欄 社会福祉学、心理学の専門知識や技術の習得が不十分で、組織のチームや地域との関係性の中で役割について思考することができない。
7	特別支援教育や心理的支援の諸問題に関係諸機関と連携して取り組める能力	家庭に関わるさまざまな福祉問題や子どもの個性や発達課題に応じた支援に、社会福祉や心理に関係する地域との関係性や連携、調整を行い、主体的に取り組むことができる。	☐ チェック欄 家庭に関わるさまざまな福祉問題や子どもの個性や発達課題に応じた支援を行う際に、社会福祉や心理に関係する地域との関係性や連携、調整を行い、主体的に取り組むことができる。	☐ チェック欄 家庭に関わるさまざまな福祉問題や子どもの個性や発達課題に応じた支援について、社会福祉や心理に関係する地域との関係性や連携、調整を含む指導計画を作成することができる。	☐ チェック欄 家庭に関わるさまざまな福祉問題や子どもの個性や発達課題に応じた支援について、社会福祉や心理に関係する地域との関係性や連携、調整の方法について説明することができる。	☐ チェック欄 家庭に関わるさまざまな福祉問題や子どもの個性や発達課題に応じた支援についての理解が不十分で、地域との関係性や連携、調整の方法について思考することができない。
8	社会福祉と心理の専門的見地に基づき包括的な支援を行う能力	社会福祉における相談援助の実践に必要な心理学理論に基づき、共感的理解と援助者と被援助者の関係性を考慮した上で、生活上の多様な問題に対し、包括的な支援を行うことができる。	☐ チェック欄 社会福祉における相談援助の実践に必要な心理学理論に基づき、共感的理解と援助者と被援助者の関係性を考慮した上で、生活上の多様な問題に対し、包括的な支援を行うことができる。	☐ チェック欄 社会福祉における相談援助の実践に必要な心理学理論をある程度習得し、共感的理解と援助者と被援助者の関係性を考慮した生活上の問題に対する包括的な支援のあり方について説明することができる。	☐ チェック欄 社会福祉における相談援助の実践に必要な心理学理論の習得は十分とは言えないが、共感的理解と援助者と被援助者の関係性を考慮した生活上の問題に対する支援のあり方について思考することができる。	☐ チェック欄 社会福祉における相談援助の実践に必要な心理学理論の習得が不十分であり、共感的理解と援助者と被援助者の関係性を考慮した生活上の問題に対する支援のあり方について思考することができない。
チェック年月日		学科専攻	学籍番号		氏 名	
年 月 日						

- ・ルーブリックは、課程修了時（卒業時）までに身につけておくことが求められる8項目の資質・能力がどの程度達成できているかを自身で確認するためのものです。
- ・学期末や学年末にこのルーブリックで学修状況を振り返り、学修成果の段階がどこにあるかチェックし、「何ができて何ができていないか」を確認してください。
- ・チェックしたルーブリックとそれまでの成績評価を基に、今後の学修計画等についてアドバイザーに相談するなど活用してください。

子ども未来学部 子ども未来学科 ルーブリック

番号	課程修了時の 資質・能力	学修成果 (資質・能力の説明)	レベル4 十分身についているレベル	レベル3 ある程度身についているレベル	レベル2 やや努力を要するレベル	レベル1 相当の努力を要するレベル
1	人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする保育の専門家として必要な教養を備え、広い視野で物事を捉えて主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする保育の専門家として必要な教養を十分に備え、広い視野で物事を捉えて主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする保育の専門家として必要な教養をある程度身につけ、主体的に学ぶことができる。	☐ チェック欄 人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする保育の専門家として必要な教養がやや不十分であり、主体的に学ぶことが難しい。	☐ チェック欄 人間として、また建学の精神「捨我精進」を基調とする保育の専門家として必要な教養が不十分である。
2	汎用的な知識・技能を獲得し活用する能力	子どもの育ちや子育て家庭及びそれを取り巻く環境等に関する知識や技能を獲得し、子どもや保護者とのコミュニケーションや、保育者間の、あるいは保育の場と関係機関との協働において積極的に活用することができる。	☐ チェック欄 子どもの育ちや子育て家庭及びそれを取り巻く環境等に関する知識や技能を十分に獲得し、子どもや保護者とのコミュニケーションや、保育者間の、あるいは保育の場と関係機関との協働において積極的に活用することができる。	☐ チェック欄 子どもの育ちや子育て家庭及びそれを取り巻く環境等に関する知識や技能をある程度獲得し、子どもや保護者とのコミュニケーションや、保育者間の、あるいは保育の場と関係機関との協働においてある程度活用することができる。	☐ チェック欄 子どもの育ちや子育て家庭及びそれを取り巻く環境等に関する知識や技能の獲得がやや不十分であるため、それらを活用することが難しい。	☐ チェック欄 子どもの育ちや子育て家庭及びそれを取り巻く環境等に関する知識や技能の獲得が不十分である。
3	子ども一人ひとりの発達に即して適切な援助を行う能力	子ども一人ひとりの人権を尊重しつつ、子どもの発達についての基本的な知識を持ち、発達の過程や発達の課題に応じてどのような援助や支援が必要であるかを考え、個々の子どもや家族の育ちに求められる適切な援助や支援のあり方について判断し、実践することができる。	☐ チェック欄 子ども一人ひとりの人権を尊重しつつ、子どもの発達についての基本的な知識を十分に持ち、発達の過程や発達の課題に応じてどのような援助や支援が必要であるかを考え、個々の子どもや家族の育ちに求められる適切な援助や支援のあり方について判断し、実践することができる。	☐ チェック欄 子ども一人ひとりの人権を尊重しつつ、子どもの発達についての基本的な知識をある程度持ち、発達の過程や発達の課題に応じてどのような援助や支援が必要であるかを考えることができる。	☐ チェック欄 子ども一人ひとりの人権や発達についての基本的な知識がやや不十分であるため、発達の過程や発達の課題に応じた援助や支援について考えることが難しい。	☐ チェック欄 子ども一人ひとりの人権や発達についての基本的な知識が不十分である。
4	具体的な援助や支援の内容を計画し、実践できる能力	子どもの実態及びその背景にある家族や社会の状況に即した援助・支援のあり方に関する知識を踏まえ、具体的な指導計画や指導案を立案するために必要な技能や表現方法を身につけ、実践することができる。	☐ チェック欄 子どもの実態及びその背景にある家族や社会の状況に即した援助・支援のあり方に関する知識を踏まえ、具体的な指導計画や指導案を立案するために必要な技能や表現方法を十分に身につけ、実践することができる。	☐ チェック欄 子どもの実態及びその背景にある家族や社会の状況に即した援助・支援のあり方に関する知識をある程度踏まえ、具体的な指導計画や指導案を立案するために必要な技能や表現方法をひとりと身につけている。	☐ チェック欄 子どもの実態及びその背景にある家族や社会の状況に即した援助・支援のあり方に関する知識がやや不十分なため、具体的な指導計画や指導案を立案することが難しい。	☐ チェック欄 子どもの実態及びその背景にある家族や社会の状況に即した援助・支援のあり方に関する知識が不十分である。
5	経験や実践を反省的に振り返り課題を発見し、対応する能力	自らの保育実践を絶えず反省的に振り返り、子どもや家族への援助や支援に関する課題を発見し、それらに対応する新たな保育内容を計画し、実践することができる。	☐ チェック欄 自らの保育実践を絶えず反省的に振り返り、子どもや家族への援助や支援に関する課題を発見し、それらに十分に対応する新たな保育内容を計画し、実践することができる。	☐ チェック欄 自らの保育実践を反省的に振り返り、子どもや家族への援助や支援に関する課題を発見することに努め、それらにある程度対応する新たな保育内容を計画することができる。	☐ チェック欄 自らの保育実践から子どもや家族への援助や支援に関する課題を発見する力がやや不十分なため、それらに対応する新たな保育内容を計画することが難しい。	☐ チェック欄 自らの保育実践から子どもや家族への援助や支援に関する課題を発見する力が不十分である。
6	実践から生まれた気づきや課題を共有し、分析する能力	保育実践を通して生まれるさまざまな気づきや課題を保護者や保育者等と共有していくための表現力を身につけ、対話を通して解決へ向けた分析を行うことができる。	☐ チェック欄 保育実践を通して生まれるさまざまな気づきや課題を保護者や保育者等と共有していくための表現力を十分に身につけ、対話を通して解決へ向けた分析を行うことができる。	☐ チェック欄 保育実践を通して生まれるさまざまな気づきや課題を保護者や保育者等と共有していくための表現力がある程度身につけ、対話を通して解決方法について考えることができる。	☐ チェック欄 保育実践を通して生まれる気づきや課題を保護者や保育者等と共有していくための表現力がやや不十分なため、対話を通して解決方法について考えることが難しい。	☐ チェック欄 保育実践を通して生まれる気づきや課題を保護者や保育者等と共有していくための表現力が不十分である。
7	社会の動向を捉えながら、課題に対応するための方法を構想する能力	子どもや保育をめぐる制度や社会的問題等を踏まえ、現代の保育の課題について深い関心を持ち、それらの課題に対して主体的に考え、意見を持つことができる。	☐ チェック欄 子どもや保育をめぐる制度や社会的問題等を十分に踏まえ、現代の保育の課題について深い関心を持ち、それらの課題に対して主体的に考え、意見を持つことができる。	☐ チェック欄 子どもや保育をめぐる制度や社会的問題等をある程度踏まえ、現代の保育の課題について関心を持ち、それらの課題に対して主体的に考えることができる。	☐ チェック欄 子どもや保育をめぐる制度や社会的問題等に関する理解がやや不十分なため、現代の保育の課題に対して考えることが難しい。	☐ チェック欄 子どもや保育をめぐる制度や社会的問題等に関する理解が不十分である。
8	さまざまな社会資源との連携や協力のあり方を構築する能力	子どもや子育て家庭を取り巻く地域社会や行政、他領域の専門家と連携、協力していく必要性を認識し、その協働の具体的方法について考え、主体的に取り組むことができる。	☐ チェック欄 子どもや子育て家庭を取り巻く地域社会や行政、他領域の専門家と連携、協力していく必要性を十分に認識し、その協働の具体的方法について考え、主体的に取り組むことができる。	☐ チェック欄 子どもや子育て家庭を取り巻く地域社会や行政、他領域の専門家と連携、協力していく必要性をある程度認識し、その協働の具体的方法について考えることができる。	☐ チェック欄 子どもや子育て家庭を取り巻く地域社会や行政、他領域の専門家と連携、協力していく必要性への理解がやや不十分なため、その協働の方法について考えることが難しい。	☐ チェック欄 子どもや子育て家庭を取り巻く地域社会や行政、他領域の専門家と連携、協力していく必要性への理解が不十分である。
チェック年月日		学科専攻	学籍番号		氏 名	
年 月 日						

- ・ルーブリックは、課程修了時（卒業時）までに身につけておくことが求められる8項目の資質・能力がどの程度達成できているかを自身で確認するためのものです。
- ・学期末や学年末にこのルーブリックで学修状況を振り返り、学修成果の段階がどこにあるかチェックし、「何ができて何ができていないか」を確認してください。
- ・チェックしたルーブリックとそれまでの成績評価を基に、今後の学修計画等についてアドバイザーに相談するなど活用してください。

社会福祉学科 社会福祉専攻

(1) 社会福祉学科の概要

社会福祉学科では、人の誕生から死まで、福祉や介護を必要とする方々の自立と自己実現をサポートし、また、人の幸せを実現する社会づくりのために働く専門職を育成する。現代社会は個人の価値観が多様化し、社会環境も大きく変化している。専門職として、個々の人々がおかれた状況について深く理解し、多様な福祉ニーズに柔軟に対応できる福祉の担い手を育てることを目指している。

将来において、福祉のみでなく保健・医療・教育などの多様な分野において対人援助からマネジメントまでの幅広い実践を行うために、基礎教養を学び、豊かな人間性を養い、福祉の基本理念や制度・政策などに関する多様な知識と専門技術を習得し、専門職としての総合的力量を養う。

本学科は「社会福祉専攻」と「介護福祉専攻」の2専攻を置き、社会福祉専攻では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得を、希望者が精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。介護福祉専攻（2018年度入学者まで）では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得および介護福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。また、両専攻ともピアヘルパーの受験資格を取得することができる。

〈専攻説明〉

◎社会福祉専攻

社会福祉士として専門性を習得した上で、学生一人ひとりが将来選択したい領域について学びを深め、その分野の専門性を高めることを教育目標とする。そのために、以下の3コースが設定され、各コースには独自のカリキュラムが用意されている。学生は3年生になる時点で、各コースを担当する教員のゼミナールを選択する。どのコースを選択しても、希望する学生は精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指すことができる。

児童・障害者・高齢者支援コース

社会福祉士として、児童・障害者から高齢者まで、人の一生に関わる対人援助をしたいという志望者に向けたコース。

児童・家庭福祉、スクールソーシャルワーク、障害者福祉、高齢者福祉、成年後見、心理学、メディア文化などの学びを深め、支援者としての資質、実践力を高める。

卒業後は、高い専門性を持った社会福祉士として、児童福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、福祉関連企業、公的機関、学校などで働くことを目指す。

公務員・福祉マネジメントコース

社会福祉士として、福祉行政に携わりたい、福祉施設におけるマネジメント（管理・運営）を学びたい、福祉関係の起業・運営をしたい、企業の福祉分野で働きたいという志望者に向けたコース。

公務員養成講座、地域福祉、福祉計画、災害福祉、福祉経営、福祉工学、福祉情報、福祉広報などの専門分野を学び、公務員や福祉マネジメントに携わる人材としての資質を高める。

卒業後は、高い専門性を持った社会福祉士として、国および地方の福祉行政や社会福祉協議会の福祉計画、福祉施設の管理・運営などに携わることを目指す。また、企業の福祉部門における活躍や社会福祉法人ならびにNPO法人の起業・運営も期待されている。

医療・精神保健福祉コース

社会福祉士資格をベースに、病院等で働く医療ソーシャルワーカーや精神保健福祉分野のソーシャルワーカーをはじめ、「医療に強いソーシャルワーカー」を育成するコース。

医療福祉論、グリーフワーク論などを基盤に、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉援助技術演習など精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための専門分野を学ぶとともに、社会福祉と保健医療とのかかわりに関する学びを深め、実践力を身につける。

卒業後は医療ソーシャルワーカーとして、または、精神保健福祉士として、一般病院、精神科病院、リハビリテーション機関、精神保健福祉関係機関で働くことを目指す。また、公務員としての進路を目指すこともできる。

(2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
教養基礎科目	必修	7 単位
	選択	17 単位以上
	小計	24 単位以上
専門基礎科目	必修	2 単位
	選択	16 単位以上
	小計	18 単位以上
専門基幹科目	必修	56 単位
	選択	6 単位以上
	小計	62 単位以上
専門発展科目	必修	4 単位
	選択	16 単位以上
	小計	20 単位以上
合 計		124 単位以上

社会福祉学科 社会福祉専攻 開設授業科目

(カリキュラム・マップ：卒業認定・学位授与方針に基づく「課程修了時の資質・能力」と各授業科目との関係を表す)

区分	授業科目名 (2014年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格 ^{*1}						「課程修了時の資質・能力」 との関わり ^{*2}								備考
							社 士	精 士	主 事	児 童	ピ ア	ス ク	1	2	3	4	5	6	7	8	
教養基礎科目	宗教学	選択	1	後期	2	講義							○			○					必修 7単位 選択 17単位 以上
	倫理学	選択	1	前期	2	講義							○			○					
	心理学 ※3	必修	1	前期	2	講義	●	●	●	●			○	○			○				
	美術概論	選択	1	後期	2	講義							○								
	日本文化体験	選択	1	通年	2	演習							○								
	日本語表現法Ⅰ	必修	1	通年	2	演習							○								
	日本語表現法Ⅱ	選択	2	前・後	1	演習							○								
	社会学 ※3	選択	1	前期	2	講義	●	●	●	●			○	○		○					
	法学	選択	1	前期	2	講義							○			○					
	政治学	選択	1	後期	2	講義							○								
	経済学	選択	1	前期	2	講義							○								
	世界史	選択	2	前期	2	講義							○								
	数学入門	選択	1	前期	2	講義							○								
	現代情報学 *	選択	1	後期	2	講義							○	○			○				
	コンピュータ・リテラシー	必修	1	通年	2	演習							○	○				○	○		
	環境科学	選択	1	前期	2	講義							○								
	生命科学	選択	1	後期	2	講義							○								
	生活科学	選択	1	前期	2	講義							○								
	生活福祉工学Ⅰ	選択	1	後期	2	講義							○							○	
	英語コミュニケーション	選択	1	通年	2	演習							○	○			○				
	実用英語	選択	1	通年	2	演習							○	○			○				
	中国語	選択	1	通年	2	演習							○	○			○				
	韓国語	選択	1	通年	2	演習							○	○			○				
	球技スポーツ	選択	1	前期	1	実技							○				○		○		
	スポーツ・コミュニケーション	選択	1	前期	1	実技							○	○					○		
	アドベンチャー・スポーツ	選択	1	集中	1	実技							○							○	
	スキー・スポーツ	選択	1	集中	1	実技							○								
	スノーボード・スポーツ	選択	1	集中	1	実技							○								
	基礎演習 *	必修	1	前期	1	演習							○								
	公務員概論 *	選択	2	後期	2	講義							○	○				○			
	社会福祉入門	選択	1	集中	1	演習							○	○							(単位認定科目)
専門基礎科目	福祉マインド実践講座	必修	1	通年	2	演習							○	○	○	○	○	○	○	○	必修 2単位 選択 16単位 以上
	日本国憲法	選択	1	後期	2	講義							○			○					
	人間と性 *	選択	2	後期	2	講義							○				○		○		
	生活福祉工学Ⅱ	選択	2	前期	1	演習								○					○	○	
	家族社会学	選択	2	後期	2	講義							○	○						○	
	民族と国家	選択	2	前期	2	講義							○							○	
	カウンセリング	選択	2	後期	2	講義					●			○			○	○		○	
	発達心理学	選択	2	後期	2	講義					●	●	○								
	臨床心理学実習	選択	2	前期	2	講義					●		○		○		○				
	児童心理学	選択	1	後期	2	講義							○								
	教育心理学	選択	1	後期	2	講義						●	○								
	精神医学	選択	2	通年	4	講義		●						○				○	○		
	精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	選択	1	後期	2	講義		●						○	○			○	○		
	精神保健福祉援助技術総論Ⅱ	選択	2	前期	2	講義		●						○	○			○	○	○	
	精神保健福祉論Ⅰ	選択	2	通年	4	講義		●						○	○			○	○	○	
	精神保健学	選択	3	通年	4	講義		●				●		○	○			○	○		
	教育社会学	選択	2	前期	2	講義						●	○								
	社会福祉情報論	選択	2	前期	2	講義							○	○				○	○	○	
	簿記論	選択	1	後期	2	講義							○						○	○	
	会計学 *	選択	2	前期	2	講義							○						○		
	介護福祉論	選択	3	前期	1	講義								○					○		
	介護技術	選択	3	後期	1	演習								○							
	情報システム論 *	選択	2	後期	2	講義													○	○	
	海外研修(福祉)	選択	1	集中	2	演習											○	○	○	○	
	社会福祉総合講座	選択	4	通年	4	講義							○	○	○						隔年開講(2022年度開講) (単位認定科目)
	福祉キャリア講座 *	選択	3	通年	2	演習							○	○	○						(単位認定科目)

※1 「社士」：社会福祉士受験資格、「精士」：精神保健福祉士受験資格、「主事」：社会福祉主事任用資格、

「児童」：児童指導員任用資格、「ピア」：ピアヘルパー受験資格、「スク」：スクールソーシャルワーク教育課程修了者

※2 ○：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる。

○：課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる。

※3 社会福祉士(受験資格)指定科目「心理学」「社会学」「医学概論」のうち1科目以上を修得すること(精神保健福祉士受験資格を取得する場合も同様)。

* 開講せず

区分	授業科目名 (2014年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格						「課程修了時の資質・能力」 との関わり								備考
							社 士	精 士	主 事	児 童	ピ ア	ス ク	1	2	3	4	5	6	7	8	
専門基幹科目	高齢者福祉論Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●		●				◎								必修 56単位 選択 6単位 以上
	高齢者福祉論Ⅱ	必修	2	前期	2	講義	●		●				◎				○				
	障害者福祉論	必修	1	前期	2	講義	●	●	●				◎								
	障害者福祉論詳説	選択	2	前期	2	講義							○				◎				
	公的扶助論	必修	1	後期	2	講義	●	●	●				◎								
	公的扶助論詳説	選択	2	後期	2	講義							○							◎	
	医学概論 ※3	選択	2	前期	2	講義	●	●					◎								
	児童・家庭福祉論	必修	1	後期	2	講義	●					●	◎								
	児童・家庭福祉論詳説	選択	2	後期	2	講義						●	◎							◎	
	社会保障論Ⅰ	必修	2	前期	2	講義	●	●	●				◎								
	社会保障論Ⅱ	必修	2	後期	2	講義	●	●	●				◎								
	社会福祉学総論Ⅰ	必修	2	後期	2	講義	●	●	●				◎								
	社会福祉学総論Ⅱ	必修	3	前期	2	講義	●	●	●				◎								
	保健医療サービス論	必修	2	後期	2	講義	●	●					◎				○				
	地域福祉の理論と方法Ⅰ	必修	3	前期	2	講義	●	●	●				◎	◎			○	○			
	地域福祉の理論と方法Ⅱ	必修	3	後期	2	講義	●	●	●				◎	◎			○	○			
	福祉行財政と福祉計画	必修	3	後期	2	講義	●	●					○	◎			◎	○	○		
	福祉サービスの組織と経営	必修	3	後期	2	講義	●						○	◎			◎	○	○		
	社会調査法	必修	2	前期	2	講義	●						◎					○	○		
	権利擁護と成年後見制度 ※4	必修	3	後期	2	講義	●	●					○	○	◎		○	○			
	司法福祉論 ※4	選択	3	前期	2	講義	●						○	○			◎	○			
	就労支援 ※4	選択	3	前期	1	講義	●						○	◎			◎		○		
	ソーシャルワーク総論Ⅰ	必修	3	前期	2	講義	●		●				◎	◎			○				
	ソーシャルワーク総論Ⅱ	必修	3	後期	2	講義	●		●				◎	◎	○	○					
	ソーシャルワークⅠ	必修	1	前期	2	講義	●		●				◎	◎	○						
	ソーシャルワークⅡ	必修	1	後期	2	講義	●		●				◎	◎		○					
	ソーシャルワークⅢ	必修	2	後期	2	講義	●		●				◎	◎			○				
	ソーシャルワークⅣ	必修	3	後期	2	講義	●		●				◎	◎			○		○		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	必修	2	通年	2	演習	●	免除						◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	必修	3	通年	2	演習	●	免除						◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	必修	4	前期	1	演習	●	免除						◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	必修	2	後期	1	演習	●							◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	必修	3	通年	2	演習	●							◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク実習	必修	3	集中	4	実習	●	免除						◎	○	○	○				
専門発展科目	ゼミナールⅠ	必修	3	通年	2	演習								○					◎		必修 4単位 選択 16単位 以上
	ゼミナールⅡ	必修	4	通年	2	演習								○					◎		
	卒業研究	選択	4	—	4	—													◎		
	国際関係論	選択	3	前期	2	講義						○							○	◎	
	国際福祉論 *	選択	3	前期	2	講義							○						○	◎	
	グリーフワーク論	選択	3	後期	2	講義														◎	
	発達障害福祉論	選択	3	後期	2	講義														◎	
	老年心理学	選択	3	前期	2	講義							○				◎			○	
	老年社会学	選択	3	後期	2	講義														◎	
	メディア文化論 *	選択	3	前期	2	講義														◎	
	スクールソーシャルワーク論	選択	3	前期	2	講義						●	◎					○	○		
	スクールソーシャルワーク演習	選択	3	前期	1	演習						●			○			○	○	◎	
	スクールソーシャルワーク実習指導	選択	4	前期	1	演習						●			○			○	○	◎	
	スクールソーシャルワーク実習	選択	4	集中	2	実習						●			○			○	○	◎	
	福祉情報マネジメント論	選択	3	前期	2	講義												◎	○	○	
	福祉データベース	選択	3	通年	2	演習							◎						○		
	福祉情報技術	選択	3	前期	2	講義							○							◎	
	起業経営論	選択	3	後期	2	講義							○							◎	
	災害福祉論	選択	3	前期	2	講義												◎		○	
	公務員養成講座Ⅰ	選択	3	前期	2	講義													○	○	
	公務員養成講座Ⅱ	選択	3	後期	2	講義													○	○	
	精神科リハビリテーション学Ⅰ	選択	3	後期	2	講義		●					○		○		◎	○	○		
	精神科リハビリテーション学Ⅱ	選択	4	前期	2	講義		●						○	○		○	○	◎		
	精神保健福祉援助演習Ⅰ	選択	3	前期	1	演習		●						◎	○	○	○	○	○		

※4 社会福祉士（受験資格）指定科目「権利擁護と成年後見制度」「司法福祉論」「就労支援」のうち1科目以上を修得すること。

* 開講せず

区分	授業科目名 (2014年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格						「課程修了時の資質・能力」 との関わり								備考
							社 士	精 士	主 事	児 童	ピ ア	ス ク	1	2	3	4	5	6	7	8	
専門 発展 科目	精神保健福祉援助演習Ⅱ	選択	3	後期	1	演習	●								◎	○	○	○	○	○	
	精神保健福祉援助技術各論Ⅰ *	選択	3	前期	2	講義	●								◎	○	○	○	○	○	
	精神保健福祉援助技術各論Ⅱ	選択	4	前期	2	講義	●								◎	○	○	○	○	○	
	精神保健福祉論Ⅱ	選択	3	前期	2	講義	●								◎			○	○	○	
	精神保健福祉援助実習指導（事前）	選択	3	通年	2	演習	●								◎	○	○	○	○		
	精神保健福祉援助実習指導（事後）	選択	4	前期	1	演習	●								◎	○	○	○	○		
	精神保健福祉援助実習Ⅰ	選択	3	集中	2	実習	●								◎	○	○	○	○		
	精神保健福祉援助実習Ⅱ	選択	3	集中	2	実習	●								◎	○	○	○	○		
	医療福祉論	選択	3	後期	2	講義												◎	○	○	
	医療ソーシャルワーク実習指導 *	選択	3	後期	1	演習									◎			○	○	○	
	医療ソーシャルワーク実習	選択	4	集中	1	実習									◎			○	○	○	
	ヘルスケアシステム論 *	選択	3	前期	2	講義									◎			○	○		
	SST *	選択	3	通年	4	講義								◎			○				

* 開講せず

社会福祉学科 社会福祉専攻 カリキュラム・ツリー (2014～2018 年度入学生対象カリキュラム) (授業科目間のつながりと履修の順序などを示した図表)

授業科目名					
1 年		2 年		3 年	
前期	後期	前期	後期	前期	後期
NO.1 人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	基礎演習				
	福祉マインド実践講座				
	美術概論				
	日本文化体験				
	日本語表現法Ⅰ	日本語表現法Ⅱ			
	心理学	児童心理学	発達心理学		
	教育学心理学	教育社会学	家族社会学		
	社会学	政治学			
	経済学				
NO.2 汎用的な知識・技能的な知見・活用する能力	数学入門	簿記論	会計学		
	現代情報学	現代情報学	会計学		
	コンピュータ・リテラシー				
	環境科学	生命科学	医学概論		
	生活科学				
	英語コミュニケーション				
	実用英語				
	中国語				
	韓国語				
	球技スポーツ				
NO.3 生活問題の解決に向けた相談援助を実践する能力	高齢者福祉論Ⅰ	高齢者福祉論Ⅱ	社会保険論Ⅱ		
	公的扶助論	社会保険論Ⅰ			
	障害者福祉論	児童・家庭福祉論	社会福祉学総論Ⅰ		
	社会福祉学総論Ⅱ	保健医療サービス論	介護福祉論		
	ソーシャルワークⅠ	ソーシャルワークⅡ	ソーシャルワークⅢ		
			介護技術		
			ソーシャルワークⅣ		
			ソーシャルワーク総論Ⅰ		
			スクールソーシャルワーク論		
			SST		
NO.4 個人の尊厳を重視し支援する能力	倫理学	宗教学			
	法学	日本国憲法			
NO.5 共感性をもってコミュニケーションできる能力	海外研修 (福祉)	障害者福祉論	人間と性	老年心理学	
		障害者福祉論詳説	カウンセリング		
		臨床心理学実習			
NO.6 社会福祉の知識、技能をチームの中で活用する能力					
NO.7 主体性を持って多様な人々と学び働く能力					
NO.8 個人の能力を高め社会を開発する能力					

社会福祉学科 介護福祉専攻

(1) 社会福祉学科の概要

社会福祉学科では、人の誕生から死まで、福祉や介護を必要とする方々の自立と自己実現をサポートし、また、人の幸せを実現する社会づくりのために働く専門職を育成する。現代社会は個人の価値観が多様化し、社会環境も大きく変化している。専門職として、個々の人々がおかれた状況について深く理解し、多様な福祉ニーズに柔軟に対応できる福祉の担い手を育てることを目指している。

将来において、福祉のみでなく保健・医療・教育などの多様な分野において対人援助からマネジメントまでの幅広い実践を行うために、基礎教養を学び、豊かな人間性を養い、福祉の基本理念や制度・政策などに関する多様な知識と専門技術を習得し、専門職としての総合的力量を養う。

本学科は「社会福祉専攻」と「介護福祉専攻」の2専攻を置き、社会福祉専攻では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得を、希望者が精神保健福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。介護福祉専攻（2018年度入学者まで）では全学生が社会福祉士の国家試験受験資格取得および介護福祉士の国家試験受験資格取得を目指す。また、両専攻ともピアヘルパーの受験資格を取得することができる。

〈専攻説明〉

◎介護福祉専攻

介護福祉専攻では、21世紀の介護と福祉に必要な専門的知識と技術を総合的に修得し、さまざまな福祉分野で核となって活躍できる人間性豊かで実践力のある人材を育成することを目的とする。

(2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
教養基礎科目	必修	9 単位
	選択	2 単位以上
	小計	11 単位以上
専門基礎科目	必修	4 単位
	選択	任意
	小計	4 単位以上
専門基幹科目	必修	60 単位
	選択	任意
	小計	60 単位以上
専門発展科目	必修	68 単位
	選択	任意
	小計	68 単位以上
合 計		143 単位以上

社会福祉学科 介護福祉専攻 開設授業科目

(カリキュラム・マップ：卒業認定・学位授与方針に基づく「課程修了時の資質・能力」と各授業科目との関係を表す)

区分	授業科目名 (2014年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格 ^{※1}						「課程修了時の資質・能力」 との関わり ^{※2}								備考
							介士	社士	主事	児童	ピア	アク	1	2	3	4	5	6	7	8	
教養基礎科目	人文科学	倫理学	必修	1	前期	2	講義	●					◎			◎					必修 9単位 選択 2単位 以上
		心理学 ※3	必修	1	前期	2	講義	●	●	●	●		◎	◎			○				
		美術概論	選択	1	後期	2	講義						◎								
		日本文化体験	選択	1	通年	2	演習						◎								
		日本語表現法Ⅰ	必修	1	通年	2	演習						◎								
		日本語表現法Ⅱ	選択	2	前・後	1	演習						◎								
	社会科学	社会学 ※3	選択	1	前期	2	講義		●	●	●		◎	○		○					
		法学	選択	1	前期	2	講義						○			◎					
		政治学	選択	1	後期	2	講義						◎								
		経済学	選択	1	前期	2	講義						◎								
	自然科学	世界史	選択	2	前期	2	講義						◎								
		数学入門	選択	1	前期	2	講義						◎								
		現代情報学 *	選択	1	後期	2	講義						◎	○			○				
		コンピュータ・リテラシー	必修	1	通年	2	演習						◎	○			○			○	
		環境科学	選択	1	前期	2	講義						◎								
		生命科学	選択	1	後期	2	講義						◎								
	外国語	生活科学	選択	1	前期	2	講義						◎								
		生活福祉工学Ⅰ	選択	1	後期	2	講義												◎		
		英語コミュニケーション	選択	1	通年	2	演習						◎	○			○				
		実用英語	選択	1	通年	2	演習						◎	○			○				
		中国語	選択	1	通年	2	演習						◎	○			○				
		韓国語	選択	1	通年	2	演習						◎	○			○				
	スポーツ	球技スポーツ	選択	1	前期	1	実技						◎				○				
		スポーツ・コミュニケーション	選択	1	前期	1	実技						◎	○							
		アドベンチャー・スポーツ	選択	1	集中	1	実技						◎								
		スキー・スポーツ	選択	1	集中	1	実技						◎								
	基礎	スノーボード・スポーツ	選択	1	集中	1	実技						◎								
		基礎演習 *	必修	1	前期	1	演習						◎								
	教育交流	公務員概論 *	選択	2	後期	2	講義						◎	◎							
		社会福祉入門	選択	1	集中	1	演習						◎	○							(単位認定科目)
専門基礎科目		福祉マインド実践講座	必修	1	通年	2	演習						◎			○	○	○	○	○	必修 4単位 選択 (任意)
		日本国憲法	選択	1	後期	2	講義						○			◎					
		人間と性 *	選択	2	後期	2	講義						○			◎					
		民族と国家	選択	2	前期	2	講義						◎								
		カウンセリング	必修	2	前期	2	講義	●				●		○			◎	○			
		発達心理学	選択	2	後期	2	講義					●	◎								
		臨床心理学実習	選択	2	前期	2	講義					●	○		○		◎				
		海外研修(福祉)	選択	1	集中	2	演習										◎	○			
		社会福祉総合講座	選択	4	通年	4	講義						○	◎	○						隔年開講(2022年度開講) (単位認定科目)
		福祉キャリア講座 *	選択	3	通年	2	演習						○	◎	○						(単位認定科目)
専門基幹科目		高齢者福祉論Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●	●	●				◎							必修 60単位 選択 (任意)
		高齢者福祉論Ⅱ	必修	2	前期	2	講義		●	●				◎				○			
		障害者福祉論Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●	●	●				◎							
		障害者福祉論Ⅱ	必修	2	前期	2	講義	●	●	●				○			◎				
		公的扶助論	必修	1	後期	2	講義		●	●	●			◎							
		公的扶助論詳説	選択	2	後期	2	講義							○						◎	
		医学概論 ※3	必修	2	前期	2	講義	●	●					◎							
		児童・家庭福祉論	必修	1	後期	2	講義		●					◎							
		児童・家庭福祉論詳説	選択	2	後期	2	講義							◎							
		社会保障論Ⅰ	必修	2	前期	2	講義	●	●	●				◎							
		社会保障論Ⅱ	必修	2	後期	2	講義	●	●	●				◎							
		社会福祉学総論Ⅰ	必修	2	後期	2	講義	●	●	●				◎							
		社会福祉学総論Ⅱ	必修	3	前期	2	講義		●	●				◎							
		保健医療サービス論	必修	2	後期	2	講義		●					◎				○			

※1 「介士」：介護福祉士受験資格、「社士」：社会福祉士受験資格、「主事」：社会福祉主事任用資格、

「児童」：児童指導員任用資格、「ピア」：ピアヘルパー受験資格、「アク」：アクティビティ・ワーカー

※2 ○：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる。

◎：課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる。

※3 社会福祉士(受験資格)指定科目「心理学」「社会学」「医学概論」のうち1科目以上を修得すること。

* 開講せず

区分	授業科目名 (2014年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格						「課程修了時の資質・能力」 との関わり								備考
							介士	社士	主事	児童	ピア	アク	1	2	3	4	5	6	7	8	
専門基幹科目	地域福祉の理論と方法Ⅰ	必修	3	前期	2	講義		●	●				◎	◎			○		○		(前頁から 続く)
	地域福祉の理論と方法Ⅱ	必修	3	後期	2	講義		●	●				◎	◎			○		○		
	福祉行政と福祉計画	必修	3	後期	2	講義		●						◎			◎		○		
	福祉サービスの組織と経営	必修	3	後期	2	講義		●					○	○			◎		○		
	社会調査法	必修	2	前期	2	講義		●					◎							○	
	権利擁護と成年後見制度 ※4	必修	3	後期	2	講義	●	●					○	○	◎		○		○		
	司法福祉論 ※4	選択	3	前期	2	講義							○	○			◎				
	就労支援 ※4	選択	3	前期	1	講義		●					○	○			◎				
	ソーシャルワーク総論Ⅰ	必修	3	前期	2	講義		●	●				◎	◎				○			
	ソーシャルワーク総論Ⅱ	必修	3	後期	2	講義		●	●				◎	◎	○	○					
	ソーシャルワークⅠ	必修	1	前期	2	講義		●	●				◎	◎	○						
	ソーシャルワークⅡ	必修	1	後期	2	講義		●	●				◎	◎		○					
	ソーシャルワークⅢ	必修	2	後期	2	講義		●	●				◎	◎			○				
	ソーシャルワークⅣ	必修	3	後期	2	講義		●	●				◎	◎			○		○		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	必修	2	通年	2	演習		●						◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	必修	3	通年	2	演習		●						◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	必修	4	前期	1	演習		●						◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	必修	2	後期	1	演習		●						◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	必修	3	通年	2	演習		●						◎	○	○	○				
	ソーシャルワーク実習	必修	3	集中	4	実習		●						◎	○	○	○				
専門発展科目	ゼミナールⅠ	必修	3	通年	2	演習									○	○		○	◎		必修 68単位 選択 (任意)
	ゼミナールⅡ	必修	4	通年	2	演習									○	○		○	◎		
	卒業研究	選択	4	—	4	—									○	○		○	◎		
	介護福祉論Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●					●			○			○	◎		
	介護福祉論Ⅱ	必修	1	後期	2	講義	●					●			○		○	◎	○		
	暮らしと生活環境	必修	1	後期	2	講義	●					●						◎	○		
	コミュニケーション技術Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●					●				◎		○	○		
	コミュニケーション技術Ⅱ	必修	1	後期	1	演習	●					●				◎		○	○		
	生きがい活動論	必修	3	前期	1	演習	●					●				○		◎	○		
	リハビリテーション論	必修	3	前期	2	講義	●											◎	○		
	ケアマネジメント論	必修	4	前期	2	講義	●							○			○	○	◎		
	生活支援技術Ⅰ *	必修	1	後期	2	演習	●					●			○	○		◎	○		
	生活支援技術Ⅱ *	必修	2	前期	2	演習	●					●			○	○		◎	○		
	生活支援技術Ⅲ *	必修	1	後期	1	演習	●					●			○			◎	○		
	生活支援技術Ⅳ *	必修	2	前期	1	演習	●					●			○			◎	○		
	生活支援技術Ⅴ	必修	2	通年	2	演習	●					●			○			◎	○		
	生活支援技術Ⅵ	必修	3	通年	2	演習	●							○				◎	○		
	医療的ケアⅠ	必修	2	通年	4	講義	●										○	◎	○		
	医療的ケアⅡ	必修	3	前期	2	講義	●										○	◎	○		
	介護過程Ⅰ *	必修	1	後期	2	講義	●					●			○	○			○	◎	
	介護過程Ⅱ	必修	2	後期	1	演習	●					●			○	○		◎	○		
	介護過程Ⅲ	必修	3	前期	1	演習	●					●						○	◎		
	介護過程Ⅳ	必修	3	後期	1	演習	●					●						◎	○		
	介護過程Ⅴ	必修	4	前期	1	演習	●					●						◎	○		
	生活福祉論	必修	1	前期	2	講義	●					●						◎	○		
	老年心理学	必修	3	前期	2	講義	●											◎	○		
	介護総合演習Ⅰ *	必修	1	後期	1	演習	●					●				○		○	◎		
	介護総合演習Ⅱ	必修	2	前期	1	演習	●					●						○	◎		
	介護総合演習Ⅲ	必修	2	後期	1	演習	●					●						○	◎		
	介護総合演習Ⅳ	必修	3	後期	1	演習	●					●						○	◎		
	精神保健	必修	2	前期	2	講義	●											◎	○		

※4 社会福祉士（受験資格）指定科目「権利擁護と成年後見制度」「司法福祉論」「就労支援」のうち1科目以上を修得すること。

* 開講せず

区分	授業科目名 (2014 年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格						「課程修了時の資質・能力」 との関わり								備考
							介 士	社 士	主 事	児 童	ピ ア	ア ク	1	2	3	4	5	6	7	8	
専門 発展 科目	認知症ケア論	必修	2	後期	2	講義	●									○			◎	○	(前頁から 続く)
	身体構造と機能Ⅰ	必修	1	後期	2	講義	●					●							◎	○	
	身体構造と機能Ⅱ	必修	2	後期	2	講義	●												◎	○	
	身体構造と機能Ⅲ	必修	3	前期	2	講義	●												◎	○	
	介護実習Ⅰ－１ *	必修	1	集中	1	実習	●					●				○	○	○	○	◎	
	介護実習Ⅰ－２	必修	2	集中	2	実習	●					●				○	○	○	○	◎	
	介護実習Ⅱ－１	必修	2	集中	3	実習	●					●				○	○	○	○	◎	
	介護実習Ⅱ－２	必修	3	集中	4	実習	●					●				○	○	○	○	◎	

* 開講せず

心理福祉学科

(1) 心理福祉学科の概要

地域社会、学校等における様々な福祉問題や支援のニーズに取り組んでいくためには、地域の福祉機関や関係者との連携ができ、心理学的スキルを兼ね備えた社会福祉の専門職としての素養を持った人材が求められる。このことを踏まえ、心理福祉学科では、地域における支援の体制を構築していくにあたり、その核となる「社会福祉の専門性」と「心理の専門性」を身につけ、その強みを活かして幅広い福祉・教育分野に貢献できる人材を育成する。

本学科のカリキュラムは以下に示す教育課程編成方針に基づき、福祉学と心理学に関する多様な科目配置になっている。

1. 社会福祉の理念を基盤とし、心理学の専門性を兼ね備えた人材の育成
2. カウンセリングスキルの修得
3. 職場のよりよい人間関係の構築
4. 社会福祉学と心理学を活かした特別支援教育
5. 豊かな人間性の涵養
6. 福祉マインドに基づく人間福祉の総合化

1・2年次のカリキュラムには、学生全員が社会福祉と心理学の基礎知識を修得するための科目が配置されている。高齢者や障害者のこころのケアはもとより、こころの支援を必要としているあらゆる人々の相談に対応するために、カウンセリングの理論や技術を修得する。3・4年次には、1・2年次の学びを活かして、福祉現場や教育現場での実践教育が実施される。また、心理学領域においてより高度な専門職の土台となる認定心理士の資格取得をめざした科目が配置されている。教育領域では、中学（社会）、高校（公民・福祉）、特別支援学校の教員免許取得が可能な教職課程が設置され、心理と福祉の専門性を身につけた教師の養成を目指す。

4年間の学びにおいて、福祉マインドに基づく福祉現場や教育現場での実践および大学における研究を通じて、人間福祉全般に精通するための社会福祉の専門性と心理の専門性を身につける。

(2) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
教養基礎科目	必修	7 単位
	選択	16 単位以上
	小計	23 単位以上
専門基礎科目	必修	8 単位
	選択	10 単位以上
	小計	18 単位以上
専門基幹科目	必修	55 単位
	選択	任意
	小計	55 単位以上
専門発展科目	必修	2 単位
	選択	18 単位以上
	小計	20 単位以上
専門基幹科目 又は 専門発展科目	選択	8 単位以上
	小計	8 単位以上
合 計		124 単位以上

心理福祉学科 開設授業科目

(カリキュラム・マップ：卒業認定・学位授与方針に基づく「課程修了時の資質・能力」と各授業科目との関係を表す)

区分	授業科目名 (2014年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格※ ¹								「課程修了時の資質・能力」 との関わり ²								備考				
							社 士	認 心	中 社	高 公	高 福	特 支	主 事	児 童	ビ ア	ス ク	1	2	3	4	5	6		7	8		
教養基礎科目	人文学	宗教学	選択	1	後期	2	講義			●	●							○								必修 7単位 選択 16単位 以上	
		倫理学	選択	1	前期	2	講義			●	●							○									
		心理学 ※3	必修	1	前期	2	講義	●	●		●			●	●			○	○		○		○				
		美術概論	選択	1	後期	2	講義											○									
		日本文化体験	選択	1	通年	2	演習											○									
		日本語表現法Ⅰ	必修	1	通年	2	演習											○									
	社会科学	日本語表現法Ⅱ	選択	2	前・後	1	演習											○									
		社会学 ※3	選択	1	前期	2	講義	●		●	●			●	●			○	○								
		法学	選択	1	前期	2	講義			●	●							○									
		政治学	選択	1	後期	2	講義			●	●							○									
		経済学	選択	1	前期	2	講義			●	●							○									
		日本史	選択	1	後期	2	講義			●								○									
	自然科学	世界史	選択	2	前期	2	講義			●								○									
		地理学	選択	2	前期	2	講義			●								○									
		数学入門	選択	1	前期	2	講義											○									
		現代情報学 *	選択	1	後期	2	講義											○	○								
		コンピュータ・リテラシー	必修	1	通年	2	演習			●	●	●						○	○								
		環境科学	選択	1	前期	2	講義											○									
	外国語	生命科学	選択	1	後期	2	講義											○									
		生活科学	選択	1	前期	2	講義											○									
		生活福祉工学Ⅰ	選択	1	後期	2	講義											○									
		英語コミュニケーション	選択	1	通年	2	演習			●	●	●						○	○								
		実用英語	選択	1	通年	2	演習			●	●	●						○	○								
		中国語	選択	1	通年	2	演習											○	○								
	スポーツ	韓国語	選択	1	通年	2	演習											○	○								
球技スポーツ		選択	1	前期	1	実技			●	●	●						○										
スポーツ・コミュニケーション		選択	1	前期	1	実技			●	●	●						○	○									
アドベンチャー・スポーツ		選択	1	集中	1	実技			●	●	●						○										
スキー・スポーツ		選択	1	集中	1	実技			●	●	●						○										
スノーボード・スポーツ		選択	1	集中	1	実技			●	●	●						○										
基礎 教育交流	基礎演習 *	必修	1	前期	1	演習											○										
	社会福祉入門	選択	1	集中	1	演習											○	○						(単位認定科目)			
専門基礎科目	福祉マインド実践講座	必修	1	通年	2	演習			●	●	●						○	○	○						必修 8単位 選択 10単位 以上		
	日本国憲法	選択	1	後期	2	講義			●	●	●						○										
	家族社会学	選択	2	後期	2	講義			●	●							○	○									
	民族と国家	選択	2	前期	2	講義				●							○										
	カウンセリング	必修	2	前期	2	講義		●								●		○		○							
	教育相談	選択	2	後期	2	講義		●	●	●	●									○							
	発達心理学	必修	1	後期	2	講義		●	●	●	●					●	●			○		○	○				
	臨床心理学実習	必修	2	前期	2	講義		●								●				○							
	児童心理学	選択	1	後期	2	講義		●												○							
	教育心理学	選択	1	後期	2	講義		●	●	●	●					●				○		○	○				
	教育社会学	選択	2	前期	2	講義			●	●	●					●	○					○					
	精神保健学	選択	3	通年	4	講義										●						○					
	障害児教育論	選択	2	前期	2	講義						●											○				
	社会福祉情報論	選択	2	前期	2	講義											○	○									
	簿記論	選択	1	後期	2	講義											○										
	介護福祉論	選択	3	前期	1	講義					●							○					○				
	介護技術	選択	3	後期	1	演習					●							○					○				
	人体の機能と日常生活	選択	2	後期	2	講義					●												○				
	加齢・障害の理解	選択	2	前期	2	講義					●												○				
	海外研修（福祉）	選択	1	集中	2	演習																	○			隔年開講（2022年度開講）	
	社会福祉総合講座	選択	4	通年	4	講義												○	○					○		(単位認定科目)	
	福祉キャリア講座 *	選択	3	通年	2	演習												○	○					○		(単位認定科目)	
	教職総合講座Ⅰ	選択	3	通年	2	講義																		○		(単位認定科目)	
	教職総合講座Ⅱ	選択	4	通年	2	講義																		○		(単位認定科目)	

※1 「社士」：社会福祉士受験資格、「認心」：認定心理士、「中社」：中学校教諭一種免許（社会）、「高公」：高等学校教諭一種免許（公民）、「高福」：高等学校教諭一種免許（福祉）、「特支」：特別支援学校教諭一種免許、「主事」：社会福祉主事任用資格、「児童」：児童指導員任用資格、「ピア」：ピアヘルパー受験資格、「スク」：スクールソーシャルワーク教育課程修了者

※2 ○：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる。

◎：課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる。

※3 社会福祉士（受験資格）指定科目「心理学」「社会学」「医学概論」のうち1科目以上を修得すること。

* 開講せず

区分	授業科目名 (2014年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格								「課程修了時の資質・能力」 との関わり								備考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
							社 士	認 心	中 社	高 公	高 福	特 支	主 事	児 童	ピア	スク	1	2	3	4	5	6		7	8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
専門基幹科目	高齢者福祉論Ⅰ	必修	1	前期	2	講義	●				●	●					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

※4 社会福祉士（受験資格）指定科目「権利擁護と成年後見制度」「司法福祉論」「就労支援」のうち1科目以上を修得すること。

※5 「中社」：任意選択。「高公」：「国際福祉論」または「国際関係論」のうちどちらか1科目選択すること。

* 開講せず

区分	授業科目名 (2014 年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格								「課程修了時の資質・能力」 との関わり								備考			
							社 士	認 心	中 社	高 公	高 福	特 支	主 事	児 童	ビ ア	ス ク	1	2	3	4	5	6		7	8	
専門 発展 科目	肢体不自由者の生理・病理	選択	2	後期	2	講義						●												○		(前頁から 続く)
	知的障害児教育Ⅰ	選択	2	前期	2	講義						●												○		
	知的障害児教育Ⅱ	選択	2	後期	2	講義						●												○		
	肢体不自由児教育Ⅰ	選択	2	前期	2	講義						●												○		
	肢体不自由児教育Ⅱ	選択	2	後期	2	講義						●												○		
	障害児の心理・生理・病理	選択	3	前期	2	講義						●												○		
	病弱教育論	選択	3	前期	1	講義						●												○		
	視覚障害者指導法	選択	3	後期	1	講義						●												○		
	聴覚障害者指導法	選択	3	後期	1	講義						●												○		
	LD・ADHD 等教育総論	選択	2	前期	1	講義						●												○		
	重複障害者教育指導法	選択	3	後期	1	講義						●												○		
	スクールソーシャルワーク論	選択	4	前期	2	講義									●		○	○						○		
スクールソーシャルワーク演習	選択	4	前期	1	演習									●			○						○			
スクールソーシャルワーク実習指導	選択	4	前期	1	演習									●			○						○			
スクールソーシャルワーク実習	選択	4	集中	2	実習									●			○						○			
卒業 要件 外の 教職 科目	道徳教育の指導法 *	選択	2	後期	2	講義			●															○		
	教職概論	選択	3	前期	2	講義			●	●	●													○		
	社会科教育法Ⅰ *	選択	3	前期	2	講義			●															○		
	社会科教育法Ⅱ *	選択	3	前期	2	講義			●															○		
	教育課程論	選択	3	後期	2	講義			●	●	●													○		
	特別活動の指導法 *	選択	3	前期	2	講義			●	●	●													○		
	生徒指導論 *	選択	3	後期	2	講義			●	●	●													○		
	公民科教育法Ⅰ *	選択	3	後期	2	講義				●														○		
	公民科教育法Ⅱ *	選択	3	後期	2	講義				●														○		
	福祉科教育法Ⅰ *	選択	3	前期	2	講義					●													○		
	福祉科教育法Ⅱ *	選択	3	後期	2	講義					●													○		
	教職実践演習（中・高）	選択	4	後期	2	演習			●	●	●													○		
	教育実習指導	選択	4	通年	1	演習			●	●	●													○		
	教育実習Ⅰ	選択	4	集中	2	実習			●	●	●													○		
	教育実習Ⅱ	選択	4	集中	2	実習			●															○		
	特別支援教育実習指導	選択	4	前期	1	演習						●												○		
	特別支援教育実習	選択	4	集中	2	実習						●												○		

* 開講せず

【心理福祉学科 教職課程】

教科に関する科目

科目名	科目区分	年次(以上)	開講期	単位	中学校(社会)	高等学校(公民)	高等学校(福祉)	※特別支援 (知的障害者・ 肢体不自由者)	備考
心理学	教養基礎	1	前期	2		●			
宗教学	教養基礎	1	後期	2	●	●			
倫理学	教養基礎	1	前期	2	●	●			
社会学	教養基礎	1	前期	2	●	●			
法学	教養基礎	1	前期	2	●	●			
政治学	教養基礎	1	後期	2	●	●			
経済学	教養基礎	1	前期	2	●	●			
日本史	教養基礎	1	後期	2	●				
地理学	教養基礎	2	前期	2	●				
世界史	教養基礎	2	前期	2	●				
家族社会学	専門基礎	2	後期	2	●	●			
民族と国家	専門基礎	2	前期	2		●			
介護福祉論	専門基礎	3	前期	1			●		
介護技術	専門基礎	3	後期	1			●		
人体の機能と日常生活	専門基礎	2	後期	2			●		
加齢・障害の理解	専門基礎	2	前期	2			●		
ソーシャルワークⅠ	専門基幹	1	前期	2			●		
ソーシャルワークⅡ	専門基幹	1	後期	2			●		
高齢者福祉論Ⅰ	専門基幹	1	前期	2			●		
障害者福祉論	専門基幹	1	前期	2			●		
児童・家庭福祉論	専門基幹	1	後期	2			●		
社会保障論Ⅰ	専門基幹	2	前期	2	●	●			
社会保障論Ⅱ	専門基幹	2	後期	2	●	●			
社会調査法	専門基幹	2	前期	2	●	●			
社会福祉学総論Ⅰ	専門基幹	2	後期	2			●		
高齢者福祉論Ⅱ	専門基幹	2	前期	2			●		
障害者福祉論詳説	専門基幹	2	前期	2			● (選択)		
児童・家庭福祉論詳説	専門基幹	2	後期	2			● (選択)		
ソーシャルワーク演習Ⅰ	専門基幹	2	通年	2			●		
ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	専門基幹	2	後期	1			●		
社会福祉学総論Ⅱ	専門基幹	3	前期	2			●		
就労支援	専門基幹	3	前期	1			●		
ソーシャルワーク演習Ⅱ	専門基幹	3	通年	2			●		
ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	専門基幹	3	通年	2			●		
ソーシャルワーク実習	専門基幹	3	集中	4			●		
ソーシャルワーク演習Ⅲ	専門基幹	4	前期	1			●		
国際福祉論	専門発展	3	前期	2	●	●			(社会)は任意選択 (公民)はどちらか1科目選択
国際関係論	専門発展	3	前期	2	●	●			

教職に関する科目

科 目 名	科目 区分	年次 (以上)	開講期	単位	中学校 (社会)	高等学校 (公民)	高等学校 (福祉)	※特別支援 (知的障害者・ 肢体不自由者)	備 考
発達心理学	専門基礎	1	後期	2	●	●	●		
教育相談	専門基礎	2	後期	2	●	●	●		
教育心理学	専門基礎	1	後期	2	●	●	●		
教育社会学	専門基礎	2	前期	2	●	●	●		
学習心理学	専門発展	2	後期	2	●	●	●		
教育原理	専門発展	2	前期	2	●	●	●		
教育方法と技術	専門発展	3	通年	2	●	●	●		
道德教育の指導法	卒業要件外 の教職科目	2	後期	2	●				
教職概論	卒業要件外 の教職科目	3	前期	2	●	●	●		
社会科教育法Ⅰ	卒業要件外 の教職科目	3	前期	2	●				
社会科教育法Ⅱ	卒業要件外 の教職科目	3	前期	2	●				
教育課程論	卒業要件外 の教職科目	3	後期	2	●	●	●		
特別活動の指導法	卒業要件外 の教職科目	3	前期	2	●	●	●		
生徒指導論	卒業要件外 の教職科目	3	後期	2	●	●	●		
公民科教育法Ⅰ	卒業要件外 の教職科目	3	後期	2		●			
公民科教育法Ⅱ	卒業要件外 の教職科目	3	後期	2		●			
福祉科教育法Ⅰ	卒業要件外 の教職科目	3	前期	2			●		
福祉科教育法Ⅱ	卒業要件外 の教職科目	3	後期	2			●		
教職実践演習（中・高）	卒業要件外 の教職科目	4	後期	2	●	●	●		
教育実習指導	卒業要件外 の教職科目	4	通年	1	●	●	●		
教育実習Ⅰ	卒業要件外 の教職科目	4	集中	2	●	●	●		
教育実習Ⅱ	卒業要件外 の教職科目	4	集中	2	●				

教科又は教職に関する科目

科 目 名	科目 区分	年次 (以上)	開講期	単位	中学校 (社会)	高等学校 (公民)	高等学校 (福祉)	※特別支援 (知的障害者・ 肢体不自由者)	備 考
福祉マインド実践講座	専門基礎	1	通年	2	●	●	●		

特別支援教育に関する科目

科 目 名	科目 区分	年次 (以上)	開講期	単位	中学校 (社会)	高等学校 (公民)	高等学校 (福祉)	※特別支援 (知的障害者・ 肢体不自由者)	備 考
障害児教育論	専門基礎	2	前期	2				●	
知的障害児教育Ⅰ	専門発展	2	前期	2				●	
肢体不自由児教育Ⅰ	専門発展	2	前期	2				●	
知的障害者の心理	専門発展	2	後期	2				●	
知的障害者の生理・病理	専門発展	2	後期	2				●	
肢体不自由者の心理	専門発展	2	後期	2				●	
肢体不自由者の生理・病理	専門発展	2	後期	2				●	
知的障害児教育Ⅱ	専門発展	2	後期	2				●	
肢体不自由児教育Ⅱ	専門発展	2	後期	2				●	
LD・ADHD 等教育総論	専門発展	2	前期	1				●	
病弱教育論	専門発展	3	前期	1				●	
視覚障害者指導法	専門発展	3	後期	1				●	
聴覚障害者指導法	専門発展	3	後期	1				●	
重複障害者教育指導法	専門発展	3	後期	1				●	
障害児の心理・生理・病理	専門発展	3	前期	2				●	
特別支援教育実習指導	卒業要件外 の教職科目	4	前期	1				●	
特別支援教育実習	卒業要件外 の教職科目	4	集中	2				●	

その他文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目）

科 目 名	科目 区分	年次 (以上)	開講期	単位	中学校 (社会)	高等学校 (公民)	高等学校 (福祉)	※特別支援 (知的障害者・ 肢体不自由者)	備 考
日本国憲法	専門基礎	1	後期	2	●	●	●		
コンピュータ・リテラシー	教養基礎	1	通年	2	●	●	●		
英語コミュニケーション	教養基礎	1	通年	2	●	●	●		「英語コミュニケーション」 「実用英語」のうち、 1 科目選択必修
実用英語	教養基礎	1	通年	2	●	●	●		
球技スポーツ	教養基礎	1	前期	1	●	●	●		5 科目より 2 科目選択必修
スポーツ・コミュニケーション	教養基礎	1	前期	1	●	●	●		
アドベンチャー・スポーツ	教養基礎	1	集中	1	●	●	●		
スキー・スポーツ	教養基礎	1	集中	1	●	●	●		
スノーボード・スポーツ	教養基礎	1	集中	1	●	●	●		

※特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）の取得を目指す場合は、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（公民）、高等学校教諭一種免許状（福祉）のいずれかの免許取得に関する科目に加え、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）取得に係る科目の履修が必要となる。

(3) 専門演習

学科専任教員による少人数クラスで、専門的な指導を受けることにより、自らの関心に沿った研究・学習を深めることを目的とする。

心理、福祉、教育等で関心を深めたい分野の学習を進め、発表や議論を重ねて、卒業研究に集大成することを望む。

(4) 卒業研究

大学教育では、自らの問題意識に基づき主体的に真理を究めて行くことが求められている。学びの過程で気付いた問題を専門的に探求していくこと場として卒業研究が設定されている。

専門演習担当の教員を中心として、どのような方法で、文献、資料、データ収集をし、分析を進めていくのか、論理的な論文としていくのか等の指導を受けながら卒業研究を完成させる。

心理福祉学科 カリキュラム・ツリー (2014～2018 年度入学生対象カリキュラム) (授業科目間のつながりと履修の順序などを示した図表)

授業科目名					1 年		2 年		3 年		4 年	
					前期		後期		前期		後期	
NO.1 人間理解を基礎として社会との関わりについて主体的に学ぶ姿勢	基礎演習	倫理学	日本文化体験	日本語表現法Ⅰ	日本語表現法Ⅱ	民族と国家	世界史	地理学	国際関係論			
	心理学	社会学	法学	経済学	数学入門	コンピュータ・リテラシー	環境科学	生活科学	福祉マインド実践講座	英語コミュニケーション	実用英語	中国語
	球技スポーツ	スポーツ・コミュニケーション	アドベンチャー・スポーツ	発達心理学	児童者福祉論Ⅰ	障害者福祉論	心理学	公的扶助論	児童・家庭福祉論	社会福祉学総論Ⅰ	社会福祉学総論Ⅱ	
	高齢者福祉論Ⅰ	障害者福祉論	心理学	公的扶助論	児童・家庭福祉論	社会福祉学総論Ⅰ	社会福祉学総論Ⅱ					
	社会学	法学	経済学	数学入門	コンピュータ・リテラシー	環境科学	生活科学	福祉マインド実践講座	英語コミュニケーション	実用英語	中国語	韓国語
NO.2 汎用的な知識・技能を習得し活用する能力	社会学	法学	経済学	数学入門	コンピュータ・リテラシー	環境科学	生活科学	福祉マインド実践講座	英語コミュニケーション	実用英語	中国語	韓国語
NO.3 生活問題の解決に向けた相談援助を実践する能力	社会学	法学	経済学	数学入門	コンピュータ・リテラシー	環境科学	生活科学	福祉マインド実践講座	英語コミュニケーション	実用英語	中国語	韓国語
NO.4 心理学の知識・技術を活用する能力	心理学	発達心理学	児童心理学	教育心理学	社会福祉学総論Ⅰ	社会福祉学総論Ⅱ	国際福祉論	地域福祉の理論と方法Ⅰ	地域福祉の理論と方法Ⅱ			
NO.5 状況に応じた心理アセスメントを行う能力	心理学	発達心理学	児童心理学	教育心理学	社会福祉学総論Ⅰ	社会福祉学総論Ⅱ	国際福祉論	地域福祉の理論と方法Ⅰ	地域福祉の理論と方法Ⅱ			
NO.6 連携・協働によって心理的援助における問題に対応する能力	心理学	発達心理学	児童心理学	教育心理学	社会福祉学総論Ⅰ	社会福祉学総論Ⅱ	国際福祉論	地域福祉の理論と方法Ⅰ	地域福祉の理論と方法Ⅱ			
NO.7 特別支援教育や心理的支援の諸問題に関係諸機関と連携して取り組める能力	心理学	発達心理学	児童心理学	教育心理学	社会福祉学総論Ⅰ	社会福祉学総論Ⅱ	国際福祉論	地域福祉の理論と方法Ⅰ	地域福祉の理論と方法Ⅱ			
NO.8 社会福祉と心理の専門的見地に基づき包括的な支援を行う能力	心理学	発達心理学	児童心理学	教育心理学	社会福祉学総論Ⅰ	社会福祉学総論Ⅱ	国際福祉論	地域福祉の理論と方法Ⅰ	地域福祉の理論と方法Ⅱ			

子ども未来学科

(1) 卒業に必要な単位数と授業科目

科目区分	履修区分	単位数
教養基礎科目	必修	14 単位
	選択	10 単位以上
	小計	24 単位以上
専門基礎科目	必修	17 単位
	選択	任意
	小計	17 単位以上
専門基幹科目	必修	47 単位
	選択	任意
	小計	47 単位以上
専門発展科目	必修	17 単位
	選択必修	3 単位
	選択	6 単位以上
	小計	26 単位以上
専門基礎科目 又は 専門基幹科目	選択	10 単位以上
	小計	10 単位以上
合 計		124 単位以上

子ども未来学科 開設授業科目

(カリキュラム・マップ：卒業認定・学位授与方針に基づく「課程修了時の資質・能力」と各授業科目との関係を表す)

区分	授業科目名 (2014年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格 ^{*1}							「課程修了時の資質・能力」 との関わり ^{*2}								備考					
							保士	幼教	主事	児童	認心	ピア	ジュニ	キャン	1	2	3	4	5	6	7		8				
教養基礎科目	人文科学	心理学	必修	1	前期	2	講義	●		●	●	●			○	○	○									必修 14単位 選択 10単位 以上	
		日本語表現法Ⅰ	必修	1	通年	2	演習	●							○												
		日本語表現法Ⅱ	選択	2	前期	1	演習									○											
		日本語表現法Ⅲ	選択	3	後期	1	演習									○											
		日本文化体験	選択	1	通年	2	演習									○											
		倫理学	選択	1	前期	2	講義									○								○			
	社会科学	美術概論	選択	1	後期	2	講義								○												
		日本国憲法	必修	1	前期	2	講義	●	●						○								○				
		経済学	選択	1	前期	2	講義								○												
		世界史	選択	1	前期	2	講義								○												
	自然科学	政治学	選択	1	後期	2	講義								○												
		コンピュータ・リテラシー	必修	1	通年	2	演習	●	●						○			○									
		人間と環境	選択	1	前期	2	講義								○												
		数学入門	選択	1	前期	2	講義								○												
	外国語	生命科学	選択	1	後期	2	講義								○												
		英語	必修	1	通年	2	演習	●	●						○												
		英語コミュニケーション	選択	2	通年	2	演習								○												
		韓国語	選択	1	通年	2	演習								○												
	スポーツ	中国語	選択	1	通年	2	演習								○												
		実用英語	選択	3	通年	2	演習								○												
		スポーツⅠ	必修	1	通年	2	演習	●	●				●		○			○									
		スポーツⅡ	選択	2	通年	2	演習								○			○									
		アドベンチャー・スポーツ	選択	1	集中	1	実技						●		○						○						
	基礎	スキー・スポーツ	選択	1	集中	1	実技						●		○												
		スノーボード・スポーツ	選択	1	集中	1	実技						●		○												
	教育交流	基礎演習	必修	1	通年	2	演習								○			○					○				
		社会福祉入門	選択	1	集中	1	演習								○	○										(単位認定科目)	
専門基礎科目		保育原理	必修	1	前期	2	講義	●								○	○	○				○	○		必修 17単位 選択 (任意) 「専門基礎科目」 又は 「専門基幹科目」 の選択科目から 10単位以上選択		
		社会福祉概論	必修	1	前期	2	講義	●		●						○						○					
		教育の原理	必修	1	前期	2	講義	●	●							○						○					
		児童家庭福祉論	必修	1	後期	2	講義	●		●						○							○	○			
		発達心理学	必修	1	後期	2	講義	●	●			●	●			○	○										
		相談援助	必修	2	前期	1	演習	●								○		○			○	○	○				
		社会的養護	必修	2	前期	2	講義	●								○						○	○				
		教職概論	必修	2	前期	2	講義	●	●							○	○			○		○	○				
		教育行政学	必修	3	後期	2	講義		●							○							○				
		教育心理学	選択	2	前期	2	講義		●			●				○	○										
専門基幹科目		乳幼児発達心理学	選択	2	後期	2	講義		●			●			○	○									必修 47単位 選択 (任意) 「専門基幹科目」 又は 「専門基幹科目」 の選択科目から 10単位以上選択		
		幼児教育史	選択	3	前期	2	講義		●						○								○				
		保育マインド実践講座	必修	1	通年	2	演習	●								○	○	○	○	○	○	○					
		乳児保育	必修	1	通年	2	演習	●									○	○	○	○							
		保育実践入門	必修	1	通年	1	演習		●								○	○		○							
		子どもの保健Ⅰ	必修	2	通年	4	講義	●								○											
		子どもの食と栄養	必修	2	通年	2	演習	●								○	○	○									
		音楽Ⅰ	必修	1	通年	2	演習	●	●									○									
		音楽Ⅱ	選択	2	通年	2	演習	●	●										○								
		子どもと造形表現Ⅰ	必修	1	通年	2	演習	●	●							○			○								
		子どもと造形表現Ⅱ	選択	2	通年	2	演習	●	●							○			○								
		子どもと運動Ⅰ	必修	1	後期	1	演習	●	●										○								
		子どもと運動Ⅱ	選択	2	通年	2	演習	●	●				●	●				○		○							
		子どもと運動Ⅲ	選択	2	通年	2	演習		●							○			○								
		子どもと身体表現Ⅰ	必修	1	前期	1	演習	●	●										○								
		子どもと身体表現Ⅱ *	選択	2	通年	2	演習	●	●										○								
		教育相談	必修	2	後期	2	講義		●			●				○	○										
保育心理学演習	必修	2	前期	1	演習	●				●				○	○												
子どもの遊び	必修	1	後期	1	演習		●				●						○										

*1 「保士」：保育士、「幼教」：幼稚園教諭一種免許、「主事」：社会福祉主事任用資格、「児童」：児童指導員任用資格、「認心」：認定心理士、「ピア」：ピアヘルパー受験資格、「ジュニ」：ジュニアスポーツ指導員受験資格、「キャン」：日本キャンプ協会キャンプインストラクター

*2 ○：課程修了時の資質・能力の該当項目と関わる。

◎：課程修了時の資質・能力の該当項目と大きく関わる。

* 開講せず

区分	授業科目名 (2014年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格							「課程修了時の資質・能力」 との関わり								備考			
							保士	幼教	主事	児童	認知	ピア	ジュニ	キャン	1	2	3	4	5	6	7		8		
専門基幹科目	子どもの保健Ⅱ	必修	2	後期	1	演習	●									◎									(前頁から 続く)
	保育内容（健康Ⅰ）	必修	2	後期	1	演習	●	●								○	◎	○							
	保育内容（健康Ⅱ）	必修	3	前期	1	演習	●	●					●			○		◎							
	保育内容（人間関係Ⅰ）	必修	2	後期	1	演習	●	●								○	◎	○	○	○					
	保育内容（人間関係Ⅱ）	必修	3	前期	1	演習	●	●								○	◎			○		○			
	保育内容（環境Ⅰ）	必修	2	前期	1	演習	●	●								○	◎			○	○				
	保育内容（環境Ⅱ）	必修	3	後期	1	演習	●	●								○	◎	○	○	○					
	保育内容（言葉Ⅰ）	必修	2	前期	1	演習	●	●								○	○	◎							
	保育内容（言葉Ⅱ）	必修	3	後期	1	演習	●	●								○	◎	○							
	保育内容（表現Ⅰ）	必修	2	前期	1	演習	●	●								○	◎	○							
	保育内容（表現Ⅱ）	必修	3	前期	1	演習	●	●								○	○	◎			○				
	児童文化Ⅰ	必修	2	後期	2	講義	●	●								◎		○							
	教育課程論	必修	2	後期	2	講義	●	●								◎		○							
	社会的養護内容	必修	2	後期	1	演習	●									◎	○				○	○			
	家庭支援論	必修	3	前期	2	講義	●									○		○		○	○	◎			
	保育方法の研究	必修	3	後期	2	講義		●								○	◎	◎							
	障害児保育Ⅰ	必修	2	後期	1	演習	●									○	◎						○		
	障害児保育Ⅱ	必修	3	前期	1	演習	●									○	◎						○		
	ソーシャルワーク論	必修	3	後期	2	講義										◎	○				○	○			
	保育内容総論	必修	3	後期	1	演習	●	●								◎	○	○	○	○	○	○			
	保育相談支援	必修	3	後期	1	演習	●									◎					○	○			
	国語Ⅰ（日本語と子ども）	選択	3	前期	2	講義		●								◎	○								
	国語Ⅱ（文学と子ども）	選択	3	後期	2	講義		●								◎	○								
	生活	選択	3	後期	2	講義		●								◎		○							
専門発展科目	保育所実習指導Ⅰ	必修	2・3	2後3前	1	演習	●										○	◎	◎	○					(単位認定科目) 必修 17単位 選択必修 3単位 選択 6単位 以上 (単位認定科目) (単位認定科目)
	保育所実習指導Ⅱ	選必	3・4	3後4前	1	演習	●											○	◎	◎	○	○			
	保育所実習Ⅰ	必修	2・3	集中	2	実習	●										○	◎	◎	◎	◎	○			
	保育所実習Ⅱ	選必	3・4	集中	2	実習	●										○	◎	◎	◎	◎	○	○		
	施設実習指導Ⅰ	必修	3	通年	1	演習	●											○	○	◎	○				
	施設実習指導Ⅱ	選必	3・4	3後4前	1	演習	●												○	○	◎				
	施設実習Ⅰ	必修	3	集中	2	実習	●										○	○		◎	○	○	○		
	施設実習Ⅱ	選必	3・4	集中	2	実習	●										○	○		◎	○	○	◎		
	海外研修（子ども）	選択	1	集中	2	演習											○	○					○		
	専門演習	必修	3	通年	2	演習											○	○	○	○	○	◎	○		
	キャリア講座	必修	3	通年	1	演習											◎								
	学習心理学	選択	4	後期	2	講義					●						○	◎							
	臨床心理学 *	選択	2	前期	2	講義					●							◎					○		
	児童臨床心理学 *	選択	2	前期	2	講義					●							◎	○				○		
	児童心理学 *	選択	2	後期	2	講義					●							◎							
	臨床心理学実習 *	選択	2	後期	2	講義					●	●						◎	○						
	こども英語 *	選択	3	通年	4	講義											○	○							
	児童文化Ⅱ *	選択	3	前期	2	講義												○		◎					
	心理検査法実習	選択	3	前期	2	講義					●						○	◎							
	人格心理学	選択	3	前期	2	講義					●						○	◎							
	子育て支援論 *	選択	3	後期	2	講義											○	◎				○	◎	◎	
	精神保健 *	選択	3	後期	2	講義												◎							
	カウンセリング	選択	3	前期	2	講義					●	●					◎	○							
	幼稚園教育実習指導Ⅰ	必修	2	通年	1	演習		●										○	○	◎	○				
	幼稚園教育実習Ⅰ	必修	2	集中	1	実習		●										○	◎	◎	◎	○			
	幼稚園教育実習指導Ⅱ	必修	4	通年	1	演習		●					●					◎	○	◎	○				
	幼稚園教育実習Ⅱ	必修	4	集中	3	実習		●									○	◎	◎	◎	◎	○	○		
	保育・教職実践演習（幼稚園）	必修	4	後期	2	演習	●	●									○	○	○	◎	◎	◎	◎	◎	
	心理学基礎実験	選択	4	通年	2	演習					●						◎								
	子育て支援実習・子育て支援実習指導	選択	4	通年	1	実習											◎	◎		◎	◎	◎	○		
	保育インターンシップ	選択	4	集中	2	演習											○	○	○	◎	○	○	○		
	ジュニアスポーツ指導員養成講座	選択	4	集中	1	演習							●						◎						

* 開講せず

区分	授業科目名 (2014 年度以降入学生)	必修・ 選択の別	学年	開講期	単位	授業形態	資 格							「課程修了時の資質・能力」 との関わり								備考	
							保 士	幼 教	主 事	児 童	認 心	ピア	ジュ ニ	キャン	1	2	3	4	5	6	7		8
専門発展科目	心理学研究法	選択	4	前期	2	講義					●					◎							(前頁から 続く)
	教育心理学研究法	選択	4	前期	2	講義					●					◎							
	英米児童文学	選択	4	後期	2	講義									○	◎							
	組織心理学	選択	4	後期	2	講義					●					○					◎		
	グループダイナミックス	選択	4	後期	2	講義					●					◎							
	認知心理学	選択	4	後期	2	講義					●					◎	○						
	卒業研究	選択	4	—	4	—															◎		

子ども未来学科 2014～2018年度入学生対象 学年別開講科目

区分	1 年次 (必修科目)		2 年次 (必修科目)		3 年次 (必修科目)		4 年次 (必修科目)		卒業要件 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教養基礎	日本国憲法②								14
	心理学②								
	日本語表現法 I ②								
	コンピュータ・リテラシー②								
	英語②								
	スポーツ I ②								
専門基礎	基礎演習②								17
	社会福祉概論②	児童家庭福祉論②	相談援助①						
	教育の原理②	発達心理学②	社会的養護②			教育行政学②			
	保育原理②		教職概論②						
	保育マインド実践講座②		子どもの食と栄養②		家庭支援論②	ソーシャルワーク論②			
	音楽 I ②		子どもの食と栄養②		障害児保育 II ①	保育方法の研究②			
専門基礎	子どもと造形表現 I ②		保育心理学演習①	子どもの保健 II ①	保育内容 (健康 II) ①	保育内容 (環境 II) ①			47
	乳児保育②		保育内容 (環境 I) ①	児童文化 I ②	保育内容 (人間関係 II) ①	保育内容 (言葉 II) ①			
	保育実践入門①		保育内容 (言葉 I) ①	教育課程論②	保育内容 (表現 II) ①	保育内容総論①			
	子どもと身体表現 I ①		保育内容 (表現 I) ①	保育内容 (健康 I) ①		保育相談支援①			
	子どもの遊び①			保育内容 (人間関係 I) ①					
				社会的養護内容①					
専門発展				障害児保育 I ①					20
				教育相談②					
				幼稚園教育実習指導 I ①	専門演習②		幼稚園教育実習指導 II ①		
				幼稚園教育実習 I ① [集中]			幼稚園教育実習 II [集中] ③		
				保育所実習指導 I ①			保育・教職実践演習 (幼稚園) ②		
				保育所実習 I [集中] ②					
専門発展				施設実習指導 I ①					20
				施設実習 I [集中] ②					
				キャリア講座①△					
				A : 保育所実習指導 II ①					
				保育所実習 II [集中] ②					
				B : 施設実習指導 II ①					
専門発展				施設実習 II [集中] ②					20
小計1	16 科目	14 科目	10 科目	12 科目	9 科目	11 科目	2 科目	2 科目	98 単位
小計2	36 単位	28 単位	25 単位	9 単位	25 単位	9 単位	9 単位	9 単位	98 単位

△：単位認定科目 小計1：学期ごとの履修科目数 小計2：学年ごとの履修単位数

区 分	1 年次以上（選択科目）		2 年次以上（選択科目）		3 年次以上（選択科目）		4 年次以上（選択科目）		卒業要件 単位数
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
教 養 基 礎	《人文科学系》		《人文科学系》		《人文科学系》				10 単位以上
	日本文化体験②		日本語表現法Ⅱ①		日本語表現法Ⅲ①				
	倫理学②		美術概論②						
	《社会科学系》								
	経済学②		政治学②						
	世界史②								
	《自然科学系》								
	人間と環境②		生命科学②						
	数学入門②								
	《外国語》		《外国語》		《外国語》				
専門基礎	韓国語②		英語コミュニケーション②		実用英語②				10 単位以上
	中国語②								
	《スポーツ（集中科目）》		《スポーツ》						
	アドベンチャー・スポーツ①		スキー・スポーツ①		スポーツⅡ②				
	スノーボード・スポーツ①								
	《教育交流（集中科目）》								
	社会福祉入門①△								
	教育心理学②☆		乳幼児発達心理学②☆		幼児教育史②				
	音楽Ⅱ②		国語Ⅰ（日本語と子ども）②		国語Ⅱ（文学と子ども）②				
	子どもと造形表現Ⅱ②		国語Ⅱ②		生活②				
専門発展	子どもと運動Ⅱ②								6 単位以上
	子どもと身体表現Ⅱ②		*						
	子どもと運動Ⅲ②								
	臨床心理学②☆		児童心理学②☆		子ども英語④		卒業研究④		
	児童臨床心理学②☆		臨床心理学実習②☆		児童文化Ⅱ②		心理学基礎実験②☆		
	〔集中〕		心理検査法実習②☆		子育て支援実習・子育て支援実習指導①		子育て支援実習・子育て支援実習指導①		
			人格心理学②☆		精神保健②		保育インターンシップ〔集中〕②△		
			カウンセリング②☆				ジュニアスポーツ指導員養成講座〔集中〕①△		
							心理学研究法②☆		
							教育心理学研究法②☆		
小計	10 科目	9 科目	11 科目	10 科目	8 科目	7 科目	7 科目	10 科目	26 単位以上

☆：認定心理士取得のための必修科目 △：単位認定科目 小計：学期ごとの開設科目数

* 開講せず

※ 卒業要件単位数 = 124 単位以上

履修上の注意

(1) 実習について

本学科（2018 年度入学者まで）では、「保育士資格」及び「幼稚園教諭一種免許」の取得が必須となっている。

「保育所実習・施設実習」…… P. 68 参照

「幼稚園教育実習」…… P. 69 参照

「幼稚園教育実習」、「保育所実習・施設実習」の現場での実習に行くにあたり、実習参加要件を設けている。実習に行けない場合、実習関連科目の修得ができず、4 年間で卒業できないことがあるので注意すること。なお、実習参加要件については各実習指導において配付される「実習の手引」を参照のこと。

(2) 資格取得

本学科での取得資格は、P. 71 ～ 72 を参照のこと。

(3) 専門演習（ゼミ）の選択について

本学科では、3 年次に少人数による専門演習（ゼミ）を開講している。各自が興味のある分野について、より専門的に学ぶために専任教員より指導を受けるものである。演習は週 1 コマであるが、大学での学びの中心として位置づけられるものであり、その学びを発展させた成果を 4 年次に卒業研究としてまとめることができる。なお、一つのゼミに希望者が集中した場合、成績等により選抜されることとなるので、希望するゼミに配属されないこともある。

(4) 「保育・教職実践演習（幼稚園）」及び『履修ファイル』について

4 年次後期に開設する「保育・教職実践演習（幼稚園）」（2 単位）は、保育士資格および教職課程（幼稚園教諭一種免許）を履修する学生の履修状況を踏まえ、保育者として必要な知識技能を修得したことを確認するための科目である。

したがって、この「保育・教職実践演習（幼稚園）」の履修にあたっては、各学生においても 4 年次までの履修履歴について、必要な資質能力の指標に対する自己評価を『履修ファイル』（振り返りのためのチェックシート）にまとめておかなければならない。

なお、本科目の履修に際しては、保育士資格または幼稚園教諭一種免許にかかわるいずれかの実習が終了していることを要件とする。

子ども未来学科 カリキュラム・ツリー （2014～2018 年度入学生対象カリキュラム）（授業科目間のつながりと履修の順序などを示した図表）



※太枠は必修科目、細枠は選択科目を表す。

履修の案内

科目の区分と単位制について

授業期間

1 年間の授業期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週にわたり、前期と後期の 2 学期に分かれている。

科目の履修区分

授業科目は履修方法により次の区分に分かれている。

(1) 必修科目

卒業までに必ず履修し、その単位を修得しなければならない科目である。試験の結果不合格と評価された科目は、原則として翌年次に再履修しなければならない。卒業年次において 1 科目でも不合格と評価された場合は、卒業が認定されない。

(2) 選択必修科目

指定する複数の授業科目の中から選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目である。所定の単位数を修得できない場合は、必修科目不合格の場合と同様に扱われる。

(3) 選択科目

各科目区分の中から自由に授業科目を選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目である。

科目の形態区分

授業科目はその形態によって講義、演習、実験、実習および実技に分けられる。

単位制

単位制とは、学則および履修規程で定められている一定の基準にしたがって**授業科目を履修**し、所定の試験に合格することによって与えられる単位を修得していく制度である。1 年にわたり継続する授業を**通年科目**、前期あるいは後期で完結する授業を**半期科目**という（一部の科目を除き、通年科目の授業は 30 回、半期科目の授業は 15 回行われる）。また、一定の期間に集中して授業を行うものを**集中科目**という。

各科目の単位数は、学則第 23 条に基づく授業形態の区分により、次のように計算される。

(1) 講義科目

15 時間の授業をもって 1 単位とする。半期科目には 2 単位、通年科目には 4 単位が与えられる。

(2) 演習科目

30 時間の授業をもって 1 単位とする。半期科目には 1 単位、通年科目には 2 単位が与えられる。ただし、特定の科目については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験・実習・実技科目

30 時間から 45 時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(4) 卒業研究

卒業研究については、4 単位が与えられる。

(5) 卒業要件単位数

卒業に必要な単位数と、科目区分および授業科目については、各学科専攻のページを参照のこと。

履修登録について

履修登録

履修登録とは、その学年で履修しようとする授業科目について受講計画を立て、履修する科目をあらかじめ登録する手続きのことである。この手続きを完了することによって、各学生は届け出た授業科目をその年度に履修する権利を得ることになる。履修する科目を決定する際には、授業科目の履修区分・単位を十分に理解し、卒業までの4年間の目標等を考慮した上で、履修計画を立てること。

なお、必修科目および選択必修科目の受講クラスは、指定された曜日・時限で受講すること（変更は原則として認めない）。
※納付金の納入が滞っている学生は、履修登録を認めない場合がある。

[履修登録の手続き]

履修登録は、大学ポータルサイト「でんでんばん」（以下「でんでんばん」）を利用し、原則として毎学年始めの所定の期日までに登録科目の入力を完了しなければならない。

履修登録を締切日までに行わない場合、当該年度における履修科目の登録を放棄したものとみなされる。よって、自身の責任において確実に行うこと。なお、一部の集中科目等については、学期中の適切な時期に登録期間を設け「でんでんばん」以外の方法により履修登録を行う。

「でんでんばん」を利用した履修登録の方法については、「でんでんばん利用ガイド（学生用）」を参照すること。なお、1年生向けの年度当初のオリエンテーションでは、授業科目の履修に関するもののほか、「でんでんばん」の利用にあたっての説明も行うので、全員が必ず出席し操作の仕方をよく理解した上で登録手続きを行うこと。

また、履修登録の手続きにおいて本人の責任による不備や誤りがあった場合、当該授業科目の登録は無効となるため注意すること。

履修キャップ（2012年度入学生から適用。3年次編入生は対象外）

履修キャップ制とは、単位修得に必要な学修時間を確保するため、学生が1年間に履修登録できる総単位数に上限を設定する制度である。学科、専攻ごとの履修上限単位数は以下の通りとする。

学科専攻	2012～2014 年度入学者	2015～2018 年度入学者	2019・2020年度入学者	2021年度入学者～
社会福祉学科 社会福祉専攻	50単位	48単位	48単位	48単位
社会福祉学科 介護福祉専攻	54単位	50単位	50単位	48単位
心理福祉学科	52単位	52単位	50単位	48単位
子ども未来学科	50単位	48単位	46単位	46単位
心理学科			48単位	48単位

ただし、次の単位は含まれない。

- ・実習科目の単位
- ・学外で修得した単位（学則第27条～第29条関係）
- ・卒業要件に算入されない単位
- ・集中科目など、学期中毎週定期的に行われる科目以外の単位
- ・その他学生の事情を勘案し、履修の必要を認めた科目の単位

なお、各学科とも前年度末のGPAが3.2以上の学生については、履修上限単位数を緩和する。

再履修科目の受講クラス

2年生以上で下位学年の必修科目を再履修しなければならない場合は、あらかじめ指定された曜日・時限で履修すること。

人数調整科目

授業の方法及び内容並びにその性質により履修者数の定員を設け、あらかじめ人数を調整して履修者を決定する選択科目がある。これらの科目の履修を希望する場合は、一般の選択科目とは別に、事前に申込みを行わなければならない（履修希望者数が制限数を上回った場合は、抽選等を行う）。詳細は事前に「でんでんばん」等で連絡する。

授業について

授業時間割

授業は、時間割に従って行われる。各自の時間割は大学ポータルサイト「でんでんぱん」で確認すること。

なお、授業時間は1時限を90分とし、下記の通りとする。

第1時限	9:00～10:30
第2時限	10:40～12:10
昼休み	12:10～13:00
第3時限	13:00～14:30
第4時限	14:40～16:10
第5時限	16:20～17:50
第6時限	18:00～19:30

※授業日時の振替えや授業を行う教室が変更される場合は、「でんでんぱん」等によって伝達する。「でんでんぱん」には常に注意すること。

休講

やむを得ない理由で授業が休講となる場合は、「でんでんぱん」等により伝達する。休講掲示がなく、始業より30分以上経過しても授業が開始されない場合は、教学支援課に申し出て、その指示に従うこと。

※休講・教室変更は、パソコン等から以下のホームページにアクセスして、確認することができる。

【でんでんぱん URL】

<https://portal.dcu.ac.jp/>

なお、情報は常に更新されるので、注意すること。

緊急事態発生時の授業の取り扱い

災害その他緊急事態の発生にともない、交通機関の運行に支障が生じている場合の授業の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 午前6時の時点でNHKニュースにより、小田急電鉄(新宿-本厚木)、東急電鉄(渋谷-中央林間)および横浜市営地下鉄(横浜-あざみ野)のうち、2社以上の電車がストライキ、災害、異常気象等で全面的に運転を停止している場合、当日の授業の取り扱いは以下のとおりとする。ただし、バス等による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとする。

①午前9時までに復旧した場合

当日第1、第2時限の授業を臨時休講とし、第3時限より開講する。

②午前9時を過ぎても運休している場合

授業情報をホームページ、「でんでんぱん」等を通じて学生に伝達する。

※ただし、上記のような交通機関の運行状態に関わらず、学長が気象予報その他の状況により学生の通学が困難と認めた場合には、授業に関する情報を、上記②の方法によって学生に伝達する。

※緊急事態発生時には、テレビ・ラジオ等の報道に注意し、電話による大学への直接問い合わせは極力控えること。

- (2) 各自の居住地またはその周辺地域の災害等による交通機関の運休、遅延のために、やむを得ず授業に遅刻、あるいは欠席した場合は、駅で発行される遅延証明書をもって、すみやかにその旨を科目担当教員に届けること。

補講

やむを得ない理由によって授業が休講となった場合は、原則として補講を実施する。補講は、学年暦の補講日程のほか、平日の5時限以降や土曜日の3時限以降に行う。実施日時は「でんでんぱん」等により連絡する。

欠席

正当な理由がなく、出席が授業回数の3分の2に満たない場合は、試験規程により期末試験の受験が認められず、原則として当該授業科目の単位を修得することができない。日頃からできるかぎり欠席しないよう心がけること。なお、履修科目の出欠状況は「でんでんぱん」で確認することができる。出欠に関する問合せ期間は授業日から4週間以内とする。

公認欠席（公欠）

公認欠席（以下「公欠」という）とは、欠席日数に算入しないことが認められる欠席である。ただし、厚生労働省より養成施設として認可を受けている介護福祉専攻および子ども未来学科では公欠はない。公欠として認められるものは以下の通りである。

(1) 公欠の種類

- ①忌 引
- ②実 習
- ③進路活動
- ④課外活動
- ⑤感 染 症（出席停止による公欠）
- ⑥その他大学が特に必要と認めた場合

これらの理由により欠席する場合は、「公欠願」（教学支援課、学生生活・進路支援課常備）または「忌引届」（教学支援課常備）に事由を証明する書類等を添えて「欠席届（公欠）（ピンク用紙）」（教学支援課、学生生活・進路支援課常備）とともに提出すること。

(2) 公欠の日数と手続き（介護福祉専攻および子ども未来学科以外）

公欠の種類	公欠が認められる日数	手続	届出時必要書類等・ [提出先]												
①忌 引	忌引の扱いは3親等以内とし、忌引日数は下表のとおりとする。 <table><tr><td>亡くなった人</td><td>忌引日数</td></tr><tr><td>父 母</td><td>7 日</td></tr><tr><td>配 偶 者</td><td>7 日</td></tr><tr><td>兄弟・姉妹</td><td>3 日</td></tr><tr><td>祖 父 母</td><td>3 日</td></tr><tr><td>おじ・おば</td><td>1 日</td></tr></table>	亡くなった人	忌引日数	父 母	7 日	配 偶 者	7 日	兄弟・姉妹	3 日	祖 父 母	3 日	おじ・おば	1 日	「忌引届」及び「欠席届」に必要事項を記入し、死亡日より10日以内に教学支援課へ提出する。科目ごとの「欠席届」は承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	会葬礼状等（コピーも可とする） [教学支援課]
亡くなった人	忌引日数														
父 母	7 日														
配 偶 者	7 日														
兄弟・姉妹	3 日														
祖 父 母	3 日														
おじ・おば	1 日														
②実 習	実習期間及び実習施設との事前（事後）打ち合わせ日 ・ソーシャルワーク実習（介護福祉専攻を除く） ・精神保健福祉援助実習 ・教育実習（子ども未来学科を除く） ・スクールソーシャルワーク実習 ・医療ソーシャルワーク実習 ・心理実習 ・社会教育実習	実習に関しての公欠は、原則として手続不要。ただし、事前打ち合わせ日等の場合に必要に応じて「公欠願」及び「欠席届」を提出する。科目ごとの「欠席届」は教学支援課の承認印を得た後に各自が各科目担当教員へ提出する。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [教学支援課]												
③進路活動	進路活動（就職活動、就職試験及び内定式、入学試験等）による公欠が認められる日数は、年間を通じて原則として3日間とする。	「公欠願」及び「欠席届」に必要事項を記入し、学生生活・進路支援課に提出する。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	就職の場合は来社証明書、入学試験の場合は受験票の写し [学生生活・進路支援課]												

④課外活動	公式試合の出場、公式研究会への参加など、大学が承認したものに限り認める。原則として科目ごと（半期通年問わず）に3日間とする。	あらかじめ顧問の承認印を得た「公欠願」に必要事項を記入し、「欠席届」とともに学生生活・進路支援課に提出する（各部・各サークルの責任者が取りまとめて学生生活・進路支援課に提出すること）。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	試合、大会等の主催者が配付した開催内容を示す印刷物等（コピーも可とする） [学生生活・進路支援課]
⑤感染症	学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症に罹患した場合のみ、公欠とする。なお、日数は学校保健安全法施行規則第19条に定める「出席停止の期間の基準」に定める期間とする。	学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症に罹患した（その疑いも含む）場合は、教学支援課へ電話連絡し、指示を受けること（ただし、インフルエンザに罹患した場合は、教学支援課への連絡は不要とし、保健委員会へメール（hoken@dcu.ac.jp）でその旨を連絡するとともにアドバイザーへ報告すること）。なお、自己判断による登校は禁ずる。	病気に罹患したことを証明する医師による診断書等（インフルエンザの場合は、薬局で受け取った薬袋、抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ等）の説明書、薬手帳のコピー等で可） [教学支援課]
⑥その他大学が特に必要と認めた場合	本人の申し出により、大学が特に必要と認めたものについては当該日（期間）を公欠として取り扱うことがある。	欠席事由を教学支援課に申し出、適宜指示を受けること。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [関連部署]

なお、公欠の手続は、あらかじめ予定が判明しているものについては事前に行う必要がある。欠席後に手続をする場合は、忌引による公欠を除き当該日以後1週間以内に完了するものとする。また、承認後は科目担当教員へ1週間以内に届け出ること。これを超えた場合は公欠は認められない。

成績評価と単位の認定について

成績評価

各科目の成績は、試験の成績、平素の学修状況（授業中の小テストなどを含む）等によって総合的に評価される（評価方法及び評価基準の詳細については、各科目のシラバスを参照）。

以上によって判定された成績評価の区分は次の通りである。

100～90点	S	合格 [単位認定]
89～80点	A	
79～70点	B	
69～60点	C	
59点以下	D	不合格（定期試験未受験、レポート未提出、出席不良等を含む）

成績通知

成績は、各学期末に通知する。成績通知の時期と方法は次の通りである。

[時期]

- ・前期で終了する半期科目の成績……………8月下旬
- ・後期で終了する半期科目および通年科目の成績……………2月下旬

[方法]

「でんでんぱん」による成績照会で確認すること。

なお別途、学生本人及び保証人（保護者）宛に「成績通知書」を送付する。

※授業の方法及び内容並びにその性質により、授業科目の一部については、別途学期の途中又は次の学期末に成績評価の通知を行うことがある。

※納付金の納入が滞っている学生は、その状況により成績通知及び各種証明書の発行を行わない場合がある。

※成績評価に関する問合せは各学期末の所定の期間内に行うことができる（問合せ対象は当該学期に通知を受けた授業科目に限る）。

単位の認定

規定の時間数（授業回数の3分の2、介護福祉専攻の「介護実習」は5分の4）以上出席し、試験等により合格（C以上）と認められた場合には、所定の単位が認定される。

[単位認定科目]

授業の性質等により段階評価及び点数区分によらず、可否の判定が行われ単位が認定されるものを単位認定科目という。

本学における単位認定科目は次のように分類される。

- ・学内開設科目
 - 「福祉キャリア講座」、「キャリア講座」（人間科学部を除く）、「スポーツ指導員養成講座／ジュニアスポーツ指導員養成講座」等
 - * 単位認定科目については各学科専攻のカリキュラム・マップを参照のこと。
- ・学外の学修による読替え科目、単位互換科目等

下記の「学外で修得した単位等の取り扱い」を参照のこと。

なお、合格の場合の成績評価の表示は「認」として単位を認定し、不合格の場合の表示は「否」として単位の認定は行わない。

卒業認定

本学に4年間在学し（編入学の場合を除く）、学科所定の授業科目及び単位数を修得した者について、教授会における審議を経て学長が卒業を認定する。

学外で修得した単位等の取り扱い

教育上有益と認めるときは、学外で修得した単位を、次により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす

ことができる（学則第 27 条～第 29 条）。

- (1) 他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位

→ 60 単位以内で認定

- (2) 短期大学、高等専門学校の専攻科又は学校教育法第 58 条の 2 に規定する高等学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修

→ 上記(1)と合わせて合計 60 単位以内で認定

- (3) 入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（本学開設の「社会福祉入門」を含む）

→ 上記(1)および(2)と合わせて合計 60 単位以内で認定

なお、単位の認定を希望するときは、前期履修登録期間中、その他大学が指定する期間に本人自ら学修内容を証明する書類を添し、所定の様式をもって願出すること。詳細は、教学支援課に問い合わせること。

[ボランティア活動の単位認定について]

- (1) 単位認定の条件

ボランティア養成講座の受講 + 35 時間のボランティア活動

または 45 時間のボランティア活動

- (2) 単位認定までの流れ

- ① 地域交流センターを通じてボランティア先を決定 *1

（「ボランティア登録申請書」を記入）

- ② ボランティアに参加

- ③ 地域交流センターに「ボランティア報告書」を提出

- ④ 単位認定条件を満たすと発行される「ボランティア活動証明書」を地域交流センターで受取る。*2

- ⑤ 「ボランティア活動証明書」と「単位認定願」を教学支援課に提出し、所定の手続きを行う。

- ⑥ 「社会福祉入門」（総合教育科目／教養基礎科目 1 単位）の単位が認定される。

*1 自分で行いたいボランティアを見つけた場合、事前にそのボランティアの募集に関する資料を、地域交流センターに持参する。また、ボランティア活動保険未加入者は、地域交流センター担当者の指示に従い、必ず保険に加入のこと。

*2 「ボランティア報告書」の内容によっては、書き直しやボランティア活動として認められない場合もある。

【注意点】

- ・単位認定手続きは、その年度の 12 月の最終授業日までに行う。
- ・「福祉マインド実践講座」など、ボランティア活動を単位認定の要件としている授業で行った活動は認められない。
- ・「ボランティア活動報告書」は、ボランティア活動を行った日から 1 ヶ月以内に提出する。
- ・ボランティア活動時間には現地までの移動時間を含まない。
- ・高校生の時に、本学主催の「夏期福祉総合講座」を受講し、単位を修得した学生および「社会福祉入門」を修得済または履修中の場合は単位認定を受けることができない。
- ・ボランティア活動時間は、次年度以降に繰り越しができる。

試験について

試験の種類

試験は、履修した科目の学修到達度を測るために実施され、その種類は次の通りである。

- (1) 期末試験 前期・後期の各期末の試験期間中に実施する試験
- (2) 追試験 期末試験をやむを得ない理由で受験できなかった者に、当該科目について実施する試験
- (3) 再試験 期末成績で不合格となった科目に対して実施する試験。**ただし、4年生のみ。**

試験の方法

試験の方法は、筆記、口述、実技とする。ただし、レポートをもってこれに替えることがある。

受験資格

受験資格は、「田園調布学園大学試験規程」に基づき、次の条件のすべてを満たしている者に対して与えられる。

- (1) 当該科目の履修登録を完了していること。
- (2) 所定の納付金等の納入を完了していること。
- (3) 当該科目における授業回数の3分の2以上出席していること。
- (4) その他所定の手続きを完了し、科目担当者が受験を許可していること。

試験時間割

期末試験の時間割は、試験期間開始1週間前までに「でんでんぱん」によって通知する。

追試験および再試験の時間割は別途事前に通知する。

レポートの場合は、科目担当教員の指示に従うこと。なお、提出締切日時を厳守すること。締切以降の提出は一切受け付けない。

その他、試験に関することは、「田園調布学園大学試験規程」(P.122)を参照すること。

なお、不正行為が確認された場合、同規程に基づき厳罰をもって処分される。

GPA について

GPA

GPA（グレード・ポイント・アベレージ）とは、成績評価を点数化するものである。この制度により、個人の成績が客観的かつ総合的に表示され、相対的にとらえることができる。

なお、GPA は成績通知書、成績証明書等に明記される。

計算方法

- ①成績評価ごとに5段階のポイントをつける（S→4点、A→3点、B→2点、C→1点、D→0点）
- ②各履修科目の成績評価に対するポイントに所定の単位数をかけてグレード・ポイントを算出する。
- ③前述②の数値の合計を総履修単位数で割る（小数点第3位以下四捨五入）。

（計算例）

科目名	成績評価	ポイント	単位数	グレード・ポイント（GP）
英語	B	2	2単位	2点×2単位=4
日本語表現法Ⅰ	D	0	2単位	0点×2単位=0
倫理学	S	4	2単位	4点×2単位=8
政治学	S	4	2単位	4点×2単位=8
コンピュータ・リテラシー	A	3	2単位	3点×2単位=6
5科目			10単位	26点
26点 ÷ 10単位 = 2.60（GPA）				

- ・履修登録した科目を履修登録期間、履修修正期間内に取り消さず、途中で放棄した場合は、D評価となる。
- ・グレード・ポイントは、各学期ごとに計算される。

利用方法

- ・奨学金、優秀学生等の選抜の参考にする。
- ・「専門演習」・「ゼミナール」の配属の際、参考にする。
- ・GPA3.2以上の学生は履修上限単位数を緩和する（2012年度入学生より適用）。
- ・当年度のGPAが1.2未満で、かつ、年次ごとの総修得単位数が30単位未満、当年度履修科目の授業出席率が平均40%未満の学生については、段階的に注意、指導が行われ、なお学修状況の改善が見られない時は、退学等の勧告が行われることがある。
- ・その他学長が必要と認める場合において、その数値を参考とする。

対象外科目

- ・単位認定科目
- ・「卒業研究」
- ・卒業要件単位数に含まれない科目

単位互換について（放送大学）

放送大学

放送大学とは、テレビ・ラジオ（衛星放送、CATV、地上放送）、学習センター等における視聴、インターネット配信というメディアによって講義を受ける通信制大学で、1981年に国によって作られた正規の大学である。

履修上の条件

①放送大学で履修できる単位数	15単位以内
②放送大学の科目を履修できる期間	1年次後期から卒業年次前期まで (ただし、9月卒業生は前年度まで)
③履修登録時の留意事項	卒業年次生は、学内の履修登録時に放送大学で履修予定の科目を卒業要件単位として算入することはできない。

受講手続

(1) 出願

放送大学から募集要項が公表されるので、受講を希望する学生は「出願票」を教学支援課へ提出する。

前期科目：2月上旬

後期科目：7月中旬

(2) 授業料（1科目（2単位）11,000円）を本学総務・経理課へ納入。

受講方法

講座は、次の方法によって実施される。

(1) 放送授業

各学期15回（週1回、1回45分）で行われる。

※本学図書館にて放送大学のテープが視聴可能（但し、テープの館外持出しはできない）。

※学習センター（神奈川学習センター：横浜市南区大岡2-31-1）で、見逃したり、聴き逃したテープの再視聴ができる。

※インターネットによる視聴も可能（一部科目を除く）。

(2) 通信指導

どの講座も学期途中で1回、一定範囲で出題される。この通信指導の結果によって、単位認定試験の受験資格が得られる。

(3) 単位認定試験

各学期の放送授業が終了したあと、単位認定試験が実施される。この試験の結果、単位の認定を行う。

実習について（社会福祉学科、心理福祉学科）

実習の概要

実習は、社会福祉士、精神保健福祉士や介護福祉士としての実践能力を培う上で重要であり、援助者としての専門性を高め、資質の向上にむけた学習ができるように計画的な指導が行われる。

本学における福祉現場実習は、「社会福祉士国家試験」、「精神保健福祉士国家試験」、「介護福祉士国家試験」の各受験資格取得に必要な指定科目のひとつである。

この現場実習では、現場の職員から指導を受けながら、福祉サービスの利用者である高齢者や児童、身体障害者（児）、知的障害者（児）、精神障害者など様々な生活上の問題を抱える人々の相談や介護などにあたり、援助計画に基づく実践によって問題解決の過程を経験し、多様な援助のありかたを学習するものである。

限られた時間の中で、効果的な実習ができるよう、現場での配属実習の前後に実施する学内での事前学習、事後学習を重視している。事前学習では、大学でのそれまでの授業で学んだ知識や技術を再確認し、現場実習に行く準備を行う。事後学習では、福祉現場で体験したことを大学に戻って教員や他学生と話し合い、自分の課題を明らかにしながら、援助者として成長することを目標とする。

実習の流れ

それぞれの実習の流れは、以下のとおりである。詳細については、「実習オリエンテーション」等で順次説明するので、必ず出席すること。このオリエンテーションに出席しない学生や、準備が充分でないと思われる学生は、配属実習を延期、又は停止することがあるので注意すること。また、「でんでんぱん」等による実習に関する掲示には特に注意すること。

資格取得のための実習スケジュール

目指す資格	1年次 2、3月	2年次 8、9月	2年次 2、3月	3年次 8、9月	3年次 2、3月	4年次 8、9月	実習時間又は期間合計
社会福祉士				ソーシャルワーク実習 (24日間)			180h (24日間)
社会福祉士 + 介護福祉士	介護実習 I-1 (6日間)	介護実習 I-2 (12日間)	介護実習 II-1 (18日間)	ソーシャルワーク実習 (24日間)	介護実習 II-2 (23日間)		652h (83日間)
社会福祉士 + 精神保健福祉士				ソーシャルワーク実習 (24日間)	精神保健福祉援助実習 I、II (12日間×2回)		360h (48日間)
社会福祉士 (3年次編入生)						ソーシャルワーク実習 (24日間)	180h (24日間)

1. ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）

「ソーシャルワーク実習」は社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目である。

(1) ソーシャルワーク実習要件

・[ソーシャルワーク実習指導Ⅰの単位が修得できていること]を要件とする。

(2) 実習の流れ

学年	月	科目	学習段階	学習内容
2年次	9月	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	事前学習	オリエンテーション・心構え
	10月			実習施設の役割と機能の理解
	11月			実習記録の書き方
	12月			実習施設の選択
				マナー講座、実習にあたっての心構え
	1月			レポート提出
	2月			
3年次	3月	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	事前学習	実習施設の役割と機能の理解
	4月			配属先レポートの作成
	5月			実習課題の設定、個人プロフィールの作成
	6月			個別支援計画、ケアプラン作成練習
	7月		現場実習（4週間）	
	8月			
	9月			
	10月			
	11月		事後学習	実習の振り返り
	12月			実習報告会準備
	1月			実習報告会
	2月			実習報告書提出
	3月			

※3年次編入生については学生の事情や実習先の都合により個別に実習時期を決定する。

(3) 主な実習先

1. 高齢者関係施設

老人デイサービスセンター 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 老人介護支援センター 老人デイサービス事業
介護老人保健施設 地域包括支援センター 指定小規模多機能居宅介護指定通所リハビリテーション
指定短期入所生活介護 指定短期入所療養介護事業所 指定認知症対応型共同生活介護
指定特定施設入居者生活介護 指定居宅介護支援事業所

2. 障害者関係施設

相談支援事業 障害者支援施設 生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 重度障害者等包括支援
共同生活介護 共同生活援護 福祉ホーム 地域活動支援センター（主として身体障害者または知的障害者に行うもの）
身体障害者更生相談所 身体障害者福祉センター 更生保護施設 広域障害者職業センター
地域障害者職業センター 障害者就業・生活支援センター

3. 児童関係施設

児童相談所 母子生活支援施設 児童養護施設 障害児入所施設 児童発達支援センター（福祉型、医療型）
情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 指定医療機関 児童デイサービス 児童家庭支援センター

4. その他

病院・診療所※ 救護施設 更生施設 授産施設 福祉事務所 市区町村社会福祉協議会 女性（婦人）相談所
婦人保護施設 母子福祉センター 一定の要件を満たす独立型社会福祉士事務所 ホームレス自立支援センター

※本学では、病院、診療所は、4年次夏に実施される医療ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻、医療・精神保健福祉コース）の実習先として規定されている。

2. 精神保健福祉援助実習（社会福祉専攻）

「精神保健福祉援助実習」は精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目である。

(1) 実習の流れ

学年	月	実習種別	学習段階	学習内容
3 年 次	4 月	精神保健福祉援助実習	事前学習	オリエンテーション・心構え 実習施設の役割と機能の理解 実習中の対人関係のあり方 実習課題の検討等
	5 月			
	6 月			
	7 月			
	8 月			
	9 月			
	10 月			
	11 月			
	12 月			
	1 月			
	2 月			
	3 月		精神保健福祉援助実習Ⅰ・Ⅱ（4 週間）	
4 年 次	4 月	事後学習	実習の振り返り 事例検討 総まとめ 実習報告会準備 実習報告会	
	5 月			
	6 月			
	7 月			
	8 月			
	9 月			
	10 月			
	11 月			
	12 月			
	1 月			
	2 月			
	3 月			

(2) 主な実習先

精神保健福祉士国家試験受験資格の要件を満たす実習先は、下記の施設等である。

1. 精神科病院
2. 病院又は診療所（精神病床を有するもの又は精神科若しくは心療内科を広告しているものに限る）
3. 社会復帰施設
4. 精神保健福祉センター
5. 保健所
6. 市町村保健センター等

3. 介護実習（介護福祉専攻）

「介護実習」は介護福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目である。

(1) 実習の流れと時間配分

学年	介護実習			実習指導	
	時期	実習区分	日数（時間）	前期（時間）	後期（時間）
1 年次	2、3 月	介護実習Ⅰ－1	6（48）		介護総合演習Ⅰ（30）
2 年次	8、9 月	介護実習Ⅰ－2	12（96）	介護総合演習Ⅱ（30）	
	2、3 月	介護実習Ⅱ－1	18（144）		介護総合演習Ⅲ（30）
3 年次	2、3 月	介護実習Ⅱ－2	23（184）		介護総合演習Ⅳ（30）
合計			59（472）	介護総合演習（120）	

(2) 実習施設・事業等

1) 介護実習Ⅰ－1

通所介護 通所リハビリテーション 障害福祉サービス事業 障害者支援施設

2) 介護実習Ⅰ－2

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム） 小規模多機能型居宅介護 介護老人保健施設

3) 介護実習Ⅱ－1

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 救護施設 障害者支援施設 障害児・者入所施設
訪問介護事業所

4) 介護実習Ⅱ－2

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 救護施設 障害者支援施設 障害児・者入所施設

4. スクールソーシャルワーク実習（社会福祉専攻、心理福祉学科）

「スクールソーシャルワーク実習」は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（旧名称：一般社団法人日本社会福祉士養成校協会）によるスクールソーシャルワーク教育課程の指定科目である。

(1) スクールソーシャルワーク実習要件

スクールソーシャルワーク教育課程に必要な科目（P. 107 参照）が3年次終了（心理福祉学科は4年次前期）までに履修できていることを要件とする。

(2) 実習の流れ

学年	月	事前・事後学習	配属実習
4年次	4月	実習施設の役割と機能の理解	現場実習 〔(3)実習指定施設参照〕 ↓
	5月	実習先についての学習発表	
	6月	実習課題の設定、個人プロフィールの作成	
	7月	実習記録の書き方、活用の仕方 実習の振り返り	
	8月		
	9月		

(3) 実習指定施設

- ・学校教育法第1条で定める学校のうち原則として18歳未満の児童生徒を対象とした学校（原則としてスクールソーシャルワーカーを置く学校、または教育委員会等に所属するスクールソーシャルワーカーに指導を受けて行う学校実習も含む）。
- ・学校教育法で定める学校に関する施設・機関等、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会等、その他教育基本法及び地方公共団体の条例等で定める学校教育に関する施設・機関・組織その他の施設・機関等。

5. 医療ソーシャルワーク実習（社会福祉専攻）

「医療ソーシャルワーク実習」は、3年次夏期に「ソーシャルワーク実習」を終了し、将来医療ソーシャルワーカーを目指している学生が、さらなる実践体験を積むためにプログラムされている、いわばアドバンス実習である。

そのため「医療ソーシャルワーク実習」では、医療現場に福祉職が存在する意義を考え、支援者としての姿勢や視点のみならず、医療ソーシャルワーカーのスキル習得をも実習の課題として設定する。20世紀初頭から現在にいたるまで、数々の実践モデル、アプローチが開発されてきたが、それらモデル、アプローチを実際の場面で検証する機会となることを期待する。

1) 実習の流れ

「医療ソーシャルワーク実習」は、カリキュラム上の都合で変則的なスケジュールとなっているため、以下の流れを参考とされたい。

事前オリエンテーション（3年次前期終了時もしくは後期初回授業）



「医療ソーシャルワーク実習指導」履修登録（3年次後期）※



実習配属先決定（4年次5、6月）

医療ソーシャルワーク実習事前指導（4年次前期 3コマ程度）※※



実習先事前訪問（4年次6～8月）



本実習（4年次夏期休業中）※※※



医療ソーシャルワーク実習事後指導（4年次後期 3コマ程度）※※



医療ソーシャルワーク実習報告会（12月）

※「医療ソーシャルワーク実習指導」の履修と同時に、「医療福祉論」の履修が必須となる。「医療ソーシャルワーク実習指導」を履修できるのは、「保健医療サービス論」、「ソーシャルワーク総論Ⅰ」において、一定の成績を修めた者、さらに3年後期の「医療ソーシャルワーク実習指導」、「医療福祉論」が一定の成績でないと医療機関への実習配属はしない。

※※4年次前期には3コマ程度の事前指導が実施される。また、後期には3コマの事後指導が実施される。

※※※実習期間は実習先医療機関により異なる（2～3週間）。

実習について（子ども未来学科）

実習の概要

子ども未来学科では保育士資格と幼稚園教諭一種免許の取得が卒業のための要件となっているが、これらの資格を取得するためには、必ず、定められた期間、学外において「実習」を行うことが義務づけられており、本学科でも、保育士資格取得のための「保育所実習」「施設実習」、および幼稚園教諭一種免許取得のための「幼稚園教育実習」が必修（または選択必修）科目となっている。

実習では、大学における講義や演習を中心とした学修とは異なり、保育者と子どもが日々生活を営んでいる保育・教育・養護等の「場」に身を置くこととなる。そうした保育実践の「場」に身を置くことによって、実際の子どもと出会い、一人ひとりの子どもの発達の道筋の多様さに気づいたり、保育者や実習生自身の子どもへのかかわりを振り返ることを通して、そこで求められる保育者の援助のあり方について理解を深めながら、次の実践に向かっていくことができるのである。このような積み重ねが、子どもを理解する力や保育の実践力を身につけていくことに繋がっていく。また、その他にも、保育の場が持っている機能や、保育者の多様な職務内容についても、より幅広い視点から具体的に学ぶこととなる。

さらに、このような実習での貴重な「経験」は、大学で学んできた知識や技能を踏まえて積み重ねられていくと同時に、実習終了後、改めて大学で振り返りのための視点を獲得し、省察を深めて、自らの子どもや保育に対する見方（子ども観・保育観）を問い直し、新たに構築していくことになる。こうした「循環する学びのプロセス」は、保育者として求められる姿勢に欠かせないものであり、実習は、その学びのプロセスを身をもって体験し、獲得していくためにも貴重な機会であると考えられる。

実習の流れ

入学から卒業までの間に「保育所実習」・「施設実習」を合わせて6週間、「幼稚園教育実習」を4週間履修するが、観察、参加の各段階を経ながら、最終段階においては、自ら指導計画を立案・実践する責任実習を行うこととなる。また、実習の反省・評価から次の実習への自己課題を抽出し、より意識的に各実習を積み上げていくことによって、保育者としての実践力を深めていくことが望まれる。このため、「保育所実習」、「施設実習」、「幼稚園教育実習」とともに実習の事前・事後指導の受講を義務づけている。また、学生の実習中には学科教員が巡回訪問指導を行う。すなわち、実習には学内での事前指導、学生による保育現場での実践、教員による巡回訪問指導、学内での事後指導という一連の流れが含まれている。

実習中には学生は定められた期間、配属された保育所や施設、幼稚園に自宅から通勤（もしくは宿泊）することとなる。

資格取得のための実習スケジュール

実習種別	実習施設	時期	期間	備考
保育所実習Ⅰ	認可保育所、認定こども園	2年次2、3月	2週間	} 保育士資格必修
施設実習Ⅰ	保育所以外の児童福祉施設等	3年次8、9月	2週間	
保育所実習Ⅱ	認可保育所、認定こども園	3年次2、3月	2週間	} 保育士資格のためにいずれかを選択必修
施設実習Ⅱ	保育所以外の児童福祉施設等	3年次2、3月	2週間	
幼稚園教育実習Ⅰ	幼稚園、認定こども園	2年次9月	1週間	} 幼稚園教諭一種免許必修
幼稚園教育実習Ⅱ	幼稚園、認定こども園	4年次6月	3週間	
実習期間 合計			10週間	

1. 保育所実習・施設実習

(1) 実習について

保育士資格を取得するには、そのための要件を満たす児童福祉施設等での実習が不可欠となる。児童福祉施設等は、保育所とその他の入所型あるいは通所型の施設等に分けられ、資格取得のためには、保育所とその他の施設等の両方で実習を行わなければならない。

保育所は、家庭との緊密な連携の下に、乳幼児の健全な心身の発達を図ることを目的として、入所する子どもの保育とともにその保護者や地域の子育て家庭に対する支援等を行う。また、その他の児童福祉施設として代表的なものには、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設などがあり、その多くは家庭に代わって児童を養護する入所施設で、対象年齢は0歳から満18歳未満と幅広い。また、これらの他に、「施設実習Ⅱ」では児童厚生施設も含まれる。

本学では保育所における「保育所実習Ⅰ」（2単位）、およびその他の児童福祉施設等における「施設実習Ⅰ」（2単位）が必修である。また、それに加えて保育所における「保育所実習Ⅱ」またはその他の児童福祉施設等における「施設実習Ⅱ」のいずれか2単位の実習が選択必修となっている。

(2) 実習の内容

内容	保育所実習	施設実習
事前指導	・ 保育所実習の意義と概要 ・ 実習の心構えと留意点 ・ 実習の段階と内容 ・ 実習関係書類の作成 ・ 実習課題の設定と理解 ・ 実習日誌の書き方 ・ 責任実習実施の手順と方法 ・ 指導案の立案と検討 ・ 外部講師による講演会 ・ 実習園でのオリエンテーション ・ 巡回担当教員による指導について ・ 実習の評価について	・ 施設実習の意義と概要 ・ 実習の心構えと基本的態度 ・ 施設種別と実習施設についての理解 ・ 実習関係書類の作成 ・ 実習課題の設定と理解 ・ 実習日誌の書き方 ・ 責任実習実施の手順と方法 ・ 指導案の立案と検討 ・ 外部講師による講演会 ・ 実習施設でのオリエンテーション ・ 巡回担当教員による指導について ・ 実習の評価について
実習中	・ 巡回担当教員による訪問指導 ・ 実習生・実習園・大学相互の連絡	・ 巡回担当教員による訪問指導 ・ 実習生・施設・大学相互の連絡
事後指導	・ 実習の振り返り（実習課題、今後の課題） ・ グループディスカッション ・ 園評価と自己評価の照合・検討 ・ 実習日誌の評価および保育記録の振り返り ・ 実習体験報告会	・ 実習の振り返り ・ グループディスカッション ・ 施設評価と自己評価の照合・検討 ・ 実習日誌の評価及び実習記録の振り返り ・ 実習体験報告会

(3) 主な実習先

保育所実習	認可保育所（公立・民間）、認定こども園（公立・民間）
施設実習	乳児院、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設などの児童福祉施設、障害者支援施設、指定障害福祉サービス事業所等

2. 幼稚園教育実習

(1) 実習について

幼稚園教諭一種免許を取得するための実習である。幼稚園は義務教育ではないが、学校教育法に基づいて、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を教育する場である。保育所とは対象年齢、保育時間、準拠する法などが異なっているため、それぞれの目的や機能、期待される役割等について、その違いと共通点について理解しておくことが望ましい。

本学の「幼稚園教育実習」は2年次に1週間（1単位）、4年次に3週間（3単位）を予定している。2年次の実習は、幼稚園の生活や幼児の心身の発達等を理解することを主たる目的としている。このような子ども理解と保育理解を基盤として、4年次には自ら子どもの実態に即した指導計画を立案し、実習生自身が責任を持って保育を実践する責任実習を行うこととなる。2年次と4年次の「幼稚園教育実習」の間には、保育所および施設実習が実施されるため、子ども理解も一段と深まり、より適切な責任実習の立案・実践が可能となるよう意図している。

(2) 実習の内容

内容	幼稚園教育実習Ⅰ	幼稚園教育実習Ⅱ
事前指導	・「幼稚園教育実習Ⅰ」の意義と概要 ・外部講師による講演会 ・実習園への配属と実習関係書類の作成 ・実習の段階と内容 ・実習の心構えと留意点 ・実習課題の理解 ・保育記録の意義と実習日誌の書き方 ・実習園でのオリエンテーション ・巡回担当教員による指導について ・実習の評価について	・「幼稚園教育実習Ⅱ」の意義と概要 ・実習園への配属と実習関係書類の作成 ・実習の段階と内容 ・実習課題の設定と理解 ・外部講師による講演会 ・責任実習実施の手順と方法 ・指導案の立案と検討 ・実習日誌の書き方 ・実習園でのオリエンテーション ・巡回担当教員による指導について ・実習の評価について
実習中	・巡回担当教員による訪問指導 ・実習生・実習園・大学相互の連絡	・巡回担当教員による訪問指導 ・実習生・実習園・大学相互の連絡
事後指導	・実習体験と学びの振り返り （自己の体験の発表・グループディスカッション等） ・園評価と自己評価の照合・検討 ・実習日誌の評価および保育記録の振り返り	・実習体験と学びの振り返り （グループ討議・保育カンファレンス等） ・園評価と自己評価の照合・検討 ・実習日誌の評価および保育記録の振り返り ・実習体験報告会

(3) 主な実習先

幼稚園（公立・私立）、認定こども園（公立・私立）

3. 子育て支援実習

「子育て支援実習」は、子ども未来学科4年次の選択科目（1単位）として履修する選択実習である。これまでの各実習や大学での学びを踏まえ、保育者に求められる新たな役割とされる子育て支援（保護者支援）、地域子育て支援に関する実践力を身につけることを目標としている。

具体的には、子育て支援施設での実習とその振り返り・反省を通して、保育者として果たすべき保育の場での子育て支援（保護者支援）、地域子育て支援に関する実際の職務についての理解を深め、子育て・子育てに関する地域での取り組みや連携について、子育て家庭の実態や保護者のニーズについて、支援の必要性和そのあり方などについて考察することをねらいとしている。

(1) 子育て支援実習要件

本実習を履修するには、3年次後期選択科目である「子育て支援論」を履修していることを原則とする。

(2) 実習の流れ

4年次4、5月 実習事前指導

8、9月 現場実習（いずれかの日程で5日間）

10、11月 実習事後指導（実習の振り返り）

(3) 実習指定施設

原則として、川崎市麻生区役所担当課との連携による麻生区内の実習先（子育て支援施設）にて実施される。

資格取得について（2018 年度入学者まで）

資格一覧表

1. 卒業と同時に取得できる資格

資格名称	取得可能な学科及び専攻				資格取得に必要な科目等	備考
	社会福祉	介護福祉	心理福祉	子ども未来		
社会福祉士 (国家試験受験資格)	○	○	○		P. 74 「指定科目と本学開講科目の対比」参照	国家試験合格により資格取得 (合格後登録が必要)
介護福祉士 (国家試験受験資格)		○			P. 83 「指定科目と本学開講科目の対比」参照	2014 年 4 月入学生から国家試験合格により資格取得（合格後登録が必要） P. 82 「介護福祉士」になるには参照
保育士資格				○	P. 142 ～ 144 「別表第一～別表第三」参照	卒業と同時に資格取得
幼稚園教諭一種免許				○	P. 146 ～ 148 参照	卒業と同時に免許取得
社会福祉主事任用資格	○	○	○	○	P. 89 「指定科目と本学開講科目比較対照表」参照	卒業と同時に資格取得
児童指導員任用資格	○	○	○	○	P. 90 参照	卒業と同時に資格取得
ピアヘルパー（受験資格）			○		P. 105 「ピアヘルパー」参照	試験合格によって資格取得

2. 必要な科目を修得することにより取得できる資格

資格名称	取得可能な学科及び専攻				資格取得に必要な科目等	備考
	社会福祉	介護福祉	心理福祉	子ども未来		
精神保健福祉士 (国家試験受験資格)	○				P. 93 「指定科目と本学開講科目の対比」参照	国家試験合格により資格取得 (合格後登録が必要)
認定心理士資格			○	○	P. 103、104 「認定心理士取得に必要な科目」参照	卒業と同時に資格取得 (申請し認定を受ける)
ピアヘルパー（受験資格）	○	○		○	P. 105 「ピアヘルパー」参照	試験合格によって資格取得
スクールソーシャルワーク 教育課程修了者	○		○		P. 106、107 「スクールソーシャルワーク教育 課程修了者」参照	
アクティビティ・ワーカー		○			P. 108、109 「アクティビティ・ワーカー」参照	
ジュニアスポーツ指導員 (受験資格)				○	P. 110 「ジュニアスポーツ指導員」参照	試験合格によって資格取得
キャンピングインストラクター				○	P. 111 「キャンピングインストラクター」参照	
中学校教諭一種免許（社会）			○		P. 133 ～ 140 「心理福祉学科教職課程履修規程」参照	
高等学校教諭一種免許（公民）			○		P. 133 ～ 140 「心理福祉学科教職課程履修規程」参照	
高等学校教諭一種免許（福祉）			○		P. 133 ～ 140 「心理福祉学科教職課程履修規程」参照	
特別支援学校教諭一種免許 (知的障害者)			○		P. 133 ～ 140 「心理福祉学科教職課程履修規程」参照	
特別支援学校教諭一種免許 (肢体不自由者)			○		P. 133 ～ 140 「心理福祉学科教職課程履修規程」参照	

3. 取得をめざす資格等 ※授業外で対策講座等を実施

資格名称	取得可能な学科及び専攻				備考
	社会福祉	介護福祉	心理福祉	子ども未来	
福祉住環境コーディネーター 2級・3級	○	○	○	○	
救急法救急員	○	○	○	○	
幼児安全法支援員	○	○	○	○	

1. 社会福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科）

1. 「社会福祉士」とは

「社会福祉士」は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）において以下のとおり定義されている。

（定義）

第 2 条 この法律において「社会福祉士」とは、第 28 条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他援助を行うことを業とする者をいう。

このように「社会福祉士」は、約 30 年の歴史をもつ国家資格であり、なおかつこれからの時代においては、各種の社会福祉施設や相談支援機関だけでなく、独立型社会福祉士として独立した立場でソーシャルワークを実践するなど、幅広い分野でソーシャルワーカーとして活躍することが可能な資格である。

2. 「社会福祉士」になるには

「社会福祉士」の資格を取得するには、「社会福祉士国家試験」に合格し、「社会福祉士」として登録することが必要である。

3. 「社会福祉士国家試験」の受験資格

社会福祉士受験資格を得るためには、いくつかのルートがあるが、本学社会福祉学科社会福祉専攻、介護福祉専攻、心理福祉学科の学生は、「社会福祉士及び介護福祉士法」第 7 条第 1 号のルートで社会福祉士国家試験受験資格を得ることができる。このルートでの社会福祉士国家試験受験資格は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（通常「指定科目」と略称されている）を修得し、卒業することによって得られるものである。

「指定科目」は、「社会福祉に関する科目を定める省令」（平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）により示されているが、本学では、P. 74 表 1 の対照表どおり、授業科目を開講している。

4. 社会福祉士国家試験

「社会福祉士国家試験の科目」は、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 5 条の規定により、P. 74 表 2 のとおり 19 科目が示されている。

また、社会福祉士国家試験は、1988 年度（1989 年 1 月）の第 1 回目以降、毎年実施されてきているが、かなり狭き門となっている。（例年の合格率は 30% 程度）

本学では、社会福祉士国家試験受験者のための受験対策講座等を開催しているが、社会福祉士国家試験受験を目指す学生は、個々に明確な計画を立てて、早い時期から対策を開始していく必要がある。

5. 「社会福祉士国家試験」の受験手続き等

本学で指定科目を修めて卒業（見込）し、社会福祉士国家試験受験資格を得た者が社会福祉士国家試験を受験する場合は、願書に添付する「卒業（見込）証明書」、「指定科目の履修（見込）証明書」の交付を受ける等の手続きが必要である。これらの各種手続きは全て学生生活・進路支援課でできるので、ガイダンス等に参加し、各自の責任において行うこと。要綱等の掲示は行うが、各自漏れのないように注意すること。

また、試験合格者（社会福祉士となる資格を有する者）が「社会福祉士」となるために「社会福祉士登録」を行う際の手続も、各自で行うことになる。

なお、社会福祉士国家試験、および社会福祉士登録の業務は、いずれも「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」が厚生労働省の指定を受けた指定試験機関、指定登録機関として実施している。

表 1 指定科目と本学開講科目の対比

(2014～2018 年度入学生用)

指定科目		左表に対応する授業科目	
科目名	時間数	科目名	時間数
人体の構造と機能及び疾病	30	医学概論	30
心理学理論と心理的支援	30	心理学	30
社会理論と社会システム	30	社会学	30
現代社会と福祉	60	社会福祉学総論Ⅰ	30
		社会福祉学総論Ⅱ	30
社会調査の基礎	30	社会調査法	30
相談援助の基盤と専門職	60	ソーシャルワーク総論Ⅰ	30
		ソーシャルワーク総論Ⅱ	30
相談援助の理論と方法	120	ソーシャルワークⅠ	30
		ソーシャルワークⅡ	30
		ソーシャルワークⅢ	30
		ソーシャルワークⅣ	30
地域福祉の理論と方法	60	地域福祉の理論と方法Ⅰ	30
		地域福祉の理論と方法Ⅱ	30
福祉行財政と福祉計画	30	福祉行財政と福祉計画	30
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	30
社会保障	60	社会保障論Ⅰ	30
		社会保障論Ⅱ	30
高齢者に対する支援と介護保険制度	60	高齢者福祉論Ⅰ	30
		高齢者福祉論Ⅱ	30
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	障害者福祉論 / 障害者福祉論Ⅰ (介護福祉専攻)	30
		(障害者福祉論Ⅱ (介護福祉専攻))	(30)
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30	児童・家庭福祉論	30
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	公的扶助論	30
保健医療サービス	30	保健医療サービス論	30
就労支援サービス	15	就労支援	15
権利擁護と成年後見制度	30	権利擁護と成年後見制度	30
更生保護制度	15	司法福祉論	30
相談援助演習	150	ソーシャルワーク演習Ⅰ	60
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	60
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	30
相談援助実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	30
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	60
相談援助実習	180	ソーシャルワーク実習	180

表 2 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 5 条による「社会福祉士国家試験科目」

1	人体の構造と機能及び疾病	11	社会保障
2	心理学理論と心理的支援	12	高齢者に対する支援と介護保険制度
3	社会理論と社会システム	13	障害者に対する支援と障害者自立支援制度
4	現代社会と福祉	14	児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度
5	社会調査の基礎	15	低所得者に対する支援と生活保護制度
6	相談援助の基盤と専門職	16	保健医療サービス
7	相談援助の理論と方法	17	就労支援サービス
8	地域福祉の理論と方法	18	権利擁護と成年後見制度
9	福祉行財政と福祉計画	19	更生保護制度
10	福祉サービスの組織と経営		

指定科目と本学開設科目における教育内容の対応表

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
人体の構造と機能及び疾病	① 心身機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。 ② 国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要について理解する。 ③ リハビリテーションの概要について理解する。	① 人の成長・発達 ② 心身機能と身体構造の概要 ③ 国際生活機能分類（ICF）の基本的考え方と概要 ④ 健康の捉え方 ⑤ 疾病と障害の概要 ⑥ リハビリテーションの概要	医学概論
心理学理論と心理的支援	① 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。 ② 人の成長・発達と心理との関係について理解する。 ③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④ 心理的支援の方法と実際について理解する。	① 人の心理学的理解 ② 人の成長・発達と心理 ③ 日常生活と心の健康 ④ 心理的支援の方法と実際	心理学
社会理論と社会システム	① 社会理論による現代社会の捉え方を理解する。 ② 生活について理解する。 ③ 人と社会の関係について理解する。 ④ 社会問題について理解する。	① 現代社会の理解 ② 生活の理解 ③ 人と社会の関係 ④ 社会問題の理解	社会学
現代社会と福祉	① 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ② 福祉の原理をめぐりる理論と哲学について理解する。 ③ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ④ 福祉政策の課題について理解する。 ⑤ 福祉政策の構成要素（福祉政策における政府、家族、個人の役割を含む。）について理解する。 ⑥ 福祉政策と関連政策（教育政策、住宅政策、労働政策を含む。）の関係について理解する。 ⑦ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。	① 現代社会における福祉制度と福祉政策 ② 福祉の原理をめぐりる理論と哲学 ③ 福祉制度の発達過程 ④ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑤ 福祉政策の課題 ⑥ 福祉政策の構成要素 ⑦ 福祉政策と関連政策 ⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係	社会福祉学総論Ⅰ
			社会福祉学総論Ⅱ
社会調査の基礎	① 社会調査の意義と目的及び方法の概要について理解する。 ② 統計法の概要、社会調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ③ 量的調査の方法及び質的調査の方法について理解する。	① 社会調査の意義と目的 ② 統計法 ③ 社会調査における倫理 ④ 社会調査における個人情報保護 ⑤ 量的調査の方法 ⑥ 質的調査の方法 ⑦ 社会調査の実施に当たってのITの活用方法	社会調査法

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
相談援助の基盤と専門職	① 社会福祉士の役割（総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発含む）と意義について理解する。 ② 精神保健福祉士の役割について理解する。 ③ 相談援助の概念と範囲について理解する。 ④ 相談援助の理念について理解する。 ⑤ 相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。 ⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲及び専門職倫理について理解する。 ⑦ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。	① 社会福祉士の役割と意義 ② 精神保健福祉士の役割と意義 ③ 相談援助の概念と範囲 ④ 相談援助の理念 ⑤ 相談援助における権利擁護の意義 ⑥ 相談援助に係る専門職の概念と範囲 ⑦ 専門職倫理と倫理的ジレンマ ⑧ 総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチ含む）の意義と内容	ソーシャルワーク総論Ⅰ ソーシャルワーク総論Ⅱ
	① 相談援助における人と環境との交互作用に関する理論について理解する。 ② 相談援助の対象と様々な実践モデルについて理解する。 ③ 相談援助の過程とそれに係る知識と技術について理解する（介護保険法による介護予防サービス計画、居宅サービス計画や施設サービス計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）によるサービス利用計画についての理解を含む。） ④ 相談援助における事例分析の意義や方法について理解する。 ⑤ 相談援助の実践（権利擁護活動を含む。）について理解する。	① 人と環境の交互作用 ② 相談援助の対象 ③ 様々な実践モデルとアプローチ ④ 相談援助の過程 ⑤ 相談援助における援助関係 ⑥ 相談援助のための面接技術 ⑦ ケースマネジメントとケアマネジメント ⑧ アウトリーチ ⑨ 相談援助における社会資源の活用・調整・開発 ⑩ ネットワーキング（相談援助における多職種・多機関との連携を含む。） ⑪ 集団を活用した相談援助 ⑫ スーパービジョン ⑬ 記録 ⑭ 相談援助と個人情報保護の意義と留意点 ⑮ 相談援助における情報通信技術（IT）の活用 ⑯ 事例分析 ⑰ 相談援助の実践（権利擁護活動を含む。）	ソーシャルワークⅠ ソーシャルワークⅡ ソーシャルワークⅢ ソーシャルワークⅣ
地域福祉の理論と方法	① 地域福祉の基本的考え方（人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包摂等を含む。）について理解する。 ② 地域福祉の主体と対象について理解する。 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 ④ 地域福祉におけるネットワーキング（多職種・多機関との連携を含む。）の意義と方法及びその実際について理解する。 ⑤ 地域福祉の推進方法（ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。）について理解する。	① 地域福祉の基本的考え方 ② 地域福祉の主体と対象 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民 ④ 地域福祉の推進方法	地域福祉の理論と方法Ⅰ 地域福祉の理論と方法Ⅱ

厚労省指定科目	教育内容	左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	授業科目名
福祉行財政と福祉計画	① 福祉の行財政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。）について理解する。 ② 福祉行財政の実態について理解する。 ③ 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。	福祉行財政と福祉計画
福祉サービスの組織と経営	① 福祉サービスに係る組織や団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、営利法人、市民団体、自治会など）について理解する。 ② 福祉サービスの組織と経営に係る基礎理論について理解する。 ③ 福祉サービスの経営と管理運営について理解する。	福祉サービスの組織と経営
社会保障	① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）について理解する。 ② 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 ③ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ④ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ⑤ 年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。 ⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	社会保障論 I 社会保障論 II
高齢者に対する支援と介護保険制度	① 高齢者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（高齢者虐待や地域移行、就労の実態を含む。）について理解する。 ② 高齢者福祉制度の発展過程について理解する。 ③ 介護の概念や対象及びその理念等について理解する。 ④ 介護過程における介護の技法や介護予防の基本的考え方について理解する。 ⑤ 終末期ケアの在り方（人観や倫理を含む。）について理解する。 ⑥ 相談援助活動において必要となる介護保険制度や高齢者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	高齢者福祉論 I 高齢者福祉論 II

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
障害者に対する支援と 障害者自立支援制度	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ② 障害者福祉制度の発展過程について理解する。 ③ 相談援助活動において必要となる障害者総合支援法や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要 ② 障害者福祉制度の発展過程 ③ 障害者総合支援法 ④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際 ⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際 ⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑦ 相談支援事業所の役割と実際 ⑧ 身体障害者福祉法 ⑨ 知的障害者福祉法 ⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⑪ 発達障害者支援法 ⑫ 障害者基本法 ⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ⑮ 障害者の雇用に関する法律	障害者福祉論 障害者福祉論Ⅰ (介護福祉専攻) 障害者福祉論Ⅱ (介護福祉専攻)
児童や家庭に対する支援と 児童・家庭福祉制度	① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要（子育て、一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)の実態を含む。）について理解する。 ② 児童・家庭福祉制度の発展過程について理解する。 ③ 児童の権利について理解する。 ④ 相談援助活動において必要となる児童・家庭福祉制度や児童・家庭福祉に係る他の法制度について理解する。	① 児童・家庭の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要（一人親家庭、児童虐待及び家庭内暴力(D.V)、地域における子育て支援及び青少年育成の実態を含む。）と実際 ② 児童・家庭福祉制度の発展過程 ③ 児童の定義と権利 ④ 児童福祉法 ⑤ 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法） ⑥ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（D.V法） ⑦ 母子及び寡婦福祉法 ⑧ 母子保健法 ⑨ 児童手当法 ⑩ 児童扶養手当法 ⑪ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律 ⑫ 次世代育成支援対策推進法 ⑬ 少子化社会対策基本法 ⑭ 売春防止法 ⑮ 児童・家庭福祉制度における組織及び団体の役割と実際 ⑯ 児童・家庭福祉制度における専門職の役割と実際 ⑰ 児童・家庭福祉制度における多職種連携、ネットワーキングと実際 ⑱ 児童相談所の役割と実際	児童・家庭福祉論

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
低所得者に対する支援と生活保護制度	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とそれの実際について理解する。 ② 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。 ③ 自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際 ② 生活保護制度 ③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際 ④ 生活保護制度における専門職の役割と実際 ⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワークと実際 ⑥ 福祉事務所の役割と実際 ⑦ 自立支援プログラムの意義と実際 ⑧ 低所得者対策 ⑨ 低所得者への住宅政策 ⑩ ホームレス対策	公的扶助論
保健医療サービス	① 相談援助活動において必要となる医療保険制度（診療報酬に関する内容を含む。）や保健医療サービスについて理解する。 ② 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。	① 医療保険制度 ② 診療報酬 ③ 保健医療サービスの概要 ④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際 ⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	保健医療サービス論
就労支援サービス	① 相談援助活動において必要となる各種の就労支援制度について理解する。 ② 就労支援に係る組織、団体及び専門職について理解する。 ③ 就労支援分野との連携について理解する。	① 雇用・就労の動向と労働施策の概要 ② 就労支援制度の概要 ③ 就労支援に係る組織、団体の役割と実際 ④ 就労支援に係る専門職の役割と実際 ⑤ 就労支援分野との連携と実際	就労支援
権利擁護と成年後見制度	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わりについて理解する。 ② 相談援助活動において必要となる成年後見制度（後見人等の役割を含む。）について理解する。 ③ 成年後見制度の実際について理解する。 ④ 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり ② 成年後見制度 ③ 日常生活自立支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際 ⑥ 権利擁護活動の実際	権利擁護と成年後見制度
更生保護制度	① 相談援助活動において必要となる更生保護制度について理解する。 ② 更生保護を中心に、刑事司法・少年司法分野で活動する組織、団体及び専門職について理解する。 ③ 刑事司法・少年司法分野の他機関等との連携の在り方について理解する。	① 更生保護制度の概要 ② 更生保護制度の担い手 ③ 更生保護制度における関係機関・団体との連携 ④ 医療観察制度の概要 ⑤ 更生保護における近年の動向と課題	司法福祉論

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名
相談援助演習	相談援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、社会福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 ① 総合的かつ包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。 ② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。	① 以下の内容については相談援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと ア 自己覚知 イ 基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ 基本的な面接技術の習得 エ 次に掲げる具体的な課題別の相談援助事例等（集団に対する相談援助事例を含む。）を活用し、総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。 （ア）社会的排除 （イ）虐待（児童・高齢者） （ウ）家庭内暴力（D,V） （エ）低所得者 （オ）ホームレス （カ）その他の危機状態にある相談援助事例（権利擁護活動を含む。） オ エに掲げる事例等を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。 （ア）インテーク （イ）アセスメント （ウ）プランニング （エ）支援の実施 （オ）モニタリング （カ）効果測定 （キ）終結とアフターケア カ オの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 （ア）アウトリーチ （イ）チームアプローチ （ウ）ネットワーキング （エ）社会資源の活用・調整・開発 キ 地域福祉の基盤整備と開発に係る事例を活用し、次に掲げる事項について実技指導を行うこと。 （ア）地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 （イ）地域福祉の計画 （ウ）ネットワーキング （エ）社会資源の活用・調整・開発 （オ）サービスの評価 ② 相談援助実習後に行うこと。 相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、相談援助実習における学生等の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。	ソーシャルワーク演習Ⅰ
			ソーシャルワーク演習Ⅱ
			ソーシャルワーク演習Ⅲ

厚労省指定科目	教育内容	左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい	授業科目名
相談援助実習指導	① 相談援助実習の意義について理解する。 ② 相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。 ③ 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ④ 具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導を行うものとする。 ① 相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 ② 実際に実習を行う実習分野（利用者理解含む。）と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解 ③ 実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解 ④ 現場体験学習及び見学実習（実際の介護サービスの実践や各種サービスの利用体験等を含む。） ⑤ 実習先で必要とされる相談援助に係る知識と技術に関する理解 ⑥ 実習における個人のプライバシーの保護と守秘義務等の理解（個人情報保護法の理解を含む。） ⑦ 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ⑧ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 ⑨ 巡回指導 ⑩ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 ⑪ 実習の評価全体総括会
相談援助実習	① 相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。 ② 社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③ 関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	① 学生等は次に掲げる事項について実習指導者による指導を受けるものとする。 ② 相談援助実習指導担当教員は巡回指導等を通して、次に掲げる事項について学生等及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生等の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。 ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成 エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価 オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実践 カ 社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 キ 施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実践 ク 当該実習先が地域社会の中での施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解

2. 介護福祉士国家試験受験資格（介護福祉専攻）

1. 「介護福祉士」とは

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）により以下のように定義されている。

（定義）

第二条（第 1 項 略）

- 2 この法律において「介護福祉士」とは、第 42 条第 1 項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

このように「介護福祉士」は、これからの時代において、社会福祉実践現場の最先端で、高齢者や障害者が生きがいを持って生活していくことを支援する専門性を持った資格である。

さらに 2011 年 6 月、「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が行われ、2015 年度より介護福祉士が喀痰吸引、経管栄養という医行為を一定の要件の下に業として行うことが出来るようになった。法改正により、介護福祉士が法令に定める範囲において医療的ケアの一部を担うことは、生活の支援に加えて生命・健康に直接かかわるケアを提供していくものである。

2. 「介護福祉士」になるには

「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成 29 年度（第 30 回）から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となった。なお、養成施設を令和 8 年度末までに卒業する学生は、卒業後 5 年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができる。この間に国家試験に合格するか、卒業後 5 年間続けて介護等の業務に従事することで、5 年経過後も介護福祉士の登録を継続することができる。令和 9 年度以降に養成施設を卒業する学生からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできない。（2020 年 11 月現在）

3. 「介護福祉士資格」の取得

本学の場合は、介護福祉専攻が、「田園調布学園大学人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻」の名称で、社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号の介護福祉士養成施設（修業年限 4 年、1 学年入学定員 35 名）として指定されており、本学社会福祉学科介護福祉専攻（2018 年度入学者まで）では、学則第 25 条の規定に基づく卒業要件を満たすと、介護福祉士の受験資格を得ることができる。

4. 「介護福祉士国家試験」受験手続き等

本学で指定科目を修めて卒業（見込）し、介護福祉士国家試験受験資格を得た者が「介護福祉士国家試験」を受験する場合は、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」へ受験手続きが必要となる。

また、試験合格者が「介護福祉士」となるためには、「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」へ登録手続きが必要となる。

表 1 指定科目と本学開講科目の対比（2018 年度入学者まで）

指定科目				左表に対応する授業科目		
科目名			時間数	科目名	時間数	授業形態
人間と社会	人間の理解	人間の尊厳と自立	30 以上	倫理学	30	講義
		人間関係とコミュニケーション	30 以上	カウンセリング	30	講義
	社会の理解	社会の理解	60 以上	生活福祉論	30	講義
				社会保障論Ⅰ	30	講義
				社会保障論Ⅱ	30	講義
				高齢者福祉論Ⅰ	30	講義
				社会福祉学総論Ⅰ	30	講義
				権利擁護と成年後見制度	30	講義
介護	介護の基本	介護の基本	180	介護福祉論Ⅰ	30	講義
				介護福祉論Ⅱ	30	講義
				暮らしと生活環境	30	講義
				生きがい活動論	30	演習
				リハビリテーション論	30	講義
				ケアマネジメント論	30	講義
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	60	コミュニケーション技術Ⅰ	30	講義
				コミュニケーション技術Ⅱ	30	演習
	生活支援技術	生活支援技術	300	生活支援技術Ⅰ	60	演習
				生活支援技術Ⅱ	60	演習
				生活支援技術Ⅲ	30	演習
				生活支援技術Ⅳ	30	演習
				生活支援技術Ⅴ	60	演習
				生活支援技術Ⅵ	60	演習
	介護過程	介護過程	150	介護過程Ⅰ	30	講義
				介護過程Ⅱ	30	演習
				介護過程Ⅲ	30	演習
				介護過程Ⅳ	30	演習
				介護過程Ⅴ	30	演習
	介護総合演習	介護総合演習	120	介護総合演習Ⅰ	30	演習
				介護総合演習Ⅱ	30	演習
				介護総合演習Ⅲ	30	演習
				介護総合演習Ⅳ	30	演習
	介護実習	介護実習	450	介護実習Ⅰ－１	48	実習 (472)
				介護実習Ⅰ－２	96	
				介護実習Ⅱ－１	144	
				介護実習Ⅱ－２	184	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	発達と老化の理解	60	老年心理学	30	講義
				医学概論	30	講義
	認知症の理解	認知症の理解	60	精神保健	30	講義
				認知症ケア論	30	講義
	障害の理解	障害の理解	60	障害者福祉論Ⅰ	30	講義
				障害者福祉論Ⅱ	30	講義
	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	120	心理学	30	講義
				身体構造と機能Ⅰ	30	講義
				身体構造と機能Ⅱ	30	講義
				身体構造と機能Ⅲ	30	講義
医療的ケア	医療的ケア (2012 年度入学生から適用)	医療的ケア (2012 年度入学生から適用)	50 以上 (実時間)	医療的ケアⅠ	60	講義
				医療的ケアⅡ	30	講義

指定科目と本学開設科目における教育内容の対応表（2018年度入学者まで）

人間と社会	厚労省指定科目		教育内容		左記に対応する本学開設科目	
	科目名（教育内容）		ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名	
	人間の理解	人間の尊厳と自立	「人間」の理解を基礎として、人間としての尊厳の保持と自立・自律した生活を支える必要性について理解し、介護場面における倫理的課題について対応できるための基礎となる能力を養う学習とする。	① 人間の尊厳と自立 ② 介護における尊厳の保持・自立支援	倫理学	
		人間関係とコミュニケーション	介護実践のために必要な人間関係の理解や、他者への情報の伝達に必要な、基礎的なコミュニケーション能力を養うための学習とする。	① 人間関係の形成 ② コミュニケーションの基礎	カウンセリング	
	社会の理解		① 個人が自立した生活を営むということを理解するため、個人、家族、近隣、地域、社会の単位で人間を捉える視点を養い、人間の生活と社会の関わりや、自助から公助に至る過程について理解するための学習とする。 ② わが国の社会保障の基本的な考え方、歴史と変遷、しくみについて理解する学習とする。 ③ 介護に関する近年の社会保障制度の大きな変化である介護保険制度と障害者自立支援制度について、介護実践に必要な観点から基礎的知識を習得する学習とする。 ④ 介護実践に必要なとされる観点から、個人情報保護や成年後見制度などの基礎的知識を習得する学習とする。	① 生活と福祉 ② 社会保障制度 ③ 介護保険制度 ④ 障害者自立支援制度 ⑤ 介護実践に関連する諸制度	生活福祉論 社会保障論Ⅰ 社会保障論Ⅱ 高齢者福祉論Ⅰ 社会福祉学総論Ⅰ 権利擁護と成年後見制度	
介護	厚労省指定科目		教育内容		左記に対応する本学開設科目	
	科目名（教育内容）		ねらい	教育に含むべき事項	授業科目名	
	介護の基本		「尊厳の保持」「自立支援」という新しい介護の考え方を理解するとともに、「介護を必要とする人」を、生活の観点から捉えるための学習。また、介護における安全やチームケア等について理解するための学習とする。	① 介護福祉士を取り巻く状況 ② 介護福祉士の役割と機能を支えるしくみ ③ 尊厳を支える介護 ④ 自立に向けた介護 ⑤ 介護を必要とする人の理解 ⑥ 介護サービス ⑦ 介護実践における連携 ⑧ 介護従事者の倫理 ⑨ 介護における安全の確保とリスクマネジメント ⑩ 介護従事者の安全	介護福祉論Ⅰ 介護福祉論Ⅱ 暮らしと生活環境 生きたい活動論 リハビリテーション論 ケアマネジメント論	

介護	コミュニケーション技術	介護を必要とする者の理解や援助的関係、援助的コミュニケーションにおいては多職種協働におけるコミュニケーション能力を身につけるための学習とする。	① 介護におけるコミュニケーションの基本 ② 介護場面における利用者・家族とのコミュニケーション ③ 介護におけるチームのコミュニケーション	コミュニケーション技術Ⅰ コミュニケーション技術Ⅱ
	生活支援技術	尊厳の保持の観点から、どのような状態であっても、その人の自立・自律を尊重し、潜在能力を引き出したり、見守ることも含めた適切な介護技術を用いて、安全に援助できる技術や知識について習得する学習とする。	① 生活支援 ② 自立に向けた居住環境の整備 ③ 自立に向けた身じたくの介護 ④ 自立に向けた移動の介護 ⑤ 自立に向けた食事の介護 ⑥ 自立に向けた入浴・清潔保持の介護 ⑦ 自立に向けた排泄の介護 ⑧ 自立に向けた家事の介護 ⑨ 自立に向けた睡眠の介護 ⑩ 終末期の介護	生活支援技術Ⅰ 生活支援技術Ⅱ 生活支援技術Ⅲ 生活支援技術Ⅳ 生活支援技術Ⅴ 生活支援技術Ⅵ
	介護過程	他の科目で学習した知識や技術を統合して、介護過程を展開し、介護計画を立案し、適切な介護サービスの提供ができる能力を養う学習とする。	① 介護過程の意義 ② 介護過程の展開 ③ 介護過程の実践的展開 ④ 介護過程とチームアプローチ	介護過程Ⅰ 介護過程Ⅱ 介護過程Ⅲ 介護過程Ⅳ 介護過程Ⅴ
	介護総合演習	実習の教育効果を上げるため、介護実習前の介護技術の確認や施設等のオリエンテーション、実習後の事例報告会または実習期間中に学生等が学校等において学習する日を計画的に設けるなど、実習に必要な知識や技術、介護過程の展開の能力等について、個別の学習到達状況に応じた総合的な学習とする。介護総合演習については、実習と組み合わせての学習とする。		介護総合演習Ⅰ 介護総合演習Ⅱ 介護総合演習Ⅲ 介護総合演習Ⅳ
	介護実習	① 個々の生活リズムや個性を理解するという観点から様々な生活の場において個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じてチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習とする。 ② 個別ケアを行うために個々の生活リズムや個性を理解し、利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習とする。		介護実習Ⅰ－Ⅰ 介護実習Ⅰ－Ⅱ 介護実習Ⅱ－Ⅰ 介護実習Ⅱ－Ⅱ
1 介護実践に必要な知識という観点から、からのしくみについての知識を養う。 2 増大している認知症や知的障害、精神障害、発達障害等の分野で必要とされる心理的社会的なケアについての基礎的な知識を養う。				
厚労省指定科目		教育内容		
科目名（教育内容）		ねらい	教育に含むべき事項	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
発達と老化の理解		発達の観点からの老化を理解し、老化に関する心理や身体機能の変化の特徴に関する基礎的知識を習得する学習とする。	① 人間の成長と発達の基礎的理解 ② 老年期の発達と成熟 ③ 老化に伴うところからだの変化と日常生活 ④ 高齢者と健康	老年心理学 医学概論

このところからのしくみ

こころとからだのしくみ	認知症の理解	認知症に関する基礎的知識を習得するとともに、認知症のある人の体験や意思表示が困難な特性を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	① 認知症を取り巻く状況 ② 医学的側面から見た認知症の基礎 ③ 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活 ④ 連携と協働 ⑤ 家族への支援	精神保健 認知症ケア論
	障害の理解	障害のある人の心理や身体機能に関する基礎的知識を習得するとともに、障害のある人の体験を理解し、本人のみならず家族を含めた周囲の環境にも配慮した介護の視点を習得する学習とする。	① 障害の基礎的理解 ② 障害の医学的側面の基礎的知識 ③ 連携と協働 ④ 家族への支援	障害者福祉論Ⅰ 障害者福祉論Ⅱ
	こころとからだのしくみ	介護技術の根拠となる人体の構造や機能及び介護サービスを提供における安全への留意点や心理的側面への配慮について理解する学習とする。	① こころのしくみの理解 ② からだのしくみの理解 ③ 身じたくに関連したこころとからだのしくみ ④ 移動に関連したこころとからだのしくみ ⑤ 食事に関連したこころとからだのしくみ ⑥ 入浴、清潔保持に関連したこころとからだのしくみ ⑦ 排泄に関連したこころとからだのしくみ ⑧ 睡眠に関連したこころとからだのしくみ ⑨ 死にゆく人のこころとからだのしくみ	心理学 身体構造と機能Ⅰ 身体構造と機能Ⅱ 身体構造と機能Ⅲ
	医療職との連携のもとで医療的ケアを安全・適切に実施できるよう、必要な知識・技術を修得する。			
医療的ケア	厚労省指定科目	教育内容		
	科目名（教育内容）	ねらい	教育に含むべき事項	左記に対応する本学開設科目 授業科目名
	医療的ケア	医療的ケアを安全・適切に実施するために必要な知識・技術を修得する。	① 医療的ケア実施の基礎 ② 喀痰吸引（基礎的知識・実施手順） ③ 経管栄養（基礎的知識・実施手順） ④ 演習	医療的ケアⅠ 医療的ケアⅡ

3. 保育士資格（子ども未来学科）

1. 「保育士」とは

「保育士」とは児童福祉法第 18 条の 4 で次のように定義されている。

「児童福祉法第 18 条の 18 第 1 項の登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者をいう。」

保育士の資格を得た者は児童福祉施設において、0 歳から満 18 歳未満の児童とその保護者を対象に養護及び教育を一体的に行うことを業務とする。活動の場は保育所、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、児童発達支援センター、障害児施設、児童相談所一時保護施設、地域子育て支援センターなど子どもと家庭の福祉を担う機関である。児童福祉法で認可されている公立・民間の保育所で働く保育士が最も多いが、近年では、認可外の保育所、家庭的保育事業、学童保育、児童館、幼児教室などでも保育士資格の保有者が求められている。

2. 「保育士」になるには

保育士資格を得るには児童福祉法第 18 条の 6 で次の 2 通りが示されている。

- 1 都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者
- 2 保育士試験に合格した者

いずれも卒業または合格後「保育士」として登録することが必要である。

本学の場合、都道府県知事の指定する保育士養成校であるから、所定の単位を履修して卒業し、登録をすればよい。

※所定の単位及び、本学での開設科目については、「田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科保育士資格取得履修規程」(P. 141 ～ 144) を参照のこと。

3. 「保育士」の登録手続き

卒業時に、一括して登録申請を行う。

4. 幼稚園教諭一種免許（子ども未来学科）

1. 「幼稚園」とは

学校教育法第3章第22条で、「幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」とされている。具体的には、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児の保育に当たるが、近年は少子化に伴う家庭養育の困難に対応して、3歳未満児の就園希望も多く、都市部では満2歳児からの保育に対応するところも増えている。また、子育て支援として、子育て相談の実施、子育てに関する情報の提供、未就園児の保育活動や、教育課程に係る時間以外に行う「預かり保育」などにも対応できる人材の育成が求められている。

2. 「幼稚園教諭一種免許」について

幼稚園教諭は教育職員免許法で定められており、幼稚園教諭一種免許状は基礎資格を学士の学位を有すること（4年制大学卒業）とするほか、大学で修得する最低単位数も定められている。

※所定の単位及び、本学での開設科目については、「田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科教職課程履修規程」（P.145～148）を参照のこと。

3. 幼稚園教諭になるには

文部科学大臣の定める設備、カリキュラム編成、その他設置基準に従って認定を受けた学校で、教育職員免許法に定められた単位を履修して卒業する必要がある。

4. 「保育・教職実践演習（幼稚園）」及び「履修ファイル」について

4年次後期に開設する「保育・教職実践演習（幼稚園）」（2単位）は、教職課程を履修する学生の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための科目である。

したがって、この「保育・教職実践演習（幼稚園）」の履修にあたっては、各学生においても教職課程における4年次までの履修履歴について、必要な資質能力の指標に対する自己評価を「履修ファイル」（振り返りのためのチェックシート）にまとめておかなければならない。

5. 教員免許状の申請について

教員免許状は、教育職員免許法に則り、都道府県の教育委員会に申請することにより授与される。

申請方法には、以下の2通りがある。

(1) 一括申請

本学が窓口となり、教員免許状取得見込者を取りまとめて手続きを行う申請方法であり、本学では原則としてこの方法により申請を行う。この場合、卒業時に教員免許状を取得できる。

(2) 個人申請

一括申請を行わなかった者及び一括申請の対象外となった者が、卒業後、個人で行う教員免許状申請方法である。申請先は、原則として居住地の都道府県の教育委員会であるが、2月～4月中旬は、個人申請の受付を停止していることが多い。申請から免許状の授与まで、通常1ヶ月程度の時間がかかる。

※(1)(2)ともに申請時に、別途申請手数料がかかる。

5. 社会福祉主事任用資格

「社会福祉主事任用資格」は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に規定される「福祉に関する事務所」（通常「福祉事務所」と略称されている）において、社会福祉関係諸法令を施行（福祉サービスを提供）していくに際して、生活困窮者、老人、児童、障害者などの生活上の課題を抱えた方々の相談に応じたり、助言や指導を行う「現業を行う所員」（現業員）、および現業員の「指導監督を行う所員」（査察指導員）として任用される際に必要な資格としてスタートした。その後、ソーシャルワークの活動の領域が拡大する一方で、社会福祉の分野において、長い間国家資格制度が存在しなかったため、行政機関のほか、特別養護老人ホームや知的障害者更生施設などの施設において、生活相談員として採用されるための要件として社会福祉主事であることが求められるなど、長年にわたり社会福祉の分野で働く人々の基礎的な資格として認められてきた。

下記のとおり、基本的には、社会福祉行政の第一線の現業機関において活躍するための「任用資格」、つまり、公務員が福祉事務所の現業員等に任用される場合に必要となる資格が、「社会福祉主事任用資格」である。

社会福祉法

（資格等）

第 19 条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢 20 年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学、旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者

二～五（略）

社会福祉学科、心理福祉学科、子ども未来学科では、下記のとおり、社会福祉主事任用資格に係る科目（資格の取得要件は指定科目 34 の中から 3 科目以上を履修すること）を開講しており、卒業要件を満たすと同時にこの資格が得られる。

[社会福祉学科・心理福祉学科]

指定科目と本学開講科目比較対照表（2018 年度入学者まで）

指定科目	左記に対応する開設授業科目
社会福祉概論	社会福祉学総論Ⅰ・Ⅱ
社会福祉援助技術論	ソーシャルワーク総論Ⅰ・Ⅱ ソーシャルワークⅠ～Ⅳ
社会保障論	社会保障論Ⅰ・Ⅱ
公的扶助論	公的扶助論
身体障害者福祉論	障害者福祉論（介護福祉専攻は障害者福祉論Ⅰ・Ⅱ）
老人福祉論	高齢者福祉論Ⅰ・Ⅱ
地域福祉論	地域福祉の理論と方法Ⅰ・Ⅱ
心理学	心理学
社会学	社会学

指定科目と本学開講科目比較対照表〔子ども未来学科〕（2018 年度入学者まで）

○印は必修科目

指定科目	左記に対応する開設授業科目
社会福祉概論	○社会福祉概論
児童福祉論	○児童家庭福祉論
心理学	○心理学
他	

6. 児童指導員任用資格

「児童指導員」は、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児施設などで生活する子どもたちを支援、育成、指導する職種である。児童福祉施設で生活する子どもたちの生活を支援し、自立支援計画を立案したり、学校や児童相談所など関係機関や児童の家庭との連絡、児童を取り巻く地域社会との連絡調整をはかることを主な職務としている。

「児童指導員任用資格」とは、児童福祉施設のほとんどの置かれている児童指導員の任用に伴って求められる資格である。児童指導員の職場は、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センターなどである。

児童指導員の資格（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 抜粋）

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

7. 精神保健福祉士国家試験受験資格（社会福祉専攻）

1. 「精神保健福祉士」とは

「精神保健福祉士」は、精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）において以下のとおり定義されている。
（定義）

第2条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第28条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと（以下「相談援助」という。）を業とする者をいう。

このように「精神保健福祉士」は、医療的なケア以外の観点から、精神障害者の社会復帰を支援するワーカーとして働いていく際の基礎的な資格である。

2. 「精神保健福祉士」になるには

「精神保健福祉士」の資格を取得するには、P.92図1のとおり、11のルートがあるが、いずれにしても「精神保健福祉士国家試験」に合格し、「精神保健福祉士」として登録することが必要である。

3. 「精神保健福祉士国家試験」の受験資格

社会福祉学科社会福祉専攻の学生は、「精神保健福祉士法」第7条第1号（図1の一番左）のルートで精神保健福祉士国家試験受験資格を得ることができる。このルートでの精神保健福祉士国家試験受験資格は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（通常「指定科目」と略称されている）を修得し、卒業することによって得られるものである。

「指定科目」は、「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」（平成23年文部科学省・厚生労働省令第3号）により示されているが、本学科では、P.93の対照表どおり、授業科目を開講している。

4. 精神保健福祉士国家試験

精神保健福祉士国家試験は、1998年度（1999年1月）の第1回目以降、毎年実施されてきている（例年の合格率は60%程度）。但し、2007年11月28日、「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、社会福祉士国家試験の試験科目が2010年1月に実施された国家試験から一部変更されることに伴い、社会福祉士と共通の試験科目が、同じく2010年1月に実施された試験から変更になった。

さらに2010年12月に精神保健福祉士法が改正され2012年4月から新カリキュラムになり、第15回国家試験から新カリキュラムに基づく試験となった。

精神保健福祉士試験受験を目指す学生は、個々に明確な計画を立てて、早い時期から対策を開始していく必要がある。

5. 「精神保健福祉士国家試験」の受験手続き等

本学で指定科目に対応する授業科目を修めて卒業（見込）し、精神保健福祉士国家試験受験資格を得た（見込）者が精神保健福祉士国家試験を受験する場合は、願書に添付する「卒業（見込）証明書」、「指定科目の履修（見込）証明書」の交付を受ける等の手続が必要である。これらの各種手続は全て学生生活・進路支援課でできるので、各自の責任において行うこと。

また、試験合格者（精神保健福祉士となる資格を有する者）が「精神保健福祉士」となるために「精神保健福祉士登録」を行う際の手続も各自で行うことになる。

なお、精神保健福祉士国家試験、精神保健福祉士登録は、いずれも「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」が厚生労働省の指定を受けた指定試験機関、指定登録機関として実施している。

精神保健福祉士資格(登録)									
精神保健福祉士試験									
短期養成施設等(6か月)									
保健福祉大学等 4年	実務1年	保健福祉系短大等 3年	指定科目履修	保健福祉系短大等 3年	実務2年	福祉学系等 4年	福祉系短大 基礎科目履修	福祉系短大 3年	福祉系短大 2年
一般養成施設等(1年)									
保健福祉大学等 4年	実務1年	保健福祉系短大等 3年	指定科目履修	保健福祉系短大等 3年	実務2年	福祉学系等 4年	福祉系短大 基礎科目履修	福祉系短大 3年	福祉系短大 2年
実務4年									

⑦ 1号 4号 7号 2号 5号 8号 11号 3号 6号 9号 10号

④……精神保健福祉法(平成9年法律第131号)

指定科目と本学開講科目の対比

指定科目		左表に対応する授業科目	
科目名	時間数	科目名	時間数
人体の構造と機能及び疾病	30	医学概論	30
心理学理論と心理的支援	30	心理学	30
社会理論と社会システム	30	社会学	30
現代社会と福祉	60	社会福祉学総論Ⅰ	30
		社会福祉学総論Ⅱ	30
地域福祉の理論と方法	60	地域福祉の理論と方法Ⅰ	30
		地域福祉の理論と方法Ⅱ	30
社会保障	60	社会保障論Ⅰ	30
		社会保障論Ⅱ	30
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	公的扶助論	30
福祉行財政と福祉計画	30	福祉行財政と福祉計画	30
保健医療サービス	30	保健医療サービス論	30
権利擁護と成年後見制度	30	権利擁護と成年後見制度	30
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	障害者福祉論	30
精神疾患とその治療	60	精神医学	60
精神保健の課題と支援	60	精神保健学	60
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30	精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	30
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	精神保健福祉援助技術総論Ⅱ	30
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	精神保健福祉援助技術各論Ⅰ	30
		精神保健福祉援助技術各論Ⅱ	30
		精神科リハビリテーション学Ⅰ	30
		精神科リハビリテーション学Ⅱ	30
精神保健福祉に関する制度とサービス	60	精神保健福祉論Ⅰ	60
精神障害者の生活支援システム	30	精神保健福祉論Ⅱ	30
精神保健福祉援助演習（基礎）	30		60 ※ 1
			60 ※ 1
			30 ※ 1
精神保健福祉援助演習（専門）	60	精神保健福祉援助演習Ⅰ	30
		精神保健福祉援助演習Ⅱ	30
精神保健福祉援助実習指導	90	精神保健福祉援助実習指導（事前）	60
		精神保健福祉援助実習指導（事後）	30
精神保健福祉援助実習	210	精神保健福祉援助実習Ⅰ	120 ※ 2
		精神保健福祉援助実習Ⅱ	90

※ 1 社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目の「相談援助演習」（本学の開講科目は「ソーシャルワーク演習Ⅰ」・「ソーシャルワーク演習Ⅱ」・「ソーシャルワーク演習Ⅲ」）を履修した者については、「精神保健福祉援助演習（基礎）」の履修が免除される。

※ 2 「精神保健福祉援助実習Ⅰ」（120 時間）のうち 30 時間が、社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号に規定する社会福祉に関する科目の「相談援助実習」（本学の開講科目は「ソーシャルワーク実習」）の履修により免除される。

指定科目と本学開設科目における教育内容の対応表

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい (目標)	教育に含むべき事項 (内容)	授業科目名
人体の構造と機能及び疾病	① 心理機能と身体構造及び様々な疾病や障害の概要について、人の成長・発達や日常生活との関係を踏まえて理解する。 ② 国際生活機能分類 (ICF) の基本的考え方と概要について理解する。 ③ リハビリテーションの概要について理解する。	① 人の成長・発達 ② 心身機能と身体構造の概要 ③ 国際生活機能分類 (ICF) の基本的考え方と概要 ④ 健康の捉え方 ⑤ 疾病と障害の概要 ⑥ リハビリテーションの概要	医学概論
心理学理論と心理的支援	① 心理学理論による人の理解とその技法の基礎について理解する。 ② 人の成長・発達と心理との関係について理解する。 ③ 日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④ 心理的支援の方法と実際について理解する。	① 人の心理学的理解 ② 人の成長・発達と心理 ③ 日常生活と心の健康 ④ 心理的支援の方法と実際	心理学
社会理論と社会システム	① 社会理論による現代社会の捉え方を理解する。 ② 生活について理解する。 ③ 人と社会の関係について理解する。 ④ 社会問題について理解する。	① 現代社会の理解 ② 生活の理解 ③ 人と社会の関係 ④ 社会問題の理解	社会学
現代社会と福祉	① 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。 ② 福祉の原理をめぐり理論と哲学について理解する。 ③ 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。 ④ 福祉政策の課題について理解する。 ⑤ 福祉政策の構成要素 (福祉政策における政府、市場、家族、個人の役割を含む。) について理解する。 ⑥ 福祉政策と関連政策 (教育政策、住宅政策、労働政策を含む。) の関係について理解する。 ⑦ 相談援助活動と福祉政策との関係について理解する。	① 現代社会における福祉制度と福祉政策 ② 福祉の原理をめぐり理論と哲学 ③ 福祉制度の発達過程 ④ 福祉政策におけるニーズと資源 ⑤ 福祉政策の課題 ⑥ 福祉政策の構成要素 ⑦ 福祉政策と関連政策 ⑧ 相談援助活動と福祉政策の関係	社会福祉学総論 I
			社会福祉学総論 II
地域福祉の理論と方法	① 地域福祉の基本的考え方 (人権尊重、権利擁護、自立支援、地域生活支援、地域移行、社会的包括等を含む。) について理解する。 ② 地域福祉の主体と対象について理解する。 ③ 地域福祉に係わる組織、団体及び専門職の役割と実際について理解する。 ④ 地域福祉におけるネットワーク (多職種・多機関との連携を含む。) の意義と方法及びその実際について理解する。 ⑤ 地域福祉の推進方法 (ネットワーク、社会資源の活用・調整・開発、福祉ニーズの把握方法、地域トータルケアシステムの構築方法、サービスの評価方法を含む。) について理解する。	① 地域福祉の基本的考え方 ② 地域福祉の主体と対象 ③ 地域福祉に係る組織、団体及び専門職や地域住民 ④ 地域福祉の推進方法	地域福祉の理論と方法 I
			地域福祉の理論と方法 II

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）	授業科目名
社会保障	① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。）について理解する。 ② 社会保障の概念や対象及びその理念等について、その発達過程も含めて理解する。 ③ 公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ④ 社会保障制度の体系と概要について理解する。 ⑤ 年金保険制度及び医療保険制度の具体的内容について理解する。 ⑥ 諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	① 現代社会における社会保障制度の課題（少子高齢化と社会保障制度の関係を含む。） ② 社会保障の概念や対象及びその理念 ③ 社会保障の財源と費用 ④ 社会保険と社会扶助の関係 ⑤ 公的保険制度と民間保険制度の関係 ⑥ 社会保障制度の体系 ⑦ 年金保険制度の具体的内容 ⑧ 医療保険制度の具体的内容 ⑨ 諸外国における社会保障制度の概要	社会保障論Ⅰ
低所得者に対する支援と生活保護制度	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要とそれについて理解する。 ② 相談援助活動において必要となる生活保護制度や生活保護制度に係る他の法制度について理解する。 ③ 自立支援プログラムの意義とその実際について理解する。	① 低所得階層の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉需要と実際 ② 生活保護制度 ③ 生活保護制度における組織及び団体の役割と実際 ④ 生活保護制度における専門職の役割と実際 ⑤ 生活保護制度における多職種連携、ネットワークと実際 ⑥ 福祉事務所の役割と実際 ⑦ 自立支援プログラムの意義と実際 ⑧ 低所得者対策 ⑨ 低所得者への住宅政策 ⑩ ホームレス対策	公的扶助論
福祉行財政と福祉計画	① 福祉の行財政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む。）について理解する。 ② 福祉行財政の実際について理解する。 ③ 福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。	① 福祉行政の実施体制 ② 福祉行財政の動向 ③ 福祉計画の意義と目的 ④ 福祉計画の主体と方法 ⑤ 福祉計画の実際	福祉行財政と福祉計画
保健医療サービス	① 相談援助活動において必要となる医療保険制度（診療報酬に関する内容を含む。）や保健医療サービスについて理解する。 ② 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際、多職種協働について理解する。	① 医療保険制度 ② 診療報酬 ③ 保健医療サービスの概要 ④ 保健医療サービスにおける専門職の役割と実際 ⑤ 保健医療サービス関係者との連携と実際	保健医療サービス論
権利擁護と成年後見制度	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わりについて理解する。 ② 相談援助活動において必要となる成年後見制度（後見人等の役割を含む。）について理解する。 ③ 成年後見制度の実際について理解する。 ④ 社会的排除や虐待などの権利侵害や認知症などの日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実際について理解する。	① 相談援助活動と法（日本国憲法の基本原理、民法・行政法の理解を含む。）との関わり ② 成年後見制度 ③ 日常生活自立支援事業 ④ 成年後見制度利用支援事業 ⑤ 権利擁護に係る組織、団体の役割と実際 ⑥ 権利擁護活動の実際	権利擁護と成年後見制度

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）	授業科目名
障害者に対する支援と 障害者自立支援制度	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢や福祉・介護需要（地域移行や就労の実態を含む。）について理解する。 ② 障害者福祉制度の発展過程について理解する。 ③ 相談援助活動において必要となる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）や障害者の福祉・介護に係る他の法制度について理解する。	① 障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、福祉・介護需要 ② 障害者福祉制度の発展過程 ③ 障害者総合支援法 ④ 障害者総合支援法における組織及び団体の役割と実際 ⑤ 障害者総合支援法における専門職の役割と実際 ⑥ 障害者総合支援法における多職種連携、ネットワークと実際 ⑦ 相談援助事業所の役割と実際 ⑧ 身体障害者福祉法 ⑨ 知的障害者福祉法 ⑩ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ⑪ 発達障害者支援法 ⑫ 障害者基本法 ⑬ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ⑭ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ⑮ 障害者の雇用の促進等に関する法律	障害者福祉論
精神疾患とその治療	① 代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援といった観点から理解する。 ② 精神科病院等における専門治療の内容及び特性について理解する。 ③ 精神保健福祉士が、精神科チーム医療の一員として関わる際に担うべき役割について理解する。 ④ 精神医療・福祉との連携の重要性と精神保健福祉士がその際に担うべき役割について理解する。	① 精神疾患総論（代表的な精神疾患について、成因、症状、診断法、治療法、経過、本人や家族への支援を含む） ② 精神疾患の治療 ③ 精神科医療機関の治療構造及び専門病棟 ④ 精神科治療における人権擁護 ⑤ 精神科病院におけるチーム医療と精神保健福祉士の役割 ⑥ 精神医療と福祉及び関連機関との間における連携の重要性	精神医学
精神保健の課題と支援	① 精神の健康についての基本的考え方と精神保健学の役割について理解する。 ② 現代社会における精神保健の諸課題と、精神保健の実際及び精神保健福祉士の役割について理解する。 ③ 精神保健を維持・増進するために機能している、専門機関や関係職種の役割と連携について理解する。 ④ 国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。	① 精神の健康と、精神の健康に関連する要因及び精神保健の概要 ② 精神保健の視点から見た家族の課題とアプローチ ③ 精神保健の視点から見た学校教育の課題とアプローチ ④ 精神保健の視点から見た勤労者の課題とアプローチ ⑤ 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチ ⑥ 精神保健に関する対策と精神保健福祉士の役割 ⑦ 地域精神保健に関する諸活動と精神保健に関する偏見・差別等の課題 ⑧ 精神保健に関する専門職種（保健師等）と国、都道府県、市町村、団体等の役割及び連携 ⑨ 諸外国の精神保健活動の現状及び対策	精神保健学
精神保健福祉相談援助の 基盤（基礎）	① 精神保健福祉士の役割（総合的包括的な援助及び地域福祉の基盤整備と開発を含む。）と意義について理解する。 ② 社会福祉士の役割と意義について理解する。 ③ 相談援助の概念と範囲について理解する。 ④ 相談援助の理念について理解する。	① 精神保健福祉士の役割と意義 ② 社会福祉士の役割と意義 ③ 相談援助の概念と範囲 ④ 相談援助の理念	精神保健福祉援助技術総論Ⅰ

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）	授業科目名
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	① 精神保健福祉士が行う相談援助の対象と相談援助の概要について理解する。 ② 精神障害者の相談援助に係る専門職の概念と範囲について理解する。 ③ 精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲について理解する。 ④ 精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と多職種連携の意義と内容について理解する。	① 精神保健福祉士が行う相談援助活動の対象と相談援助の基本的考え方 ② 相談援助に係わる専門職（精神科病院、精神科診療所を含む）の概念と範囲 ③ 精神障害者の相談援助における権利擁護の意義と範囲 ④ 精神保健福祉活動における総合的かつ包括的な援助と多職種連携（チームアプローチを含む。）の意義と内容	精神保健福祉援助技術総論Ⅱ
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	① 精神医療の特性（精神医療の歴史・動向や精神科病院の特性の理解を含む。）と、精神障害者に対する支援の基本的考え方について理解する。 ② 精神科リハビリテーションの概念と構成及びチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割について理解する。 ③ 精神科リハビリテーションのプロセスと精神保健福祉士が行うリハビリテーション（精神科専門療法を含む。）の知識と技術及び活用する方法について理解する。 ④ 精神障害者を対象とした相談援助技術（個別援助、集団援助の過程と、相談援助に係る関連援助や精神障害者と家族の調整及び家族支援を含む。）の展開について理解する。 ⑤ 精神障害者の地域移行支援及び医療機関と地域の連携に関する基本的な考え方と支援体制の実際について理解する。 ⑥ 精神障害者の地域生活の実態とこれらを取り巻く社会情勢及び地域相談援助における基本的な考え方について理解する。 ⑦ 地域リハビリテーションの構成と社会資源の活用及びケアマネジメント、コミュニティワーク（地域相談援助に係る組織、団体、関係機関及び専門職との連携についての理解を含む。）の実際について理解する。 ⑧ 地域生活を支援する保健・医療・福祉等の包括的な支援（地域精神保健福祉活動）の意義と展開について理解する。	① 精神保健医療福祉の歴史と動向 ② 精神障害者に対する支援の基本的な考え方と必要な知識 ③ 精神科リハビリテーションの概念と構成 ④ 精神科リハビリテーションのプロセス ⑤ 医療機関における精神科リハビリテーション（精神科専門療法を含む。）の展開とチーム医療における精神保健福祉士の役割 ⑥ 精神障害者の支援モデル ⑦ 相談援助の過程及び対象者との援助関係 ⑧ 相談援助活動のための面接技術 ⑨ 相談援助活動の展開（医療施設、社会復帰施設、地域社会を含む。） ⑩ 家族調整・支援の実際と事例分析 ⑪ スーパービジョンとコンサルテーション ⑫ 地域移行の対象及び支援体制 ⑬ 地域を基盤にした相談援助の主体と対象（精神障害者の生活実態とこれを取り巻く社会情勢、医療、福祉の状況を含む。） ⑭ 地域を基盤にしたリハビリテーションの基本的考え方 ⑮ 精神障害者のケアマネジメント ⑯ 地域を基盤にした支援とネットワーク ⑰ 地域生活を支援する包括的な支援（地域精神保健福祉活動）の意義と展開	精神保健福祉援助技術各論Ⅰ 精神保健福祉援助技術各論Ⅱ 精神科リハビリテーション学Ⅰ 精神科リハビリテーション学Ⅱ

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）	授業科目名
精神保健福祉に関する制度とサービス	① 精神障害者の相談援助活動と法（精神保健福祉法）との関わりについて理解する。 ② 精神障害者の支援に関連する制度及び福祉サービスの知識と支援内容について理解する。 ③ 精神障害者の支援において係わる施設、団体、関連機関等について理解する。 ④ 更生保護制度と医療観察法について理解する。 ⑤ 社会資源の調整・開発に係わる社会調査の概要と活用について基礎的な知識を理解する。	① 精神保健福祉法の意義と内容 ② 精神障害者の福祉制度の概要と福祉サービス ③ 精神障害者に関連する社会保障制度の概要 ④ 相談援助に係わる組織、団体、関係機関及び専門職や地域住民との協働 ⑤ 更生保護制度の概要と精神障害者福祉との関係 ⑥ 更生保護制度における関係機関や団体との連携 ⑦ 医療観察法の概要 ⑧ 医療観察法における精神保健福祉士の専門性と役割 ⑨ 社会資源の調整・開発に係わる社会調査の意義、目的、方法及び活用	精神保健福祉論Ⅰ
精神障害者の生活支援システム	① 精神障害者の生活支援の意義と特徴について理解する。 ② 精神障害者の居住支援に関する制度・施策と相談援助活動について理解する。 ③ 職業リハビリテーションの概念及び精神障害者の就労支援に関する制度・施策と相談援助活動（その他の日中活動支援を含む。）について理解する。 ④ 行政機関における精神保健福祉士の相談援助活動について理解する。	① 精神障害者の概念 ② 精神障害者の生活の実際 ③ 精神障害者の生活と人権 ④ 精神障害者の居住支援 ⑤ 精神障害者の就労支援 ⑥ 精神障害者の生活支援システム ⑦ 市町村における相談援助 ⑧ その他の行政機関における相談援助	精神保健福祉論Ⅱ
精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る基礎的な知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	① 相談援助に係る基礎的な知識と技術に関する具体的な実技を用いること。 ② 個別指導並びに集団指導を通して、地域福祉の基盤整備と開発に係る具体的な相談事例を体系的にとりあげること。	以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。 ア 自己覚知 イ 基本的なコミュニケーション技術の習得 ウ 基本的な面接技術の習得 エ グループダイナミクス活用技術の習得 オ 情報の収集・整理・伝達の技術の習得 カ 課題の発見・分析・解決の技術の習得 キ 記録の技術の習得 ク 地域福祉の基盤整備に係る事例を活用し、次に掲げる事柄について実技指導を行うこと。 ・地域住民に対するアウトリーチとニーズ把握 ・地域アセスメント ・地域福祉の計画 ・ネットワーキング ・社会資源の活用・調整・開発 ・サービス評価	ソーシャルワーク演習Ⅰ ソーシャルワーク演習Ⅱ ソーシャルワーク演習Ⅲ

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）	授業科目名
精神保健福祉援助演習（専門）	精神保健福祉援助の知識と技術に係る他の科目との関連性も視野に入れつつ、精神障害者の生活や生活上の困難について把握し、精神保健福祉士に求められる相談援助に係る知識と技術について、次に掲げる方法を用いて、実践的に習得するとともに、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。 ① 総合的かつ包括的な相談援助、医療と協働・連携する相談援助に係る具体的な相談援助事例を体系的にとりあげること。 ② 個別指導並びに集団指導を通して、具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング等）を中心とする演習形態により行うこと。	① 以下の内容については、精神保健福祉援助実習を行う前に学習を開始し、十分な学習をしておくこと。 ア 次に掲げる具体的な課題別の精神保健福祉援助の事例（集団に対する事例を含む。）を活用し、実現に向けた精神保健福祉課題を理解し、その解決に向けた総合的かつ包括的な援助について実践的に習得すること。 ・社会的排除 ・退院支援、地域移行、地域生活継続 ・ピアサポート ・地域における精神保健（自殺、ひきこもり、児童虐待、薬物・アルコール依存等） ・教育、就労（雇用） ・貧困、低所得、ホームレス ・精神科リハビリテーション ・その他の危機状態にある精神保健福祉 イ 次に掲げる事例を題材として、次に掲げる具体的な相談援助場面及び相談援助の過程を想定した実技指導を行うこと。 ・インテーク（受理面接） ・契約 ・アセスメント（課題分析） ・プランニング（支援の計画） ・支援の実施 ・モニタリング（経過観察） ・効果測定と支援の評価 ・終結とアフターケア ウ イの実技指導に当たっては、次に掲げる内容を含めること。 ・アウトリーチ ・ケアマネジメント ・チームアプローチ ・ネットワーキング ・社会資源の活用・調整・開発 ② 精神保健福祉援助実習後に行うこと ・精神保健福祉相談援助に係る知識と技術について個別的な体験を一般化し、実践的な知識と技術として習得できるように、精神保健福祉援助実習における学生の個別的な体験も視野に入れつつ、集団指導並びに個別指導による実技指導を行うこと。	精神保健福祉援助演習Ⅰ
			精神保健福祉援助演習Ⅱ

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）	授業科目名
精神保健福祉援助実習指導	① 精神保健福祉援助実習の意義について理解する。 ② 精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。 ③ 精神保健福祉援助実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉援助に係る知識と技術について具体的に、精神的に理解し実践的な技術等を体得する。 ④ 精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ⑤ 具体的な体験や援助活動を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	次に掲げる事項について個別指導及び集団指導 ア 精神保健福祉援助実習と精神保健福祉援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義 イ 精神保健医療福祉の現状（利用者理解を含む。）に関する基本的な理解 ウ 実際に実習を行う施設・機関・事業者・団体・地域社会等に関する基本的な理解 エ 現場体験学習及び見学実習 オ 実習先で必要とされる精神保健福祉援助に係る専門的知識と技術に関する理解 カ 精神保健福祉士に求められる職業倫理と法的責務に関する理解 キ 実習における個人のプライバシー保護と守秘義務の理解（個人情報保護法の理解を含む。） ク 「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解 ケ 実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成 コ 巡回指導（訪問指導、スーパービジョン） サ 実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成 シ 実習の評価全体総括会	精神保健福祉援助実習指導 (事前) 精神保健福祉援助実習指導 (事後)

厚労省指定科目	教育内容		左記に対応する本学開設科目
科目名	ねらい（目標）	教育に含むべき事項（内容）	授業科目名
精神保健福祉援助実習	① 精神保健福祉援助実習を通して、精神保健福祉援助並びに障害者等の相談援助に係る専門的知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術を体得する。	① 精神科病院等の病院において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。	精神保健福祉援助実習Ⅰ
	② 精神保健福祉援助実習を通して、精神障害者のおかれている現状を理解し、その生活実態や生活上の課題について把握する。	ア 入院時又は急性期の患者及びその家族への相談援助 イ 退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者及びその家族への相談援助 ウ 多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助	
	③ 精神保健福祉社として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。	② 精神科診療所において実習を行う学生は、患者への個別支援を経験するとともに、次に掲げる事項を経験し、実習先の実習指導者による指導を受けること。	
	④ 総合的かつ包括的な地域生活支援と関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	ア 治療中の患者及びその家族への相談援助 イ 日常生活や社会生活上の問題に関する、患者及びその家族への相談援助 ウ 地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助 ③ 学生は、地域の障害福祉サービス事業を行う施設等や精神科病院等の医療機関の実習を通して、次に掲げる事項をできる限り経験し、実習先の実習指導者による指導を受けるものとする。 ア 利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成 イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成 ウ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成 エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む。）とその評価 オ 精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実践 カ 精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解 キ 施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解 ク 施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実践 ケ 当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解	
		④ 精神保健福祉援助実習指導担当教員は、巡回指導等を通して、実習事項について学生及び実習指導者との連絡調整を密に行い、学生の実習状況についての把握とともに実習中の個別指導を十分に行うものとする。	精神保健福祉援助実習Ⅱ

8. 認定心理士資格（心理福祉学科・子ども未来学科）

1. 「認定心理士」とは

「認定心理士」とは、正式には「公益社団法人日本心理学会認定心理士」という資格の名称である。

この「認定心理士」の資格は、「公益社団法人日本心理学会」がその資格取得希望者に対して、“この人物は心理学に関する標準的な基礎知識と基礎技術とを正規の課程において修得している”ということを認定するもので、「公益社団法人日本心理学会」が心理学に関して認定している資格である。この資格は、心理学の専門家としての業務にこれから携わりたいと考えている人にとって、有用な意味を持つ。

「認定心理士」の認定母体である「日本心理学会」は、日本の心理学の歴史において最も早い時期に設立された学会のひとつである。日本心理学会は、現在活動している 30 余りの全国規模の心理学関連学会のなかでは基礎領域から応用領域まで幅広い専門領域にわたって会員を擁している最大規模の総合学会で、日本の心理学の発展に中心的役割を果たしてきた伝統をもつ。

2. 「認定心理士」になるには

認定心理士になるには、次の要件を満たした上で、公益社団法人日本心理学会に認定の申請をする必要がある。

< 認定心理士資格認定細則（抜粋） >

1 認定心理士資格認定制度規程第 3 条に基づく資格認定は、本細則の定めるところによる。

2 資格認定の条件は次の各号を満たすものとする。

(1) 16 歳以降通算 2 年以上日本国に滞在した経験を有する者。

(2) 学校教育法により定められた大学、または大学院における心理学専攻、教育心理学専攻、または心理学関連専攻の学科において、別表に掲げる科目を履修し、必要単位を修得し、卒業または修了した者及びそれと同等以上の学力を有すると認められた者。

上記の条件を卒業見込みの学年度において満たしている者は、申請することができる。

ここでの別表 1 に掲げる科目については、本学では認定心理士科目表 P. 103 ～ 104 に定めるとおりである。これらの科目を履修し、認定心理士の認定を希望する場合は、卒業年次に公益社団法人日本心理学会に申請しなければならない。

申請の手続きについては、改めて指示する。なお、申請にあたっては、次のとおり、別途費用が必要となる。

審査料 11,000 円

認定料 30,000 円

（令和 3 年 1 月現在の金額、以後、改定されることがある。）

認定心理士取得に必要な科目（心理福祉学科） 2018 年度入学者まで

公益社団法人日本心理学会 認定心理士認定資格細則別表 1 に規定する科目	本学における開講科目	履修区分	開講年次	開講期	単位	授業形態
(1)基礎科目						
A (心理学概論)	心理学	必修	1	前期	2	講義
	教育心理学	選択	1	後期	2	講義
B (心理学研究法)	心理学研究法	選択	3	前期	2	講義
	教育心理学研究法	選択	3	前期	2	講義
	心理統計法	選択	3	前期	2	講義
C (心理学実験・実習)	心理学基礎実験	選択	4	通年	2	演習
	心理検査法実習	選択	3	前期	2	講義
	臨床心理学実習	必修	2	前期	2	講義
(2)選択科目						
D (知覚心理学・学習心理学)	学習心理学	選択	2	後期	2	講義
	認知心理学	選択	3	後期	2	講義
E (生理心理学・比較心理学)	開講せず					
F (教育心理学・発達心理学)	発達心理学	必修	1	後期	2	講義
	児童心理学	選択	1	後期	2	講義
G (臨床心理学・人格心理学)	カウンセリング	必修	2	前期	2	講義
	臨床心理学	選択	2	前期	2	講義
	教育相談	選択	2	後期	2	講義
	児童臨床心理学	選択	2	前期	2	講義
	人格心理学	選択	3	前期	2	講義
	心理療法	選択	2	後期	2	講義
H (社会心理学・産業心理学)	グループダイナミックス	選択	3	後期	2	講義
	組織心理学	選択	3	後期	2	講義

※心理福祉学科では、認定心理士資格を取得する学生は、教員免許状の取得はできない。

認定心理士取得に必要な科目（子ども未来学科）

公益社団法人日本心理学会 認定心理士認定資格細則別表 1 に規定する科目	本学における開講科目	履修区分	開講年次	開講期	単位	授業形態
(1)基礎科目						
A (心理学概論)	心理学	必修	1	前期	2	講義
	教育心理学	選択	2	前期	2	講義
B (心理学研究法)	心理学研究法	選択	4	前期	2	講義
	教育心理学研究法	選択	4	前期	2	講義
C (心理学実験・実習)	心理学基礎実験	選択	4	通年	2	演習
	心理検査法実習	選択	3	前期	2	講義
	臨床心理学実習	選択	2	後期	2	講義
(2)選択科目						
D (知覚心理学・学習心理学)	学習心理学	選択	4	後期	2	講義
	認知心理学	選択	4	後期	2	講義
E (生理心理学・比較心理学)	開講せず					
F (教育心理学・発達心理学)	発達心理学	必修	1	後期	2	講義
	乳幼児発達心理学	選択	2	後期	2	講義
	児童心理学	選択	2	後期	2	講義
	保育心理学演習	必修	2	前期	1	演習
G (臨床心理学・人格心理学)	教育相談	必修	2	後期	2	講義
	カウンセリング	選択	3	前期	2	講義
	臨床心理学	選択	2	前期	2	講義
	人格心理学	選択	3	前期	2	講義
	児童臨床心理学	選択	2	前期	2	講義
H (社会心理学・産業心理学)	グループダイナミックス	選択	4	後期	2	講義
	組織心理学	選択	4	後期	2	講義

9. ピアヘルパー

1. 「ピアヘルパー」とは

「ピアヘルパー」は、心の専門援助者をめざすためのパスポートであると考えられる。ピアヘルパーを直訳すると、仲間を助ける人ということになる。仲間を助けるとは、年上・年下を問わず、対等な立場で、人間なら誰でも出会う問題の相談相手になることである。

2. 「ピアヘルパー」の認定を受けると……

- * カウンセリングや関連する心理学の理論方法について学習し、教育・福祉・保育などの実際場面で人とのかかわるために必要な基本的な力を身につけた者であることが証明される。
- * 教育カウンセラーなど専門家に協力して次のような実践をすることができる。
 - ・ 同年代の学生の相談にのる。
 - ・ 年少の者の学業や進路、人間関係について一緒に考える。
 - ・ 不登校や障害をもった子どもをサポートする。
- * 資格がいきる主な活動分野
 - ・ 教師、保育士、心の教室相談員など教育の分野での活動
 - ・ 家庭教師、メンタルフレンド、教育・福祉ボランティアなどの活動
- * 自分自身にとってのメリット
 - ・ 自己理解や他者理解が深まる。
 - ・ 適切な自己開示・自己主張ができるようになり、自己肯定感が向上する。
 - ・ 周囲と協調し、必要に応じてリーダーシップを発揮できる能力が向上する。
- * 特定非営利活動法人日本教育カウンセラー協会の一般会員になることができるので、卒業後も継続的に学習する機会が得られる。
- * 教育・福祉・保育などの分野での実践経験を積むことで、初級教育カウンセラーあるいは中級・上級教育カウンセラーの資格を取得することが可能である。

3. 「ピアヘルパー」の受験資格

- * 対象・受験資格
加盟短大・大学・専門学校（以下「加盟校」と表記する）の学生でピアヘルパー教育内容を含む、講義・演習または特別研修コース（集中講義等）を2科目4単位以上取得した者、または取得見込みの者
- * 筆記試験
マークシート選択肢式＋記述式 計90分の筆記試験を所属する加盟校で受験する。
- * 認定要件
 - 1 加盟校が指定する2科目4単位以上を取得する（本学では、「発達心理学」、「カウンセリング」、「臨床心理学実習」のうちから2科目以上）。
 - 2 筆記試験に合格する。
- * 合格証・資格証
合格証は合格者（全員に発行）、資格証（IDカード・写真入）は希望者に有料で発行される。
- * 資格認定試験受験料 4,800円
- * ピアヘルパー資格取得のための筆記試験に合格しても、認定要件になっている科目の単位を取得できなかった場合は、当該科目の単位を取得するまで合格証を大学で預かることになるので、留意すること。

10. スクールソーシャルワーク教育課程修了者（社会福祉専攻、心理福祉学科）

1. 「スクールソーシャルワーカー」とは

「スクールソーシャルワーカー」とは、学校現場等において、学校及び日常の生活を営む上で課題の解決を要する児童生徒とその家庭及びその児童を取り巻く環境・学校・社会・制度等を対象としたソーシャルワークの業務を行う者をいう。さらに、児童・生徒の発達権・学習権を保障し、貧困の連鎖、社会的排除を是正し、一人ひとりの発達の可能性を信頼し、多様な社会生活の場において、とりわけ学校生活を充実させ、児童生徒とその家庭の自己実現を図るために人と環境の関わりに介入して支援を行う者である。

2. 「スクールソーシャルワーカー」になるには

社会福祉士指定科目の他、次に示す一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟（旧名称：一般社団法人日本社会福祉士養成校協会）によるスクールソーシャルワーク教育課程の指定科目を履修しなければならない。本学における開講科目は、次頁の表のとおりである。

- ・スクール（学校）ソーシャルワーク論
- ・スクール（学校）ソーシャルワーク演習
- ・スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導
- ・スクール（学校）ソーシャルワーク実習
- ・教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目
- ・教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目
- ・生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目
- ・精神保健の課題と支援
- ・児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度

3. スクールソーシャルワーク教育課程修了の認定を希望する場合

これらの科目を履修し、スクールソーシャルワーク教育課程修了の認定を希望する場合は、卒業年次に一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟に申請しなければならない。申請の手続きについては、改めて指示する。

なお、申請にあたっては、社会福祉士または精神保健福祉士の国家資格を有していることが条件となる。

スクールソーシャルワーク教育課程指定科目 2018 年度入学者まで

指定科目	本学における開講科目	授業時間	開講年次
スクール（学校）ソーシャルワーク論	スクールソーシャルワーク論	30 時間	4 年※ 1
スクール（学校）ソーシャルワーク演習	スクールソーシャルワーク演習	30 時間	4 年※ 1
スクール（学校）ソーシャルワーク実習指導	スクールソーシャルワーク実習指導	30 時間	4 年
スクール（学校）ソーシャルワーク実習	スクールソーシャルワーク実習	90 時間	4 年
教育の基礎理論に関する科目のうち、「教育に関する社会的、制度的または経営的事項」を含む科目（1 科目以上）	教育社会学	30 時間	2 年
教育の基礎理論に関する科目のうち「幼児、児童及び生徒（障害のある幼児、児童及び生徒を含む）の心身の発達及び学習の過程に関する事項」を含む科目及び生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目（1 科目以上）	発達心理学	30 時間	1 年※ 2
	学習心理学※ 3	30 時間	2 年
	教育心理学	30 時間	1 年
精神保健の課題と支援	精神保健学	60 時間	3 年
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	児童・家庭福祉論	30 時間	1 年
	児童・家庭福祉論詳説	30 時間	2 年
その他追加して設置する科目			

※ 1 社会福祉専攻は、3 年次

※ 2 社会福祉専攻は、2 年次

※ 3 心理福祉学科のみ

11. アクティビティ・ワーカー（介護福祉専攻）

1. 「アクティビティ・ワーカー」とは

アクティビティ・サービス協議会より付与される協会認定資格である。「アクティビティ・ワーカー」とは、基本的な日常生活を自立して行うことが難しい、心身機能の低下した高齢者や疾病・障害等で福祉サービスを利用している方々に対して、その人らしくいきいきと生活することができるように、一人一人のニーズに応じた援助関係を築き、環境を整え、日常生活の中で個と人の楽しみや喜び、生きがいを感じ、安心した生活が送れるようにサポートする資格である。

2. 資格を取得する方法、認定および登録

本学は、アクティビティ・サービス協議会認定のアクティビティ・ワーカー養成指定施設であり、協議会が定めるアクティビティ・ワーカー養成カリキュラムを実施する施設となっている。

アクティビティ・ワーカーの資格認定は、アクティビティ・サービス協議会が定めた所定の科目および単位（本学読み替え科目）を修得後、申請手続を経て卒業時にアクティビティ・サービス協議会よりアクティビティ・ワーカーの「登録証」が交付される。

資格登録料等 15,000 円（資格登録料：10,000 円、初年度年会費：5,000 円）

アクティビティ・ワーカー取得に必要な科目（2018 年度入学者まで）

アクティビティ・サービス協議会指定科目	本学における開講科目（単位）	年次・開講期
(1) アクティビティ・サービス論	生きがい活動論（1）	3 年・前期
(2) アクティビティ・サービス援助論		
(3) アクティビティ・サービス援助技術論		
① 生活環境（衣食住）の整備に関すること	生活福祉論（2） 暮らしと生活環境（2） 生活支援技術Ⅰ（2） 生活支援技術Ⅱ（2） 生活支援技術Ⅲ（1） 生活支援技術Ⅳ（1）	1 年・前期 1 年・後期 1 年・後期 2 年・前期 1 年・後期 2 年・前期
② 情報の提供に関すること	介護福祉論Ⅱ（2） コミュニケーション技術Ⅰ（2） コミュニケーション技術Ⅱ（1）	1 年・後期 1 年・前期 1 年・後期
③ 生活援助の中の安全管理（リスクマネジメント等）に関すること	介護福祉論Ⅱ（2） 生活支援技術Ⅱ（2） 生活支援技術Ⅳ（1） 生活支援技術Ⅴ（2）	1 年・後期 2 年・前期 2 年・前期 2 年・通年
④ 終末ケアに関すること	介護福祉論Ⅰ（2） 介護過程Ⅳ（1） 生活支援技術Ⅱ（2） 身体構造と機能Ⅰ（2）	1 年・前期 3 年・後期 2 年・前期 1 年・後期
⑤ 日常生活援助（支援）における計画に関すること	介護過程Ⅰ（2） 介護過程Ⅱ（1） 介護過程Ⅲ（1） 介護過程Ⅳ（1） 介護過程Ⅴ（1）	1 年・後期 2 年・後期 3 年・前期 3 年・後期 4 年・前期
⑥ プログラムの評価に関すること	介護総合演習Ⅰ（1） 介護実習Ⅰ－1（1） 介護総合演習Ⅱ（1） 介護実習Ⅰ－2（2） 介護総合演習Ⅲ（1） 介護実習Ⅱ－1（3） 介護総合演習Ⅳ（1） 介護実習Ⅱ－2（4）	1 年・後期 1 年・集中 2 年・前期 2 年・集中 2 年・後期 2 年・集中 3 年・後期 3 年・集中

12. ジュニアスポーツ指導員（子ども未来学科）

1. 「ジュニアスポーツ指導員」とは

公益財団法人日本スポーツ協会（旧名称：公益財団法人日本体育協会）（以後「協会」）が認定する、地域スポーツクラブなどにおいて、幼・少年期の子どもたちにあそびを通した身体づくり、動きづくりの指導を行う指導者のための資格である。発育発達期の身体的・心理的特徴について専門的な知識と指導ノウハウを持ち、おおそ2歳くらいの幼児から15歳までの子どもたちを対象に総合的なからだづくりと、基礎的動作の習得を目的としたプログラムを提供できる指導者である。

2. 本学で資格を取得するには

本学では、協会よりジュニアスポーツ指導員特別コースの認定を受けており、下記の条件を満たすことで資格の取得が可能である。資格は卒業後に発行される。

条件 1) 子ども未来学科の卒業要件単位を全て取得し、卒業すること。

条件 2) 協会が認めた本学開講の科目を履修、単位取得すること。

主な科目

・「スキー・スポーツ」又は「スノーボード・スポーツ」から一科目取得すること。

・「子どもと運動Ⅱ」（キャンプ）又は「アドベンチャー・スポーツ」から一科目取得すること。

それ以外にも多くの科目が認定されているが、ほとんどの科目は必修科目である。

条件 3) 4年次「ジュニアスポーツ指導員養成講座」を履修すること。3日間の集中講習会及び半期程度の授業として実施される。

条件 4) ①協会が定めた共通科目検定試験に合格すること（3日間の集中講習時に本学にて実施）。

②協会が定めた専門科目検定試験に合格すること（卒業予定年次に本学にて実施）。

3. 資格の登録及び認定（前年度時点）

1) 上記の条件を満たした者に「修了証明書」を発行し、その後、資格登録の手続きを完了し所定の登録料を納めた者に、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者として「認定証」及び「登録証」を交付する。

2) 資格の登録有効期間は、原則4年間とし4年毎に更新する。

3) 費用関係（ジュニアスポーツ指導員養成講座）

・共通科目（条件3）：検定料0円、テキスト3,900円、審査料3,240円

・専門科目（条件4）：検定料3,300円、テキスト7,800円、審査料3,240円

・登録料：登録料は4年間で10,000円（初回登録時のみ13,000円）

※費用は変更の場合もある。

※毎年3月に申請・7月頃に許可されるものであり、現時点では「予定」とする。

13. キャンプインストラクター（子ども未来学科）

1. 「キャンプインストラクター」とは

国内で唯一のキャンプの専門的な法人である公益社団法人日本キャンプ協会（以後「協会」）が認定する指導者養成制度の資格の一つである。「キャンプインストラクター」は、キャンプでの活動（アクティビティ）を指導できる能力を持った指導者で、基礎的な知識、技術、考え方を習得し、キャンプ場面でその能力を発揮する資格であり、キャンプディレクター 2 級、1 級へステップアップするための基礎資格でもある。受講資格は満 18 才以上であることが前提となる。

2. 本学で資格を取得するには

本学では、協会よりキャンプインストラクターを養成する団体として毎年度更新して認定を受けている。下記の条件を満たすことで資格の取得が可能である（2018 年度入学者までの対象科目等）。

- 条件 1) 子ども未来学科の「子どもと運動Ⅱ」（キャンプ）の科目を履修し、単位を取得すること。通常授業の他に、夏休み 2 泊 3 日、その他がある。
- 条件 2) 「子どもと運動Ⅱ」（キャンプ）の授業の中で実施される協会作成の試験問題（筆記）に合格すること。
- 条件 3) 諸経費を納めること。

3. 資格の登録及び認定

- 1) 上記の条件を満たした者に「認定証」を発行する。
- 2) 資格の登録有効期間は 1 年間で、毎年度更新する。
- 3) 費用関係（変更の場合あり）
 - ・テキスト 2,000 円（税抜）
 - ・初年度認定料：15,300 円
 - 内訳：受験料 1,100 円、公認料 1,100 円、登録料 1,100 円、入会金 5,000 円、年会費 5,000 円（日本協会 3,000 円、支部協会 2,000 円）、手数料 2,000 円
 - ・次年度更新料：6,100 円
 - 年会費 3,000 円、更新料 1,100 円、支部会費 2,000 円
 - ・その他：授業経費約 8,000 円
 - 2 泊 3 日キャンプ費用、授業時の食費など。

14. 教職課程（心理福祉学科） 2018 年度までの入学者向け

1. 教職課程について

教員として職務を行うためには、教育職員免許法に基づいて、学校種や免許教科に対応した教員免許状を取得しなければならない。本学で教員免許状を取得するためには、教職課程を履修し、それぞれの学校種や免許教科ごとに必要な科目の単位を修得しなければならない（以下＜教員免許状取得要件＞参照）。

＜教員免許状取得要件＞

- (1) 学士の学位を有すること。
- (2) 『教職に関する科目』を中学校 31 単位、高校 23 単位以上修得すること。
（教職課程履修規程の教職に関する科目一覧を参照）
- (3) 『教科に関する科目』を中学校 20 単位、高校 20 単位以上修得すること。
（教職課程履修規程の教科に関する科目一覧を参照）
- (4) 『教科又は教職に関する科目』を中学校 8 単位、高校 16 単位以上修得すること。
（教職課程履修規程の教科又は教職に関する科目一覧を参照）
- (5) 『特別支援教育に関する科目』を 26 単位以上修得すること。
（特別支援学校教諭一種免許状のみ）
- (6) 『教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目』として、以下の科目の単位を修得すること。
 - ・「日本国憲法」（2 単位）
 - ・「球技スポーツ」、「スポーツ・コミュニケーション」、「アドベンチャー・スポーツ」、「スキー・スポーツ」、「スノーボード・スポーツ」の 5 科目（各 1 単位）の中から 2 科目（2 単位）以上修得すること。
 - ・「英語コミュニケーション」、「実用英語」の 2 科目（各 2 単位）のうち 1 科目（2 単位）以上修得すること。
 - ・「コンピュータ・リテラシー」（2 単位）を修得すること。
- (7) 7 日間の介護等体験を行うこと（中学校免許のみ必修であり、高校免許では不要。なお、ソーシャルワーク実習や介護実習により、受入施設の証明をもって、介護等体験の期間に算入することができる。）

2. 心理福祉学科で取得できる教員免許状の種類

- ① 中学校教諭一種免許状（社会）
- ② 高等学校教諭一種免許状（公民）
- ③ 高等学校教諭一種免許状（福祉）
- ④ 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）※

※特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）を取得するためには、基礎資格として、中学校または高校の普通免許を併せて取得しなければならない。

	中 一 種 免 (社) ①	高 一 種 免 (公) ②	高 一 種 免 (福) ③	特 支 一 種 免 ④
中一種免（社）①	○	×	×	○
高一種免（公）②	×	○	×	○
高一種免（福）③	×	×	○	○
特支一種免④	○	○	○	○

左表の通り、本学においては、①と②の両資格は取得できるが、①と③、②と③の両資格は取得できない。④は①、②、③のいずれかの資格を併せて取得しなくてはならない。

3. 「教職実践演習（中・高）」及び『履修ファイル』について

4 年次後期に開設する「教職実践演習（中・高）」（2 単位）は、教職課程を履修する学生の教科に関する科目及び教職に関する科目の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するための科目である。

したがって、この「教職実践演習（中・高）」の履修にあたっては、各学生においても教職課程における 4 年次までの履修履歴について、必要な資質能力の指標に対する自己評価を『履修ファイル』（自己評価シート）にまとめ、教職担当教員から指示があった際には提出しなければならない。

4. 教職課程履修継続要件（3・4年次）

3、4年次において教職課程の履修を継続するためには、原則として前述「3.」の「教職実践演習（中・高）」による『履修ファイル』の状況や1、2年次に開講される教職関連科目の単位修得状況のほか、心理福祉学科所定の必修科目の単位を修得していなければならない。

5. 「教育実習」について

教員免許状を取得するため、4年次において「教育実習」が必修科目として設置されている。「教育実習」は、学校現場での教育実践を通して学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会である。学校現場の現状をよく理解するとともに、生徒と交流し、指導・援助の実際を習得することを目的とする。「教育実習」は、教職を志す学生による主体的かつ実践的な取り組みが求められる。教育実習校への依頼手続きの開始までに、授与される免許状の教諭にふさわしい教職や教科の知識、指導法の習得が見られない場合は、「教育実習」の実施を認めないことがある。

<「教育実習」の期間及び授業科目>

- (1) 中学校教諭一種免許状（社会）を取得する場合
中学校 4 週間（180 時間）「教育実習Ⅰ」及び「教育実習Ⅱ」（各 2 単位）
- (2) 高等学校教諭一種免許状（公民）（福祉）を取得する場合
高等学校 2 週間（90 時間）「教育実習Ⅰ」（2 単位）
- (3) 特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）を取得する場合
特別支援学校 2 週間（90 時間）「特別支援教育実習」（2 単位）

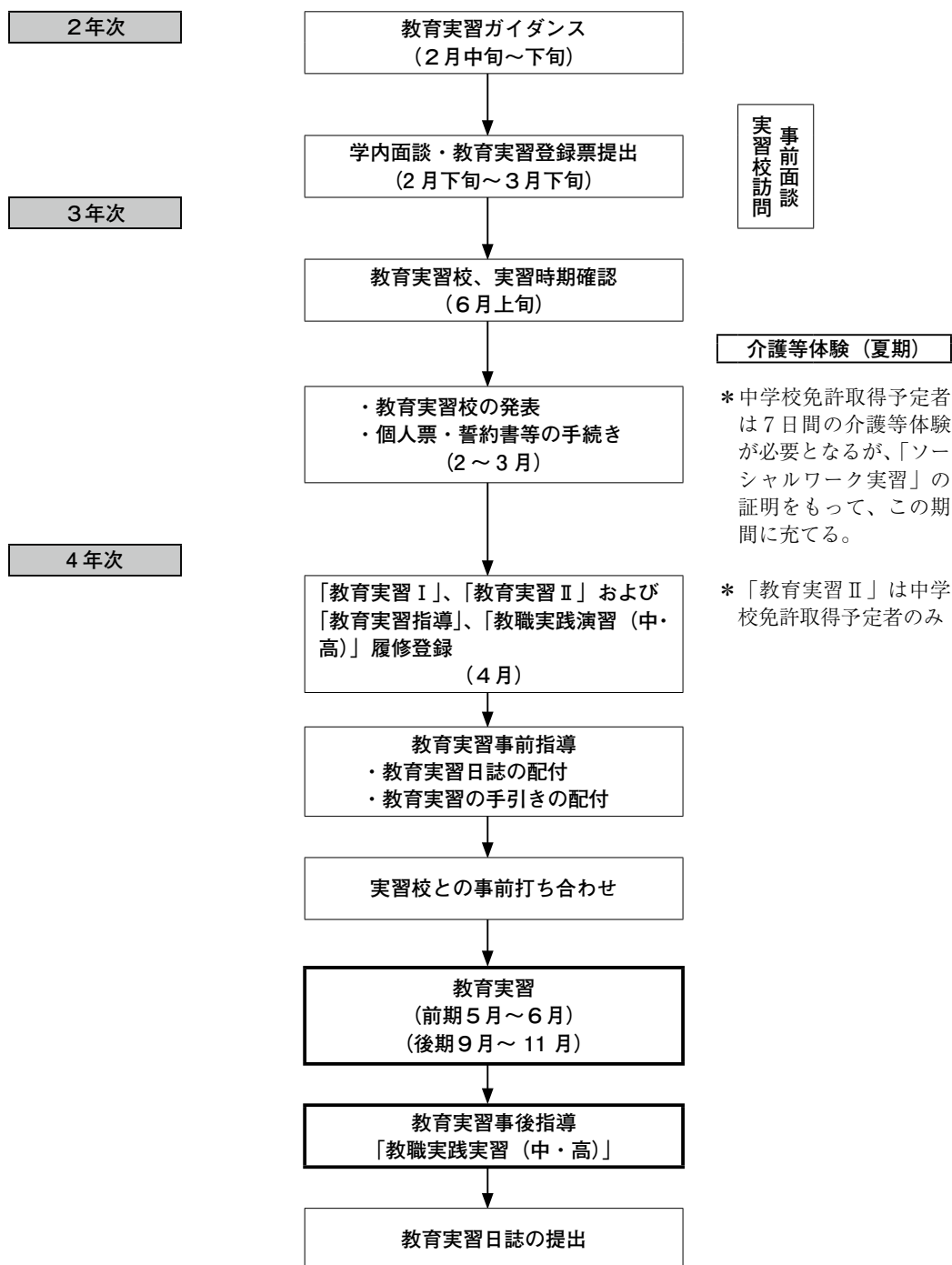
<「教育実習」履修要件>

「教育実習」は、その履修年次において「教育実習指導」（1 単位）を履修し、「教育実習」の事前・事後指導を受けなければならない。また、特別支援学校における「特別支援教育実習」にあたっては、同様に「特別支援教育実習指導」（1 単位）を履修しなければならない。

また、上記のほか、「教育実習」を行うためには、以下の履修要件を満たしておくことが必要となる。

- (1) 原則として、2 年次までに、「日本国憲法」（2 単位）を修得していること。
- (2) 原則として、3 年次までに、次の科目を修得していること。
「教育原理」（2 単位）
「道德教育の指導法」（2 単位）＊中学校教諭一種免許状（社会）を取得する場合
「教職概論」（2 単位）
「特別活動の指導法」（2 単位）
「教育課程論」（2 単位）
「生徒指導論」（2 単位）
免許教科の各教育法（＊免許教科により異なる）
- (3) 以上のほか、特別支援学校の免許状を取得する場合は、原則として 3 年次までに、次の科目を修得していること。
「障害児教育論」（2 単位）
「病弱教育論」（1 単位）
「障害児の心理・生理・病理」（2 単位）
「視覚障害者指導法」（1 単位）
「聴覚障害者指導法」（1 単位）
特別支援教育領域に関する科目（各 2 単位 8 科目）

＜実習スケジュール＞（「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」）



- * 「教育実習Ⅰ」および「教育実習Ⅱ」のシラバスも参照すること。
- * 「教育実習Ⅰ」および「教育実習Ⅱ」は集中科目であり、成績通知はいずれも学年末となる。
- * 日程はあくまでも目安であるので、必ず掲示やオリエンテーション等で確認すること。
- * 「特別支援教育実習」の実習校については、大学が一括して教育委員会と調整する。
「特別支援教育実習」の実習スケジュールについては、履修学生に別途通知する。

6. 教員免許状の申請について

教員免許状は、教育職員免許法に則り、都道府県の教育委員会に申請することにより授与される。

申請方法には、以下の2通りがある。

(1) 一括申請

本学が窓口となり、教員免許状取得見込者を取りまとめて手続きを行う申請方法であり、本学では原則としてこの方法により申請を行う。この場合、卒業時に教員免許状を取得できる。

(2) 個人申請

一括申請を行わなかった者及び一括申請の対象外となった者が、卒業後、個人で行う教員免許状申請方法である。申請先は、原則として居住地の都道府県の教育委員会であるが、2月～4月中旬は、個人申請の受付を停止していることが多い。申請から免許状の授与まで、通常1ヶ月程度の時間がかかる。

※ (1)(2)ともに申請時に、別途申請手数料がかかる。

【教職課程の履修手続き】

教員免許状の取得に向けて教職課程を履修する学生は、教職課程履修ガイダンス（日程は年度始めに掲示をもって連絡）に出席の上、1年次の後期に行われる教職ガイダンスの指示に従って『教職課程履修登録カード』を提出すること。また、教職課程の履修登録を取り消す場合には、『教職課程履修登録の取り消し申込書』を提出すること。

なお、教職課程を履修する学生は、認定心理士資格は取得できない。

【教職課程履修者の「履修キャップ制」上限単位数】

本学科において、複数種の教員免許状取得を目的とした履修を行う学生については、「心理福祉学科教職課程履修規程」第6条第5項を適用し、学修状況を勘案の上、教職課程の授業科目に係る登録単位数を上限単位数から除外するものとして認める場合がある。

田園調布学園大学 履修規程

(目的及び定義)

第1条 この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）に基づき、本学の教育課程並びに学生の履修及び単位認定における諸手続に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(教育課程)

第2条 本学の教育課程は、総合教育科目、専門基礎科目、専門基幹科目、専門発展科目に区分し、各学科及び専攻における教育研究上の目的を達成するため、科目区分ごとに必要な授業科目を配置する。

2 前項に定めるもののほか、人間福祉学部心理福祉学科において、学則第25条別表第二によらず、教育職員免許法に定める教科及び教職に関する科目及び特別支援教育に関する科目として必要な授業科目を配置する。

(授業科目の履修区分)

第3条 前条に定める授業科目は、その履修方法により、次のとおり区分する。

- (1) 必修科目 卒業までに必ず履修し、その単位を修得しなければならない科目
- (2) 選択必修科目 指定する複数の授業科目の中から選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目
- (3) 選択科目 各科目区分の中から自由に授業科目を選択して履修し、卒業までに所定の単位数を修得しなければならない科目

2 前項第3号に定める授業科目の内、授業の方法及び内容並びにその性質により履修者数の定員を設け、あらかじめ人数を調整して履修者を決定する授業科目（以下、「人数調整選択科目」という。）を置くことがある。

(各授業科目の授業期間)

第4条 各授業科目は、学則第22条及び第23条に基づき、当該科目の授業の方法及び単位数に応じて授業を行う期間を定め、次のように区分する。

- (1) 通年科目 1年間にわたって授業を行う科目
- (2) 半期科目 前期又は後期の半年間で授業を行う科目
- (3) 集中科目 授業の方法及び内容により、一定の期間に集中して授業を行う科目

2 前項にかかわらず、通常の授業の方法によらず、多様なメディアの利用又は科目担当者による教育指導の方法により、学年の適切な時期に授業を行うことがある。

(履修登録)

第5条 学生は、その学年で履修しようとする授業科目について、原則として毎学年始めの所定の期間に本学の全学ネットワークシステム『でんでんぱん』を用い、登録及びその確認を行うものとする。

2 前項にかかわらず、前条第1項第3号及び第2項による科目について、学期中の適切な時期に登録期間を設け、別途定める方法によって履修登録を行う授業科目がある。

3 履修登録は、必修科目等、大学が履修を指定する授業科目を除き、すべて自己の責任において行うものとし、正当な理由なく他人に代行させることはできない。

4 履修登録の手続において、本人の責に帰すべき不備や誤りがあった場合、当該授業科目の登録は無効とする。

5 所定の期間内に履修登録をしていない科目については、履修並びに定期試験の受験を認めない。

6 前2項に定めるもののほか、次の各号による科目及び第11条に規定する履修登録の上限単位数を超えて登録しようとする科目の履修は認めない。

- (1) 自己の学年が履修を希望する科目の配当学年に達していない科目
- (2) 同一時限に開設される複数の授業科目
- (3) 同年度に開設される同一科目
- (4) 単位修得済みの科目

7 納付金の納入が滞っている学生は、その状況により履修登録を認めない場合がある。

8 第1項のシステムの運営、管理に関することは、「田園調布学園大学 学内ネットワークシステム管理運営規程」において定める。

(登録科目の変更)

第6条 学生は、次条に定める必修科目の再履修等、やむを得ない理由により既登録科目を変更しようとするときは、各学期始めの指定された期間内に限り、所定の手続をもって届け出ることができる。

(必修科目の再履修)

第7条 学生は、自己の学年に配当された必修科目の単位認定を受けることができなかったときは、原則として翌年次に当該科目を再履修しなければならない。

(人数調整選択科目の登録手続)

第8条 学生は、第3条第2項に定める人数調整選択科目の履修を希望するときは、当該科目の登録に際し、別途定める方法によりあらかじめその申込みを行うものとする。

2 人数調整選択科目の履修許可は、抽選又は先着順その他の方法によって決定する。

(資格希望申請手続)

第9条 各学科専攻において取得可能な資格のうち、当該資格の取得に係る授業科目の登録に際し、別途定める方法によりあらかじめその申請を行わなければならないものがある。

(選択科目の開講)

第10条 第3条第1項第3号に定める選択科目について、授業科目の履修登録を行った学生が5名未満の場合、授業運営の都合により当該科目を開講とすることがある。

(履修登録の上限単位数)

第11条 単位取得に必要な学修時間を確保するため、「履修キャップ制」と称し、学科専攻ごとに学生が一年間に履修登録できる総単位数に次のとおり上限を設ける。

社会福祉学科	社会福祉専攻	48単位
社会福祉学科	介護福祉専攻	48単位
心理福祉学科		48単位
子ども未来学科		46単位
心理学科		48単位

2 前項にかかわらず、次の各号による単位は履修上限単位数に含めない。

- (1) 実習科目の単位
- (2) 学則第27条から第29条に定める単位
- (3) 卒業要件に算入されない単位
- (4) 第5条第2項に該当する科目の単位
- (5) 前4号に定めるもののほか、学生の事情を勘案し、履修の必要を認めた科目の単位

3 第16条に規定するGPAが3.2以上の学生は、第1項に定める上限単位数を緩和する。

4 前3項にかかわらず、本規定は編入学生には適用しない。

(履修登録の異議申し立て)

第12条 履修登録に対する異議申し立ては、その事情を具体的に示し、書面をもって本人が行うものとする。

(試験)

第13条 授業科目を履修した者に対して、学修到達度を測るため、学則第24条第1項に基づき試験を行う。

2 試験に関する事は、田園調布学園大学試験規程において定める。

(成績評価)

第14条 学則第24条第2項による成績評価の点数区分及び単位認定に係る合否の判定は、次のとおりとする。

成績評価	点数区分	合否判定
S	100～90点	合格（単位認定）
A	89～80点	合格（単位認定）
B	79～70点	合格（単位認定）
C	69～60点	合格（単位認定）
D	59点以下	不合格（単位不認定）

2 前項に定める「D」の評価に、定期試験未受験及びレポート未提出並びに授業出席不良等を含む。

(単位認定科目)

第15条 前条第1項にかかわらず、授業の性質等により、段階評価及び点数区分によらず、合否の判定を行う科目がある。

2 前項による科目は、「単位認定科目」と称し、合格の場合の成績評価の表示は「認」として単位を認定し、不合格の場合の表示は「否」として単位の認定は行わないものとする。

(GPA)

第 16 条 本学は、学生の学修状況に関する総合的な評価を示すため、履修科目の成績評価を点数化する GPA（グレード・ポイント・アベレージ）を採用する。

2 各評価のポイント及び GPA の算出方法は次のとおりとする。

① 各評価のポイント

成績評価	ポイント
S	4 点
A	3 点
B	2 点
C	1 点
D	0 点

② GPA の算出方法

履修科目の成績評価に対するポイントに当該科目の単位数を乗じてグレード・ポイントを算出し、その数値の合計を総履修単位数で除してグレード・ポイント・アベレージを算出する（小数点第 3 位以下四捨五入）。

3 GPA は、前期及び後期の各学期末に算出し、次条による成績通知の際に表示する。

4 GPA の算出に当たり、前条に規定する単位認定科目及び「卒業研究」並びに第 2 条第 2 項による卒業要件単位数に含まれない科目の単位は除外する。

5 GPA は、「専門演習」及び「ゼミナール」の配属並びに奨学金、優秀学生等の選抜その他学長が必要と認める場合において、その数値を参考とする。

6 当年度の GPA が 1.2 未満で、かつ、年次ごとの総修得単位数が 30 単位未満、当年度履修科目の授業出席率が平均 40% 未満の場合、当該学生に対し段階的に注意、指導を行い、なお学修状況の改善が見られない時は、退学等の勧告を行うことがある。

(成績通知の方法及び時期)

第 17 条 学生に対する成績評価の通知は、学期末ごとに第 5 条第 1 項のシステムにおいて行い、その時期は授業科目の区分により、次のとおりとする。

前期で終了する半期科目の成績 8 月下旬

後期で終了する半期科目及び通年科目の成績 2 月下旬

2 前項にかかわらず、授業の方法及び内容並びにその性質により、授業科目の一部について、別途学期の途中又は次の学期末に成績評価の通知を行うことがある。

3 納付金の納入が滞っている学生は、その状況により成績通知及び各種証明書の発行を行わない場合がある。

(成績評価に関する照会)

第 18 条 学生は、通知を受けた成績評価に対する疑義があるときは、各学期末の所定の期間内にその照会を行うことができる。

ただし、照会の対象は、当該学期に通知を受けた授業科目に限るものとする。

(学外学修等による単位認定手続)

第 19 条 学生は、学則第 27 条から第 29 条に定める学外学修等による単位の認定を希望するときは、前期履修登録期間中その他大学が指定する期間において、本人自ら学修内容を証する書類を添付し、所定の様式をもって願出しなければならない。

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、各学科専攻における各種資格等の取得に係る科目の履修に関することは、別に定める。

2 この規程の施行に関して必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 28 日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日に遡及して適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 2 条及び第 11 条は、施行日以前に在籍する学生及び平成 31 年度及び平成 32 年度に入学する編入学生には適用せず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、改正後の第 11 条第 1 項は、施行日以前に在籍する学生には適用せず、なお従前の例による。

田園調布学園大学 授業に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、田園調布学園大学学則（以下、「学則」という。）及び田園調布学園大学履修規程（以下、「履修規程」という。）に基づき、本学の授業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業期間)

第2条 学則第21条による授業期間は、毎年度の学年暦で定めるところによる。

2 履修規程第4条に定める各授業科目の授業は、前項による学年暦の授業期間において、当該授業科目の授業計画に基づいて行うものとする。ただし、同条第1項第3号及び第2項による授業科目について、学則第7条に定める休業日において授業を行う場合がある。

(授業時間)

第3条 本学の通常の授業時間は、次のとおりとする。

時限 授業時間

第1時限 9:00～10:30

第2時限 10:40～12:10

第3時限 13:00～14:30

第4時限 14:40～16:10

第5時限 16:20～17:50

第6時限 18:00～19:30

2 前項によるもののほか、履修規程第4条第1項第3号及び第2項による授業科目について、変則的に授業時間を編成して行う場合がある。

(休講及び補講)

第4条 科目担当者のやむを得ない理由又は第6条に定めるところにより、授業が休講となった場合、原則として補講を実施する。

2 補講は、原則として学年暦に定める補講日のほか学期中の通常授業日に行う。

(振替授業)

第5条 授業は、科目担当者及び学科長が相当と認めた場合、当該授業科目の学外での研修又は各学科専攻が主催する特別授業に振り替えることがある。

2 前項による授業の振替は、補講の授業に準用する。

(緊急事態発生時における授業の取り扱い)

第6条 災害その他緊急事態の発生にともない、交通機関の運行に支障が生じている場合の授業の取り扱いは、次の各号に定めるところとする。

(1) 午前6時の時点で、NHK ニュースにより、小田急電鉄(新宿－本厚木)、東急電鉄(渋谷－中央林間)及び横浜市営地下鉄(横浜－あざみ野)のうち、2社以上の電車が、ストライキ、災害、異常気象等で全面的に運転を停止している場合、当日の授業の取り扱いは以下のとおりとする。ただし、バス等による振替輸送が実施されている場合は運行しているものとする。

① 午前9時までに復旧した場合

当日第1、第2時限の授業を臨時休講とし、第3時限より開講する。

② 午前9時を過ぎても運休している場合

当日の授業に関する情報は、大学ホームページ、全学ネットワークシステム『でんでんぱん』等を通じて学生に伝達する。

(2) 学生の居住地又はその周辺地域の交通機関の運休、遅延のために、やむを得ず授業に遅刻、欠席した場合は、駅で発行される遅延証明書をもって、すみやかにその旨を科目担当者に届け出るものとする。

2 前項第1号による授業の取り扱いは、交通機関の運行状況にかかわらず、学長が、気象予報その他の状況により学生の通学が困難と認めた場合に準用し、その際の授業に関する情報は、②の方法によって学生に伝達する。

(出欠席確認)

第7条 各授業科目について、科目担当者の定める方法により、毎回の授業において履修学生の出欠席確認を行う。

(欠席超過による措置)

第8条 各授業科目について、正当な理由がなく出席回数が当該授業科目の全授業回数の3分の2に満たない場合は、田園調

布学園大学試験規程第7条第1項第3号及び学則第24条第1項に定めるところにより、期末試験の受験を認めず、原則として当該授業科目の単位を与えない。

(出席率の算出方法)

第9条 前条による各授業科目における出席率の算出は、授業に出席した回数に第11条に定める公認欠席の回数を加え、その数を当該科目の全授業回数に除して得られた数字を採用するものとする。

(授業出欠席に関する照会)

第10条 学生は、第7条による出欠席確認の状況に対する疑義があるときは、授業の実施日から4週間以内に限り、当該授業科目の担当者にその照会を行うことができる。

(公認欠席)

第11条 学生は、次の各号のいずれかに該当する場合、所定の手続をもって公認欠席（以下、「公欠」という。）を願い出ることができる。ただし、人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻及び子ども未来学科に在籍する学生には、公欠を適用しない。

- (1) 忌引
- (2) 実習
- (3) 進路活動
- (4) 課外活動
- (5) 感染症（出席停止による公欠）
- (6) その他大学が特に必要と認めた場合

2 公欠が承認された場合、授業の欠席回数に算入しない。

3 公欠が認められる場合の日数及び手続は、別表のとおりとする。

(委任)

第12条 この規程の施行に関して必要な事項は学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第 11 条第 3 項関係 公欠の日数及び手続）

公欠の種類	公欠が認められる日数	手 続	届出時必要書類等・[提出先]												
(1) 忌 引	忌引の扱いは3親等以内とし、忌引日数は下表のとおりとする。 <table><tr><th>亡くなった人</th><th>忌引日数</th></tr><tr><td>父 母</td><td>7日</td></tr><tr><td>配 偶 者</td><td>7日</td></tr><tr><td>兄弟・姉妹</td><td>3日</td></tr><tr><td>祖 父 母</td><td>3日</td></tr><tr><td>おじ・おば</td><td>1日</td></tr></table>	亡くなった人	忌引日数	父 母	7日	配 偶 者	7日	兄弟・姉妹	3日	祖 父 母	3日	おじ・おば	1日	「忌引届」及び「欠席届」に必要な事項を記入し、死亡月日より10日以内に教学支援課へ提出する。科目ごとの「欠席届」は承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	会葬礼状等（コピーも可とする） [教学支援課]
亡くなった人	忌引日数														
父 母	7日														
配 偶 者	7日														
兄弟・姉妹	3日														
祖 父 母	3日														
おじ・おば	1日														
(2) 実 習	実習期間及び実習施設との事前（事後）打ち合わせ日 ・ソーシャルワーク実習（介護福祉専攻を除く） ・精神保健福祉援助実習 ・教育実習（子ども未来学科を除く） ・スクールソーシャルワーク実習 ・医療ソーシャルワーク実習 ・心理実習 ・社会教育実習	実習に関する公欠は、原則として手続不要。ただし、事前打ち合わせ日等の場合に必要に応じて「公欠願」及び「欠席届」を提出する。科目ごとの「欠席届」は教学支援課の承認印を得た後に各自が各科目担当教員へ提出する。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [教学支援課]												
(3) 進路活動	進路活動（就職活動、就職試験及び内定式、入学試験等）による公欠が認められる日数は、年間を通じて原則として3日間とする。	「公欠願」及び「欠席届」に必要な事項を記入し学生生活・進路支援課に提出する。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認印を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	就職の場合は来社証明書、入学試験の場合は受験票の写し [学生生活・進路支援課]												
(4) 課外活動	公式試合の出場、公式研究会への参加など、大学が承認したものに限り認める。原則として科目ごとに3日間とする。	あらかじめ顧問の承認印を得た「公欠願」に必要な事項を記入し、「欠席届」とともに学生生活・進路支援課に提出する（各部・各サークルの責任者が取りまとめて学生生活・進路支援課に提出すること）。科目ごとの「欠席届」は、学生生活・進路支援課の承認を得た後、各自が科目担当教員に提出する。	試合、大会等の主催者が配付した開催内容を示す印刷物等（コピーも可とする） [学生生活・進路支援課]												
(5) 感染症	学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症に罹患した場合のみ、公欠とする。なお、日数は学校保健安全法施行規則第19条に定める「出席停止の期間の基準」に定める期間とする。	学校保健安全法施行規則第18条第1項に規定する感染症に罹患した（その疑いも含む）場合は、教学支援課へ電話連絡し、指示を受けること（ただし、インフルエンザに罹患した場合は、教学支援課への連絡は不要とし、保健委員会へメール(hoken@dcu.ac.jp)でその旨を連絡するとともにアドバイザーへ報告すること）。なお、自己判断による登校は禁ずる。	病気に罹患したことを証明する医師による診断書等（インフルエンザの場合は、薬局で受け取った薬袋、抗インフルエンザ薬（タミフル、リレンザ等）の説明書、薬手帳のコピー等で可） [教学支援課]												
(6) その他大学が特に必要と認めた場合	本人の申し出により、大学が特に必要と認めたものについては当該日（期間）を公欠として取り扱うことがある。	欠席事由を教学支援課に申し出、適宜指示を受けること。	必要に応じて適宜証明できる書類等 [関連部署]												

注：表中の手続は、あらかじめ予定が判明しているものについては事前に行う必要がある。又、欠席後に手続を行う場合は、忌引による公欠を除き、当該日以後1週間以内に完了するものとする。なお、公欠が承認された後は、科目担当者へ1週間以内に届け出ること。これを超えた場合、公欠は認められない。

田園調布学園大学 試験規程

(趣旨)

第1条 この規程は、田園調布学園大学学則第24条第1項に基づき実施する試験に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 試験の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 期末試験 前期・後期の各期末の試験期間中に実施する試験をいう。
- (2) 追試験 期末試験を第9条各号に規定する理由で受験できなかった者に、当該科目について実施する試験をいう。
- (3) 再試験 4年生の前期・後期の各期末成績で不合格となった科目に対して実施する試験をいう。

(再試験実施科目及び評価)

第2条の2 前条第3号に規定する再試験は、同号で定める科目について、科目担当者が再試験の必要を認めた場合において実施する。

2 前項の再試験を受験し合格した者の評価は「C」とする。

(試験方法)

第3条 試験は、筆記、口述又は実技によるものとする。ただし、レポートをもってこれに替えることができる。

(試験時間)

第4条 試験時間は、原則として90分間とする。

(試験監督)

第5条 試験監督は、当該科目の担当教員が行う。ただし、必要に応じて補助者を加えることがある。

2 試験監督者は、試験場において試験を厳正かつ円滑に実施する権限とこれに伴う義務を有する。

(試験の実施)

第6条 教務委員会は、試験の実施を統括する権限と義務を有する。

(受験資格の取得)

第7条 受験資格は、次の各号を満たすことにより取得する。

- (1) 履修科目登録の手続完了
- (2) 学費等納入の手続完了
- (3) 2/3以上の出席完了
- (4) その他所定の手続完了及び科目担当者が受験を認めた場合

2 前項各号の規定にかかわらず、試験時において休学又は停学中の者は、受験資格を有しない。

(受験資格の喪失)

第8条 次の各号の一に該当する者は、当該科目の受験資格を失う。

- (1) 学生証を携帯していない者
- (2) 試験開始後20分を超えて、遅刻した者
- (3) 試験監督者の指示に従わない者
- (4) 試験において不正行為を行った者

2 前項第1号に該当する者に対しては、当日のみ有効とする仮学生証による受験を認めることがある。

3 前項に定める仮学生証の交付を受けようとする者は、当該試験受験前に、総務・経理課窓口に出なければならぬ。

(追・再試験受験手続)

第9条 第2条第2号による追試験の受験者は、所定の期日までに追試験受験願及び次の各号に定める期末試験欠席理由を証明する書類を提出し、受験許可を得なければならない。

- (1) 忌引き（3親等以内の親族）
- (2) 実習（ソーシャルワーク実習、介護実習、精神保健福祉援助実習、教育実習、特別支援教育実習、保育所実習、施設実習、心理実習、スクールソーシャルワーク実習、医療ソーシャルワーク実習、社会教育実習）
- (3) 進路活動（就職試験及び内定式、編入学試験）
- (4) 公共交通機関の事故等
- (5) 本人の病気又はケガ
- (6) その他大学がやむを得ない理由と認めた事項

- 2 第2条第3号による再試験の受験者は、所定の期日までに受験手数料を添えて再試験・再評価申込書を提出し、受験許可を得なければならない。

(受験者の義務)

第10条 受験者は、次の各号に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 試験場においては、試験監督者の指示に従うこと
- (2) 試験開始後 20 分以内の遅刻者は、試験監督者の入室許可を得ること
- (3) 学生証を机上に提示すること
- (4) 試験開始後 30 分以内は、退場しないこと
- (5) 試験場においては、認められたもの以外机上に置かず、机の中にいれないこと

(無効答案)

第11条 次の各号に該当する答案は、無効とする。

- (1) 第7条に定める受験資格を有していない者の答案
- (2) 第8条に定める受験資格を失った者の答案
- (3) 学籍番号及び氏名が記入されていない答案
- (4) 科目の担当教員、曜日又は時限を間違えて受験した者の答案
- (5) 定められた時間内に提出されなかった答案
- (6) 解答の有無に関らず試験場外に持ち出された答案

(不正行為)

第12条 試験における不正行為とは、次の各号の一に該当する場合をいう。

- (1) 代人が受験したとき（依頼した者・受験した者の両者）
- (2) 答案を交換したとき（交換した者・交換を受けた者の両者）
- (3) カンニングのために所持品（電子機器を含む）その他の物品へ事前に書き込みをして、それを使用したとき（未遂を含む）
- (4) 他人の答案を写したとき（見せた者・見た者の両者）
- (5) 言語・動作・電子機器等で連絡したとき（連絡した者・連絡を受けた者の両者）
- (6) 使用が許可されていない参考書・電子機器その他の物品を使用したとき
- (7) 他人の学生証で受験したとき（貸した者・借りた者の両者）
- (8) 偽名答案を提出したとき
- (9) 使用が許可された参考書等の試験場における貸借をしたとき（貸した者・借りた者の両者）
- (10) その他試験監督者が不正と認めたとき

(不正行為の確認)

第13条 試験監督者は、不正行為を発見した場合、その受験者の受験を直ちに中止させ、学生証・答案・証拠品等を取り上げ、当該受験者に同行して教学支援課に通報するものとする。

2 教務委員会は、試験監督者立ち会いのもとに、直ちに当該受験者の不正行為の事実確認を行う。

3 不正行為が確認された場合、教務委員会は、その受験者に不正行為事実の確認書を提出させ、速やかに学部長に報告するものとする。

(不正行為者の処分)

第14条 不正行為を行った者（以下「不正行為者」という）は、学則第47条第2項による訓告処分とし、併せて当該不正行為の内容及び本人の態度を勘案し次の各号のいずれかによる処分を行う。

- (1) 不正行為を行った科目を不合格（「D」評価）とする。
- (2) 当該試験期間におけるすべての試験について無効（0点）とする。

2 前項に定めるもののほか、学長が必要と認めたときは、不正行為者に対し次の各号又はいずれかによる付加処分を行う。

- (1) 大学が指定する奨学金受給資格の喪失
- (2) 前項による処分内容の学内掲示
- (3) 保証人への当該処分に関する文書通知

(試験終了後における処分)

第14条の2 不正行為が試験の受験後に発覚した場合においても、前条に定める処分を行うものとする。

2 前項及び前条に定めるもののほか、不正行為者の処分に関する事は、田園調布学園大学 学生の懲戒に関する規程の定める

ところによる。

(委任)

第 15 条 この規程の施行に関して必要な事項は、学長が定める。

(規程の改廃)

第 16 条 この規程の改廃は、教授会における審議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 5 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 本規程の施行に伴い、田園調布学園大学 試験における不正行為者処分規程を廃止する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

田園調布学園大学 社会福祉士国家試験受験資格取得履修規程

2018 年度入学者まで適用

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 1 号及び田園調布学園大学（以下「本学」という。）履修規程第 20 条第 1 項の規定に基づき、社会福祉士国家試験受験資格（以下「受験資格」という。）取得に必要な授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受験資格の取得に係る授業科目の開設学科等)

第 2 条 田園調布学園大学学則（以下「学則」という。）第 3 条に規定する学部、学科及び専攻のうち、文部科学省令・厚生労働省令で定める社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）に対応する授業科目を開設する学科、専攻は次のとおりとする。

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻
人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻
人間福祉学部 心理福祉学科

(社会福祉士国家試験受験資格取得要件)

第 3 条 受験資格を取得しようとする者は、学則第 25 条に規定する卒業認定の要件を満たし、かつ前条の学科、専攻ごとに別表に定める授業科目を履修し、所定の単位を取得しなければならない。

- (1) 社会福祉学科社会福祉専攻における受験資格取得に必要な授業科目及びその履修方法・時間数は別表 1 のとおりとする。
- (2) 社会福祉学科介護福祉専攻における受験資格取得に必要な授業科目及びその履修方法・時間数は別表 2 のとおりとする。
- (3) 心理福祉学科における受験資格取得に必要な授業科目及びその履修方法・時間数は別表 3 のとおりとする。

2 前項によるもののほか、各学科、専攻における授業科目の履修に関することは別に定める。

(編入学生の履修)

第 4 条 前条にかかわらず、学則第 13 条第 1 項により 3 年次に編入学した者については、当該学科、専攻の別表に掲げる授業科目のうち、学則第 29 条に基づき認定された授業科目の単位の修得を要しないものとする。

2 受験資格取得に係る編入学生の入学前の既修得単位の認定に関することは、別に定める。

(委任)

第 5 条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 26 年度入学生から適用する。
- 2 この規程の適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

別表 1

社会福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻 (2014～2018 年度入学者適用)

指定科目		左記に対応する開設授業科目					
科目名	時間数	科目名	授業形態	履修方法 単位数		時間数	配当 学年
				必修	選択		
人体の構造と機能及び疾病	30	医学概論	講義		2	30	2
心理学理論と心理的支援	30	心理学	講義	2		30	1
社会理論と社会システム	30	社会学	講義		2	30	1
現代社会と福祉	60	社会福祉学総論Ⅰ	講義	2		30	2
		社会福祉学総論Ⅱ	講義	2		30	3
社会調査の基礎	30	社会調査法	講義	2		30	2
相談援助の基盤と専門職	60	ソーシャルワーク総論Ⅰ	講義	2		30	3
		ソーシャルワーク総論Ⅱ	講義	2		30	3
相談援助の理論と方法	120	ソーシャルワークⅠ	講義	2		30	1
		ソーシャルワークⅡ	講義	2		30	1
		ソーシャルワークⅢ	講義	2		30	2
		ソーシャルワークⅣ	講義	2		30	3
地域福祉の理論と方法	60	地域福祉の理論と方法Ⅰ	講義	2		30	3
		地域福祉の理論と方法Ⅱ	講義	2		30	3
福祉行財政と福祉計画	30	福祉行財政と福祉計画	講義	2		30	3
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	講義	2		30	3
社会保障	60	社会保障論Ⅰ	講義	2		30	2
		社会保障論Ⅱ	講義	2		30	2
高齢者に対する支援と介護保険制度	60	高齢者福祉論Ⅰ	講義	2		30	1
		高齢者福祉論Ⅱ	講義	2		30	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	障害者福祉論	講義	2		30	1
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30	児童・家庭福祉論	講義	2		30	1
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	公的扶助論	講義	2		30	1
保健医療サービス	30	保健医療サービス論	講義	2		30	2
就労支援サービス	15	就労支援	講義		1	15	3
権利擁護と成年後見制度	30	権利擁護と成年後見制度	講義	2		30	3
更生保護制度	15	司法福祉論	講義		2	30	3
相談援助演習	150	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	2		60	2
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	2		60	3
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	1		30	4
相談援助実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	1		30	2
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	2		60	3
相談援助実習	180	ソーシャルワーク実習	実習	4		180	3

「指定科目」：社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目

別表 2

社会福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目

人間福祉学部 社会福祉学科 介護福祉専攻 (2014～2018 年度入学者適用)

指定科目		左記に対応する開設授業科目					
科目名	時間数	科目名	授業形態	履修方法 単位数		時間数	配当 学年
				必修	選択		
人体の構造と機能及び疾病	30	医学概論	講義	2		30	2
心理学理論と心理的支援	30	心理学	講義	2		30	1
社会理論と社会システム	30	社会学	講義		2	30	1
現代社会と福祉	60	社会福祉学総論Ⅰ	講義	2		30	2
		社会福祉学総論Ⅱ	講義	2		30	3
社会調査の基礎	30	社会調査法	講義	2		30	2
相談援助の基盤と専門職	60	ソーシャルワーク総論Ⅰ	講義	2		30	3
		ソーシャルワーク総論Ⅱ	講義	2		30	3
相談援助の理論と方法	120	ソーシャルワークⅠ	講義	2		30	1
		ソーシャルワークⅡ	講義	2		30	1
		ソーシャルワークⅢ	講義	2		30	2
		ソーシャルワークⅣ	講義	2		30	3
地域福祉の理論と方法	60	地域福祉の理論と方法Ⅰ	講義	2		30	3
		地域福祉の理論と方法Ⅱ	講義	2		30	3
福祉行財政と福祉計画	30	福祉行財政と福祉計画	講義	2		30	3
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	講義	2		30	3
社会保障	60	社会保障論Ⅰ	講義	2		30	2
		社会保障論Ⅱ	講義	2		30	2
高齢者に対する支援と介護保険制度	60	高齢者福祉論Ⅰ	講義	2		30	1
		高齢者福祉論Ⅱ	講義	2		30	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	障害者福祉論Ⅰ	講義	2		30	1
		障害者福祉論Ⅱ	講義	2		30	2
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30	児童・家庭福祉論	講義	2		30	1
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	公的扶助論	講義	2		30	1
保健医療サービス	30	保健医療サービス論	講義	2		30	2
就労支援サービス	15	就労支援	講義		1	15	3
権利擁護と成年後見制度	30	権利擁護と成年後見制度	講義	2		30	3
更生保護制度	15	司法福祉論	講義		2	30	3
相談援助演習	150	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	2		60	2
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	2		60	3
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	1		30	4
相談援助実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	1		30	2
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	2		60	3
相談援助実習	180	ソーシャルワーク実習	実習	4		180	3

「指定科目」：社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目

別表 3

社会福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目

人間福祉学部 心理福祉学科 (2014 ～ 2018 年度入学者適用)

指定科目		左記に対応する開設授業科目					
科目名	時間数	科目名	授業形態	履修方法 単位数		時間数	配当 学年
				必修	選択		
人体の構造と機能及び疾病	30	医学概論	講義		2	30	2
心理学理論と心理的支援	30	心理学	講義	2		30	1
社会理論と社会システム	30	社会学	講義		2	30	1
現代社会と福祉	60	社会福祉学総論Ⅰ	講義	2		30	2
		社会福祉学総論Ⅱ	講義	2		30	3
社会調査の基礎	30	社会調査法	講義	2		30	2
相談援助の基盤と専門職	60	ソーシャルワーク総論Ⅰ	講義	2		30	3
		ソーシャルワーク総論Ⅱ	講義	2		30	3
相談援助の理論と方法	120	ソーシャルワークⅠ	講義	2		30	1
		ソーシャルワークⅡ	講義	2		30	1
		ソーシャルワークⅢ	講義	2		30	2
		ソーシャルワークⅣ	講義	2		30	3
地域福祉の理論と方法	60	地域福祉の理論と方法Ⅰ	講義	2		30	3
		地域福祉の理論と方法Ⅱ	講義	2		30	3
福祉行財政と福祉計画	30	福祉行財政と福祉計画	講義	2		30	3
福祉サービスの組織と経営	30	福祉サービスの組織と経営	講義	2		30	3
社会保障	60	社会保障論Ⅰ	講義	2		30	2
		社会保障論Ⅱ	講義	2		30	2
高齢者に対する支援と介護保険制度	60	高齢者福祉論Ⅰ	講義	2		30	1
		高齢者福祉論Ⅱ	講義	2		30	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	障害者福祉論	講義	2		30	1
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	30	児童・家庭福祉論	講義	2		30	1
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	公的扶助論	講義	2		30	1
保健医療サービス	30	保健医療サービス論	講義	2		30	2
就労支援サービス	15	就労支援	講義	1		15	3
権利擁護と成年後見制度	30	権利擁護と成年後見制度	講義		2	30	3
更生保護制度	15	司法福祉論	講義		2	30	3
相談援助演習	150	ソーシャルワーク演習Ⅰ	演習	2		60	2
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	演習	2		60	3
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	演習	1		30	4
相談援助実習指導	90	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	演習	1		30	2
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	演習	2		60	3
相談援助実習	180	ソーシャルワーク実習	実習	4		180	3

「指定科目」：社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目

田園調布学園大学 精神保健福祉士国家試験受験資格取得履修規程 2014～2020年度 入学者適用

(目的)

第1条 この規程は、精神保健福祉士法第7条第1号及び田園調布学園大学（以下「本学」という。）履修規程第20条第1項の規定に基づき、精神保健福祉士国家試験受験資格（以下「受験資格」という。）取得に必要な授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受験資格の取得に係る授業科目の開設学科等)

第2条 田園調布学園大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、学科及び専攻のうち、文部科学省令・厚生労働省令で定める精神障害者の保健及び福祉に関する科目（以下「指定科目」という。）に対応する授業科目を開設する学科、専攻は次のとおりとする。

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻

(精神保健福祉士国家試験受験資格取得要件)

第3条 受験資格を取得しようとする者は、学則第25条に規定する卒業認定の要件を満たし、かつ前条の学科、専攻において別表に定める授業科目を必修・選択の別にかかわらずすべて履修し、単位を取得しなければならない。

(履修者の選抜及び許可)

第4条 受験資格取得希望者が厚生労働省届出の収容定員を超えた場合は、別に定める方法により指定科目の履修者を選抜し、学科会における審議結果に基づき学部長が履修を許可するものとする。

(編入学生の履修)

第5条 前条にかかわらず、学則第13条第1項により3年次に編入学した者については、当該学科、専攻の別表に掲げる授業科目のうち、学則第29条に基づき認定された授業科目の単位の修得を要しないものとする。

2 受験資格取得に係る編入学生の入学前の既修得単位の認定に関することは、別に定める。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し、必要な事項は学長が定める。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

2 この規程の適用前に在学する学生については、なお従前の例による。

別表

精神保健福祉士国家試験受験資格取得に係る授業科目

人間福祉学部 社会福祉学科 社会福祉専攻（2014～2020年度入学者適用）

指定科目		左記に対応する開設授業科目					
科目名	時間数	科目名	授業形態	履修方法 単位数		時間数	配当 学年
				必修	選択		
人体の構造と機能及び疾病	30	医学概論	講義		2	30	2
心理学理論と心理的支援	30	心理学	講義	2		30	1
社会理論と社会システム	30	社会学	講義		2	30	1
現代社会と福祉	60	社会福祉学総論Ⅰ	講義	2		30	2
		社会福祉学総論Ⅱ	講義	2		30	3
地域福祉の理論と方法	60	地域福祉の理論と方法Ⅰ	講義	2		30	3
		地域福祉の理論と方法Ⅱ	講義	2		30	3
社会保障	60	社会保障論Ⅰ	講義	2		30	2
		社会保障論Ⅱ	講義	2		30	2
低所得者に対する支援と生活保護制度	30	公的扶助論	講義	2		30	1
福祉行財政と福祉計画	30	福祉行財政と福祉計画	講義	2		30	3
保健医療サービス	30	保健医療サービス論	講義	2		30	2
権利擁護と成年後見制度	30	権利擁護と成年後見制度	講義	2		30	3
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	30	障害者福祉論	講義	2		30	1
精神疾患とその治療	60	精神医学	講義		4	60	2
精神保健の課題と支援	60	精神保健学	講義		4	60	3
精神保健福祉相談援助の基盤（基礎）	30	精神保健福祉援助技術総論Ⅰ	講義		2	30	1
精神保健福祉相談援助の基盤（専門）	30	精神保健福祉援助技術総論Ⅱ	講義		2	30	2
精神保健福祉の理論と相談援助の展開	120	精神保健福祉援助技術各論Ⅰ	講義		2	30	3
		精神保健福祉援助技術各論Ⅱ	講義		2	30	4
		精神科リハビリテーション学Ⅰ	講義		2	30	3
		精神科リハビリテーション学Ⅱ	講義		2	30	4
精神保健福祉に関する制度とサービス	60	精神保健福祉論Ⅰ	講義		4	60	2
精神障害者の生活支援システム	30	精神保健福祉論Ⅱ	講義		2	30	3
精神保健福祉援助演習（基礎）	30					60※1	
						60※1	
						30※1	
精神保健福祉援助演習（専門）	60	精神保健福祉援助演習Ⅰ	演習		1	30	3
		精神保健福祉援助演習Ⅱ	演習		1	30	3
精神保健福祉援助実習指導	90	精神保健福祉援助実習指導（事前）	演習		2	60	3
		精神保健福祉援助実習指導（事後）	演習		1	30	4
精神保健福祉援助実習	210	精神保健福祉援助実習Ⅰ	実習		2	120※2	3
		精神保健福祉援助実習Ⅱ	実習		2	90	3

「指定科目」：精神保健福祉法第7条第1号に規定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目

※1. 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目の「相談援助演習」（本学の開講科目は「ソーシャルワーク演習Ⅰ」・「ソーシャルワーク演習Ⅱ」・「ソーシャルワーク演習Ⅲ」）を履修した者については、「精神保健福祉援助演習（基礎）」の履修が免除される。

※2. 「精神保健福祉援助実習Ⅰ」（120時間）のうち30時間が、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目の「相談援助実習」（本学の開講科目は「ソーシャルワーク実習」）の履修により免除される。

田園調布学園大学 人間福祉学部社会福祉学科 介護福祉士国家試験受験資格取得履修規程 2018 年度入学者まで適用

(目的)

第 1 条 本規程は、田園調布学園大学履修規程第 20 条第 1 項の規定に基づき、介護福祉士養成に係る事項について定める。

(名称)

第 2 条 養成する課程の名称を「田園調布学園大学人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻（以下「介護福祉専攻」という。）」と称する。

(定員)

第 3 条 介護福祉専攻の定員は、次のとおりとする。

入学定員	35 人
収容定員	140 人
学 級 数	1 学年 1 学級

(所属)

第 4 条 介護福祉士国家試験受験資格取得を希望する者は、人間福祉学部社会福祉学科介護福祉専攻に所属しなければならない。

2 別表に掲げる科目は、すべて必修とする。

(所在地)

第 5 条 介護福祉専攻の所在地は、神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目 4 番 1 号に置く。

(資格取得要件)

第 6 条 介護福祉専攻を修了し、介護福祉士国家試験受験資格を取得するには、学則第 25 条に規定する卒業の要件を満たし、かつ、別表に掲げる科目を修得しなければならない。

(実習の実施時期)

第 7 条 介護福祉専攻における学外で実施する介護実習は、学則第 7 条に規定する休業日であっても、実施することがある。

(編入学)

第 8 条 学則第 13 条の規定にかかわらず、介護福祉専攻には編入学を許可しない。

(転学)

第 9 条 学則第 14 条の規定にかかわらず、介護福祉専攻には転学を許可しない。

(科目修得の認定)

第 10 条 学則第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、介護実習Ⅰ－1、介護実習Ⅰ－2、介護実習Ⅱ－1、介護実習Ⅱ－2 の各科目については、出席すべき時間数の 5 分の 1 以上欠席した場合、科目修得の認定を受けることができない。

(単位認定)

第 11 条 学則第 27 条、第 28 条及び第 29 条の規定にかかわらず、介護福祉専攻に所属する学生については、領域「介護」の科目に関して、他大学等での修得単位、入学前の既修得単位及び大学以外の修得単位を本学における授業科目として認定しない。

(聴講)

第 12 条 学則第 40 条、第 42 条及び第 43 条の規定にかかわらず、別表に定める科目は、科目等履修生、単位互換履修生及び社会人聴講生の聴講を許可しない。

附 則

1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の第 4 条に規定する別表は、施行日の前日に在籍する学生には適用せずなお従前の例による。

別表 〈2010～2018年度入学者対象〉

領域	科目名称	学年	単位数	時間数
人間と社会	倫理学	1	2	30
	カウンセリング	2	2	30
	生活福祉論	1	2	30
	社会保障論Ⅰ	2	2	30
	社会保障論Ⅱ	2	2	30
	高齢者福祉論Ⅰ	1	2	30
	社会福祉学総論Ⅰ	2	2	30
	権利擁護と成年後見制度	3	2	30
	時間数計			240
介護	介護福祉論Ⅰ	1	2	30
	介護福祉論Ⅱ	1	2	30
	暮らしと生活環境	1	2	30
	生きがい活動論	3	1	30
	リハビリテーション論	3	2	30
	ケアマネジメント論	4	2	30
	コミュニケーション技術Ⅰ	1	2	30
	コミュニケーション技術Ⅱ	1	1	30
	生活支援技術Ⅰ	1	2	60
	生活支援技術Ⅱ	2	2	60
	生活支援技術Ⅲ	1	1	30
	生活支援技術Ⅳ	2	1	30
	生活支援技術Ⅴ	2	2	60
	生活支援技術Ⅵ	3	2	60
	介護過程Ⅰ	1	2	30
	介護過程Ⅱ	2	1	30
	介護過程Ⅲ	3	1	30
	介護過程Ⅳ	3	1	30
	介護過程Ⅴ	4	1	30
	介護総合演習Ⅰ	1	1	30
	介護総合演習Ⅱ	2	1	30
	介護総合演習Ⅲ	2	1	30
	介護総合演習Ⅳ	3	1	30
	介護実習Ⅰ－1	1	1	48
	介護実習Ⅰ－2	2	2	96
	介護実習Ⅱ－1	2	3	144
	介護実習Ⅱ－2	3	4	184
	時間数計			1282

領域	科目名称	学年	単位数	時間数
こころとからだのしくみ	老年心理学	3	2	30
	医学概論	2	2	30
	精神保健	2	2	30
	認知症ケア論	2	2	30
	障害者福祉論Ⅰ	1	2	30
	障害者福祉論Ⅱ	2	2	30
	心理学	1	2	30
	身体構造と機能Ⅰ	1	2	30
	身体構造と機能Ⅱ	2	2	30
	身体構造と機能Ⅲ	3	2	30
	時間数計			300
ケア*	医療的ケアⅠ	2	4	60
	医療的ケアⅡ	3	2	30
	時間数計			90

※ 2012年度入学者から適用

田園調布学園大学 人間福祉学部心理福祉学科教職課程履修規程

2018 年度入学者まで適用

平成 22 年 4 月 1 日

平成 23 年 4 月 1 日一部改正

(目的)

第 1 条 本規程は、「田園調布学園大学人間福祉学部心理福祉学科」（以下「心理福祉学科」という）の教育職員免許状の授与を受けるために必要となる課程（以下「教職課程」）における履修に関する事項について定める。

(本学科で取得できる教育職員免許状の種類及び教科)

第 2 条 本学科で取得できる教育職員免許状の種類及び教科は、次の通りとする。

免許状の種類	教科（特別支援学校の免許状は領域）
中学校教諭一種免許状	社会
高等学校教諭一種免許状	公民
高等学校教諭一種免許状	福祉
特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者・肢体不自由者

(所要資格と法定最低修得単位数)

第 3 条 心理福祉学科に所属する学生で教育職員免許状を希望する者は、学則第 25 条に規定する卒業の要件を満たし、かつ「教育職員免許法」に定められた所定の単位（最低取得単位数）を修得しなければならない。

所要資格と法定最低修得単位数

免許状の種類	免許教科	基礎資格	A教科に関する科目	B 教職に関する科目	C 教科又は教職に関する科目	D 特別支援教育に関する科目
中学校教諭一種免許状 ※ 1	社会	学士の学位を有すること	20	31	8	
高等学校教諭一種免許状	公民	学士の学位を有すること	20	23	16	
高等学校教諭一種免許状	福祉	学士の学位を有すること	20	23	16	
特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者 肢体不自由者	※ 2				26

※ 1 中学校教諭一種免許状を希望する場合は、法定最低修得単位数のほか、「介護等体験」が必要となる。

※ 2 学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状を有すること。

(本学における開講授業科目等)

第4条 教育職員免許状の授与に必要な授業科目について、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則等の関係法令に基づいて、次の通り定める。

教科に関する科目

①中学校教諭一種免許状（社会）

表 A－1

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
日本史及び外国史	日本史	2		
	世界史	2		
地理学（地誌を含む。）	地理学	2		地誌を含む
「法学、政治学」	法学	2		
	政治学	2		
	国際関係論		2	
「社会学、経済学」	社会学	2		
	家族社会学	2		
	経済学	2		
	社会調査法	2		
	社会保障論Ⅰ	2		
	社会保障論Ⅱ	2		
	国際福祉論		2	
「哲学、倫理学、宗教学」	宗教学	2		
	倫理学	2		
教員の免許状取得のための 最低修得単位数 20 単位	教員の免許状取得のための必修科目 26 単位 〃 選択科目 4 単位			最低修得単位数を超えて修得した単位は、 「教科又は教職に関する科目」の単位数と して使用することができる。

②高等学校教諭一種免許状（公民）

表 A－2

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
「法律学（国際法を含む。）、 政治学（国際政治を含む。）」	法学	2		国際法を含む
	政治学	2		国際政治を含む
	民族と国家	2		
	国際関係論		2	
「社会学、 経済学 （国際経済を含む。）」	社会学	2		
	家族社会学	2		
	経済学	2		国際経済を含む
	社会調査法	2		
	社会保障論Ⅰ	2		
	社会保障論Ⅱ	2		
	国際福祉論		2	
「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	宗教学	2		
	倫理学	2		
	心理学	2		
教員の免許状取得のための 最低修得単位数 20 単位	教員の免許状取得のための必修科目 24 単位 〃 選択科目 4 単位			最低修得単位数を超えて修得した単位は、 「教科又は教職に関する科目」の単位数と して使用することができる。

③高等学校教諭一種免許状（福祉）

表 A-3

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
社会福祉学（職業指導を含む。）	社会福祉学総論Ⅰ	2		職業指導を含む
	社会福祉学総論Ⅱ	2		
	就労支援	1		
高齢者福祉、児童福祉及び 障害者福祉	高齢者福祉論Ⅰ	2		
	高齢者福祉論Ⅱ	2		
	児童・家庭福祉論	2		
	児童・家庭福祉論詳説		2	
	障害者福祉論	2		
	障害者福祉論詳説		2	
社会福祉援助技術	ソーシャルワークⅠ	2		
	ソーシャルワークⅡ	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	1		
介護理論及び介護技術	介護技術	1		
	介護福祉論	1		
社会福祉総合実習（社会福祉 援助実習及び社会福祉施設等 における介護実習を含む。）	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	2		
	ソーシャルワーク実習	4		
人体構造及び日常生活行動に 関する理解	人体の機能と日常生活	2		
加齢及び障害に関する理解	加齢・障害の理解	2		
教員の免許状取得のための 最低修得単位数 20 単位	教員の免許状取得のための必修科目 35 単位 〃 選択科目 4 単位			最低修得単位数を超えて修得した単位は、 「教科又は教職に関する科目」の単位数と して使用することができる。

教職に関する科目

中学校教諭一種免許状（社会）

高等学校教諭一種免許状（公民）

高等学校教諭一種免許状（福祉）

表 B

免許法施行規則に定める科目区分等				左記に対応する開設授業科目			備考
科目	各科目に含める必要事項	中学 一種 免許	高校 一種 免許	授業科目	単位数		
					必修	選択	
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	2	教職概論	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	教育原理	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）			学習心理学	2		
	発達心理学			2			
	教育心理学			2			
・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育社会学	2				
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	12	6	教育課程論	2		
	・各教科の指導法			社会科教育法Ⅰ		2	中免(社会)は必修
				社会科教育法Ⅱ		2	
				公民科教育法Ⅰ		2	高免(公民)は必修
				公民科教育法Ⅱ		2	
	福祉科教育法Ⅰ				2	高免(福祉)は必修	
	福祉科教育法Ⅱ				2		
	・道徳の指導法			道徳教育の指導法	2		中免のみ
・特別活動の指導法	特別活動の指導法	2					
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	4	生徒指導論	2		
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			教育相談	2		
教育実習		5	3	教育実習指導	1		
				教育実習Ⅰ	2		
				教育実習Ⅱ		2	中免(社会)は必修
教職実践演習		2	2	教職実践演習（中・高）	2		
教員の免許状取得のための最低修得単位数 中免（社会）31 単位 高免（公民）23 単位 高免（福祉）23 単位				教員の免許状取得のための必修科目 （選択必修科目の単位数を含む） 中免（社会）35 単位 高免（公民）31 単位 高免（福祉）31 単位			最低修得単位数を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位数として使用することができる。

教科又は教職に関する科目

表 C

中学校教諭一種免許状（社会）

免許法施行規則に定める 科目区分	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	福祉マインド実践講座	2		「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて6単位以上修得

高等学校教諭一種免許状（公民）

免許法施行規則に定める 科目区分	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	福祉マインド実践講座	2		「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて14単位以上修得

高等学校教諭一種免許状（福祉）

免許法施行規則に定める 科目区分	授業科目	単位数		履修方法
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	福祉マインド実践講座	2		「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について、併せて14単位以上修得

特別支援教育に関する科目

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者）

表D

免許法施行規則に定める科目区分		単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
			授業科目	単位数		
				必修	選択	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	障害児教育論	2		
特別支援教育 領域に関する 科目	心身に障害のある幼児、児童又は 生徒の心理、生理及び病理に 関する科目	16	知的障害者の心理	2		
			知的障害者の生理・病理	2		
			肢体不自由者の心理	2		
			肢体不自由者の生理・病理	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は 生徒の教育課程及び指導法に 関する科目		知的障害児教育Ⅰ	2		
			知的障害児教育Ⅱ	2		
			肢体不自由児教育Ⅰ	2		
			肢体不自由児教育Ⅱ	2		
・心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導法 に関する科目						
免許状に定め られることと なる特別支援 教育領域以外 の領域に関す る科目	心身に障害のある幼児、児童又は 生徒の心理、生理及び病理に 関する科目	5	障害児の心理・生理・病理	2		
	心身に障害のある幼児、児童又は 生徒の教育課程及び指導法に 関する科目		病弱教育論	1		
	・心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の心理、生理及び病理 に関する科目 ・心身に障害のある幼児、児童 又は生徒の教育課程及び指導法 に関する科目		視覚障害者指導法	1		
			聴覚障害者指導法	1		
			LD・ADHD 等教育総論	1		言語・情緒・LD・ ADHD
			重複障害者教育指導法	1		重複・言語
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての 教育実習		3	特別支援教育実習指導	1		事前事後指導含む
			特別支援教育実習	2		
教員の免許状取得のための 最低修得単位数 26 単位		教員の免許状取得のための 必修科目 28 単位				

その他文部科学省令に定める科目（教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目）

中学校教諭一種免許状（社会）

高等学校教諭一種免許状（公民）

高等学校教諭一種免許状（福祉）

表 E

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法	2		
体育	球技スポーツ		1	5 科目より 2 科目選択必修
	スポーツ・コミュニケーション		1	
	アドベンチャー・スポーツ		1	
	スキー・スポーツ		1	
	スノーボード・スポーツ		1	
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション		2	2 科目より 1 科目選択必修
	実用英語		2	
情報機器の操作	コンピュータ・リテラシー	2		
教員の免許状取得のための 最低修得単位数 8 単位	必修 4 単位 選択必修 4 単位 合計 8 単位			

田園調布学園大学 子ども未来学部子ども未来学科保育士資格取得履修規程 2018 年度入学者まで適用

(目的)

第 1 条 本規程は、田園調布学園大学履修規程第 20 条第 1 項の規定に基づき、保育士養成施設に係る事項について定める。

(名称)

第 2 条 養成する課程の名称を「田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科(以下「子ども未来学科」という。)」と称する。

(定員)

第 3 条 子ども未来学科の定員は、次のとおりとする。

入学定員 100 人

収容定員 400 人

学 級 数 1 学年 2 学級 (1 学級は 50 人以内とする。)

(所在地)

第 4 条 子ども未来学科は、神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目 4 番 1 号に置く。

(所属)

第 5 条 保育士資格取得を希望する者は、子ども未来学科に所属しなければならない。

2 本規程別表第一に掲げる科目は、すべて必修とし、また、別表第二及び別表第三に掲げる科目は、所定の単位数を修得しなければならない。

(単位)

第 6 条 子ども未来学科で開設する各授業科目の単位数の計算は、田園調布学園大学学則(以下「学則」という。)第 23 条第 1 号から第 4 号で掲げる基準にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3) 実験、実習及び実技については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(単位認定要件)

第 7 条 子ども未来学科において、出席すべき時間数の 3 分の 2 以上出席しなければ、当該授業科目の単位を与えない。

(実習の実施時期)

第 8 条 子ども未来学科における学外で実施する保育実習は、学則第 7 条に規定する休業日であっても、実施することがある。

(資格取得要件)

第 9 条 子ども未来学科を修了し、保育士の資格を取得するには、学則第 21 条第 2 項に規定する授業科目を修得し、同第 25 条に規定する卒業要件を満たし、かつ、本規程第 5 条第 2 項に掲げる科目の所定の単位数を修得しなければならない。

(編入学)

第 10 条 学則第 13 条の規定にかかわらず、子ども未来学科には編入学を許可しない。

(転学)

第 11 条 学則第 14 条の規定にかかわらず、子ども未来学科には転学を許可しない。

(転科)

第 12 条 学則第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、子ども未来学科には転科を許可しない。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。(ただし、施行日以前に在籍する学生は、なお従前の例による)

別表第一

厚労省告示別表第 1 による教科目				本学における教科の開設状況等				備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	53 単位 全て必修	
	教育原理	講義	2	教育の原理	講義	2		
	児童家庭福祉	講義	2	児童家庭福祉論	講義	2		
	社会福祉	講義	2	社会福祉概論	講義	2		
	相談援助	演習	1	相談援助	演習	1		
	社会的養護	講義	2	社会的養護	講義	2		
	保育者論	講義	2	教職概論	講義	2		
保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学Ⅰ	講義	2	発達心理学	講義	2		
	保育の心理学Ⅱ	演習	1	保育心理学演習	演習	1		
	子どもの保健Ⅰ	講義	4	子どもの保健Ⅰ	講義	4		
	子どもの保健Ⅱ	演習	1	子どもの保健Ⅱ	演習	1		
	子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	演習	2		
	家庭支援論	講義	2	家庭支援論	講義	2		
保育の内容・方法に関する科目	保育課程論	講義	2	教育課程論	講義	2		
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1		
	保育内容演習	演習	5	保育内容（健康Ⅰ）	演習	1		
				保育内容（人間関係Ⅰ）	演習	1		
				保育内容（環境Ⅰ）	演習	1		
				保育内容（言葉Ⅰ）	演習	1		
				保育内容（表現Ⅰ）	演習	1		
	乳児保育	演習	2	乳児保育	演習	2		
	障害児保育	演習	2	障害児保育Ⅰ	演習	1		
				障害児保育Ⅱ	演習	1		
	社会的養護内容	演習	1	社会的養護内容	演習	1		
	保育相談支援	演習	1	保育相談支援	演習	1		
保育の表現技術	保育の表現技術	演習	4	音楽Ⅰ	演習	2		
				子どもと造形表現Ⅰ	演習	2		
				子どもと運動Ⅰ	演習	1		
				子どもと身体表現Ⅰ	演習	1		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育所実習Ⅰ	実習	2		
				施設実習Ⅰ	実習	2		
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育所実習指導Ⅰ	演習	1		
				施設実習指導Ⅰ	演習	1		
演習 総合	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2		
合計		51 単位以上		合計		53 単位		

別表第二

厚労省告示別表第 2 による教科目				本学における教科の開設状況等				備考			
系列	教科目	授業 形態	単位数	左に対応して開設 されている教科目	授業 形態	単位数					
						必修	選択				
保育の本質・目的に関する科目	各指定保育士養成施設 において設定		15 単位 以上	保育マインド実践講座	演習	2		保育実習の系列 からは、「保育 所実習指導Ⅱ」・ 「保育所実習Ⅱ」 又は「施設実習 指導Ⅱ」・「施設 実習Ⅱ」のうち どちらかを選択 すること。			
保育の対象の理解に関する科目							児童文化Ⅰ		講義	2	
保育の内容・方法に関する科目				保育内容（健康Ⅱ）	演習	1					
				保育内容（人間関係Ⅱ）	演習	1					
				保育内容（環境Ⅱ）	演習	1					
				保育内容（言葉Ⅱ）	演習	1					
				保育内容（表現Ⅱ）	演習	1					
保育の表現技術				音楽Ⅱ	演習		2				
				子どもと造形表現Ⅱ	演習		2				
				子どもと運動Ⅱ	演習		2				
				子どもと身体表現Ⅱ	演習		2				
保育実習	保育実習指導Ⅱ	演習	1	保育所実習指導Ⅱ	演習	1					
	保育実習Ⅱ	実習	2	保育所実習Ⅱ	実習	2					
	保育実習指導Ⅲ	演習	1	施設実習指導Ⅱ	演習	1					
	保育実習Ⅲ	実習	2	施設実習Ⅱ	実習	2					
合計		18 単位以上※									

※指定保育士養成施設において開設することが必要な単位数。このうち9単位以上の履修が必要とされるが、本学では必修科目のみでその条件を満たすこととなる。

別表第三

厚労省告示による教科目				本学における教科の開設状況等				備考
系列	教科目	授業形態	単位数	左に対応して開設されている教科目	授業形態	単位数		
						必修	選択	
教 養 科 目	外国語、 体育以外の 科目	不問	6 以上	心理学	講義	2		必修科目は 12 単位、 選択科目は 10 単位以上、 合計 22 単位以上選択すること
				生命科学	講義		2	
				人間と環境	講義		2	
				日本国憲法	講義	2		
				経済学	講義		2	
				倫理学	講義		2	
				政治学	講義		2	
				日本文化体験	演習		2	
				日本語表現法Ⅰ	演習	2		
				日本語表現法Ⅱ	演習		1	
				日本語表現法Ⅲ	演習		1	
				コンピュータ・リテラシー	演習	2		
				美術概論	講義		2	
				世界史	講義		2	
				数学入門	講義		2	
	外国語	演習	2 以上	英語	演習	2		
				英語コミュニケーション	演習		2	
				韓国語	演習		2	
				中国語	演習		2	
				実用英語	演習		2	
	体育	講義	1	スポーツⅠ	講義	1		
		実技	1	スポーツⅠ	実技	1		
				スポーツⅡ	実技		2	
				アドベンチャー・スポーツ	実技		1	
				スキー・スポーツ	実技		1	
				スノーボード・スポーツ	実技		1	
合計		10 単位以上						

田園調布学園大学 子ども未来学部子ども未来学科教職課程履修規程 2018 年度入学者まで適用

(規程の目的)

第 1 条 本規程は、「田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科（以下「子ども未来学科」という。）」の履修に関する事項について定める。

(学科の目的)

第 2 条 子ども未来学科は、子どもの健全な育成を推進するために、良好な保育環境と保育内容のあり方に関する教育・研究を行う。

2 前項の目的達成のため、子ども未来学科では幼稚園等において、良質な保育を提供できる人材を養成する。

(教育課程)

第 3 条 学則第 25 条の規定にかかわらず、子ども未来学科に所属する者が卒業するためには、学則第 25 条に規定する卒業の要件を満たすとともに、本規程別表第一に定める教員免許状（幼稚園教諭一種）の所要資格を取得するための課程を修了しなければならない。

(定員)

第 4 条 子ども未来学科の定員は、次のとおりとする。

入学定員 100 人

収容定員 400 人

(所在地)

第 5 条 子ども未来学科の所在地は、神奈川県川崎市麻生区東百合丘三丁目 4 番 1 号に置く。

(編入学)

第 6 条 学則第 13 条の規定にかかわらず、子ども未来学科には編入学を許可しない。

(転学)

第 7 条 学則第 14 条の規定にかかわらず、子ども未来学科には転学を許可しない。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（ただし、施行日以前に在籍する学生は、なお従前の例による）

田園調布学園大学子ども未来学部子ども未来学科教職課程履修規程 別表第一（第3条関係）

授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
日本国憲法	2		
スポーツⅠ	2		
英語	2		
コンピュータ・リテラシー	2		
音楽Ⅰ	2		
音楽Ⅱ		2	
子どもと造形表現Ⅰ	2		
子どもと造形表現Ⅱ		2	
子どもと運動Ⅰ	1		
子どもと身体表現Ⅰ	1		
子どもと運動Ⅱ		2	
子どもと運動Ⅲ		2	
子どもと身体表現Ⅱ		2	
国語Ⅰ（日本語と子ども）		2	
国語Ⅱ（文学と子ども）		2	
生活		2	
教職概論	2		
教育の原理	2		
幼児教育史		2	
発達心理学	2		
教育心理学		2	
乳幼児発達心理学		2	
教育行政学	2		
教育課程論	2		
保育内容総論	1		
保育内容（健康Ⅰ）	1		
保育内容（健康Ⅱ）	1		
保育内容（人間関係Ⅰ）	1		
保育内容（人間関係Ⅱ）	1		
保育内容（環境Ⅰ）	1		
保育内容（環境Ⅱ）	1		
保育内容（言葉Ⅰ）	1		
保育内容（言葉Ⅱ）	1		
保育内容（表現Ⅰ）	1		
保育内容（表現Ⅱ）	1		
保育方法の研究	2		
児童文化Ⅰ	2		
子どもの遊び	1		
保育実践入門	1		
教育相談	2		
幼稚園教育実習Ⅰ	1		
幼稚園教育実習指導Ⅰ	1		
幼稚園教育実習Ⅱ	3		
幼稚園教育実習指導Ⅱ	1		
保育・教職実践演習（幼稚園）	2		

注 この表に掲げる選択科目の中から10単位以上修得しなければならない。

本学の教員免許状（幼稚園教諭一種）取得にかかる教職課程開設科目

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

免許法施行規則に定める 科目及び単位数		左記に対応する開設授業科目			備考
科 目	単位数	授業科目	単位数		
			必修	選択	
日本国憲法	2	日本国憲法	2		
体育	2	スポーツⅠ	2		
外国語コミュニケーション	2	英語	2		
情報機器の操作	2	コンピュータ・リテラシー	2		

教科に関する科目

免許法施行規則に定める 科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
音楽	音楽Ⅰ	2		
	音楽Ⅱ		2	
図画工作	子どもと造形表現Ⅰ	2		
	子どもと造形表現Ⅱ		2	
体育	子どもと運動Ⅰ	1		
	子どもと身体表現Ⅰ	1		
	子どもと運動Ⅱ		2	
	子どもと運動Ⅲ		2	
	子どもと身体表現Ⅱ		2	
国語	国語Ⅰ（日本語と子ども）		2	
	国語Ⅱ（文学と子ども）		2	
生活	生活		2	

教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考		
科目	各科目に含める必要事項	単位数	授業科目	単位数				
				必修	選択			
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職概論	2				
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の原理	2				
			幼児教育史		2			
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）		発達心理学	2				
			教育心理学		2			
			乳幼児発達心理学		2			
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項		教育行政学	2				
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	18	教育課程論	2				
	・保育内容の指導法		保育内容総論	1				
			保育内容（健康Ⅰ）	1				
			保育内容（健康Ⅱ）	1				
			保育内容（人間関係Ⅰ）	1				
			保育内容（人間関係Ⅱ）	1				
			保育内容（環境Ⅰ）	1				
			保育内容（環境Ⅱ）	1				
			保育内容（言葉Ⅰ）	1				
			保育内容（言葉Ⅱ）	1				
			保育内容（表現Ⅰ）	1				
			保育内容（表現Ⅱ）	1				
			児童文化Ⅰ	2				
			子どもの遊び	1				
			・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	保育方法の研究	2			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	保育実践入門	1		
				教育相談	2			
	教育実習			5	幼稚園教育実習Ⅰ	1		
幼稚園教育実習指導Ⅰ		1						
幼稚園教育実習Ⅱ		3						
幼稚園教育実習指導Ⅱ		1						
教職実践演習		2	保育・教職実践演習（幼稚園）	2				

田園調布学園大学「卒業研究（卒業論文）」倫理指針

1. 指針の目的

卒業研究（卒業論文）における知的誠実さを涵養し、卒業研究（卒業論文）の倫理的なあり方を示すために、本指針をおく。

2. 指針の内容

(1) 引用について

論文作成にあたっては自説と他説とを峻別することが重要である。これを怠ると、最も重大な倫理違反の一つである盗作もしくは剽窃^{ひょうせつ}となることを強く自覚しなければならない。そこで、先行研究の引用は厳格に行い、原著者名・文献・出版社・出版年・引用箇所を明示すること。

(2) 事例研究について

事例および諸実践等の既存データを論文に利用する場合は、対象者（当事者）を特定できないように匿名化して使用しなければならない。その際、事例を加工した場合は、その旨を記述しなければならない。また、論文作成者自身が事例調査を実施した場合は、原則として、前もって事例調査結果の使用について、対象者に承諾を得なければならない。

(3) 調査研究について

必要がある場合には、調査対象者・地域・団体等の匿名性が守られなければならない。また、調査票（質問紙）の文言は、対象者の名誉やプライバシー等の人権を侵害するものであってはならない。

調査研究の過程は、詳細に示されなければならない。もし他者が作成・使用した調査票（質問紙）の全部または一部を利用する場合には、その旨を論文中に明示しなければならない。また、調査結果を改竄^{かいざん}してはならない。

(4) 差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語について

論文作成また口頭等で発表する場合には、社会的に不適切と考えられる用語を使用してはならない。ただし、引用文中の語についてはこの限りではない。

2021 年度 授業担当教員一覧

職名	氏名	研 究 分 野
学 長	生 田 久美子	教育哲学、認知教育学
副 学 長	伊 東 秀 幸	精神保健福祉
副 学 長	安 村 清 美	舞踊教育学、保育学
人間福祉学部長	村 井 祐 一	福祉情報、地域福祉
子ども未来学部長	外 川 重 信	スポーツコーチ学（野外運動学）
人間科学部長兼学科長（心理）	渡 邊 由 己	コミュニティへの心理学的アプローチ
学科長（社会福祉）	川 名 正 昭	福祉工学
学科長（心理福祉）	相 澤 哲	社会学
学科長（子ども未来）	内 藤 知 美	保育学、児童文化
教 授	山 本 博 之	医療保健領域におけるソーシャルワーク
教 授	中 川 正 俊	精神医学
教 授	隅 河 内 司	障害者福祉、ソーシャルワーク、地域福祉
教 授	長 友 祐 三	社会学
教 授	小 田 敏 雄	精神保健福祉
教 授	浦 尾 和 江	介護福祉学、介護技術
教 授	山 崎 さゆり	生活環境学、住生活学、家政学
教 授	藤 原 亮 一	社会学、社会学方法論
教 授	引 馬 知 子	社会福祉政策、国際社会福祉、就労支援
教 授	藤 森 智 子	東アジア地域研究、政治学
教 授	新 井 雅 明	障害児教育、特別支援教育、授業のユニバーサルデザイン
教 授	小 泉 和 博	教育課程
教 授	小 山 望	教育・福祉
教 授	染 谷 裕 子	日本語学、日本語史
教 授	犬 塚 典 子	教育学、公共政策
教 授	茗 井 香保里	健康・スポーツ科学、こども学、教育学
教 授	番 匠 一 雅	福祉現場の情報化
教 授	伊 東 正 裕	臨床心理学、精神保健学、社会福祉学
教 授	米 山 光 儀	近代日本教育史、社会教育史
教 授	寺 沢 英理子	臨床心理学
准 教 授	松 本 葉 子	医療ソーシャルワーク
准 教 授	和 秀 俊	地域福祉、社会福祉学
准 教 授	高 柳 瑞 穂	障害福祉、児童福祉、社会福祉史
准 教 授	小 野 孝 嘉	社会福祉学、政治学
准 教 授	鈴 木 剛	精神保健福祉、自殺予防
准 教 授	増 田 いづみ	老年学、介護福祉学
准 教 授	竹 田 幸 司	生活支援技術（移動）、実習教育
准 教 授	島 田 今日子	高齢者心身の健康、予防活動
准 教 授	國 見 真理子	法学、経済学、会計学を巡る学際的研究
准 教 授	温 泉 美 雪	行動療法、臨床発達心理学
准 教 授	小 平 隆 雄	社会福祉原論

職名	氏名	研 究 分 野
准 教 授	新 名 正 弥	社会保障、社会政策（社会サービス分野）
准 教 授	斉 木 美紀子	ピアノ、音楽教育
准 教 授	長谷川 洋 昭	児童福祉、司法福祉
准 教 授	清 水 道 代	保育学
准 教 授	吉 國 陽 一	教育学、発達心理学
准 教 授	岩 本 圭 子	保健学、保育学
准 教 授	横 尾 暁 子	発達心理学、健康心理学
准 教 授	仙 田 考	子ども環境学
准 教 授	長 岡 智寿子	社会学、教育学、ジェンダー
准 教 授	筒 井 順 子	臨床心理学、コンサルテーション・リエゾン
准 教 授	二 島 史 子	心理学、認知心理学、実験心理学
講 師	岩 本 親 憲	教育哲学、スクールカウンセリング
講 師	江 島 尚 俊	宗教学、大学史研究
講 師	望 月 隆 之	障害者福祉、ソーシャルワーク
講 師	三 政 洋 一	人体塑像、近代日本彫刻史
講 師	さくら 井 優 太	実験心理学、生理心理学、感情心理学
助 教	ふ 丹 生 直 美	表現
助 教	恒 川 丹	保育学、保育方法
助 教	新 井 貴 子	保育学、幼児教育学
助 教	新 井 彩 加	臨床心理学
兼 任 講 師	あお 青 木 千帆子	社会福祉
兼 任 講 師	あお 青 木 宏 心	障害児福祉、介護福祉、国家試験対策
兼 任 講 師	あお 青 山 誠	保育実践研究（言葉）
兼 任 講 師	あ べ 部 廣 二	心理学、教育学、認知科学
兼 任 講 師	あり 有 井 優 太	授業研究、教師教育
兼 任 講 師	あん 安 齊 順 子	心理学
兼 任 講 師	あん 安 藤 公 美	日本近代文学
兼 任 講 師	いい 飯 田 千 夏	声楽
兼 任 講 師	いし 石 川 円	家族社会学、家族支援
兼 任 講 師	いし 石 川 由 美	介護福祉学、高齢者福祉
兼 任 講 師	い 藤 綾 香	人間情報学、社会学、文化人類学
兼 任 講 師	いな 稲 葉 隆	社会教育、生涯学習、教育行政
兼 任 講 師	いり 入 江 薫 子	声楽
兼 任 講 師	いん 印 藤 京 子	英文学
兼 任 講 師	え 江 澤 富士子	英語、コミュニケーション
兼 任 講 師	えい 撰 麻 子	児童・青少年の心の問題に対する支援、精神保健福祉に関する実務、医療福祉に関する実務
兼 任 講 師	えん 遠 藤 建 人	ソーシャルワーク、子ども家庭福祉、スクールソーシャルワーク
兼 任 講 師	おお 大 沢 裕	教育学
兼 任 講 師	おお 太 田 和 希	コーチング論、トレーニング学
兼 任 講 師	おお 大 田 美 郁	音楽教育（日本音楽）

職名	氏名	研 究 分 野
兼 任 講 師	岡 田 啓 子	発達心理学、教育心理学
兼 任 講 師	奥 田 のりこ	健康心理学
兼 任 講 師	小 倉 つねあき	社会福祉学
兼 任 講 師	長 田 ひろかず	発達精神病理学、臨床疫学
兼 任 講 師	小 澤 まさゆき	教育社会学、キャリア教育、高等教育
兼 任 講 師	小 野 まいよ	コーチング論、トレーニング学
兼 任 講 師	小 畑 晶子	昆虫生態学
兼 任 講 師	柿 澤 ふみこ	書道実技（漢字・仮名・漢字仮名交じりの書）、ペン字
兼 任 講 師	勝 田 俊 一	成年後見制度
兼 任 講 師	金 井 なおこ	権利擁護、福祉経営、高齢者福祉
兼 任 講 師	川 上 かつ樹	認知行動療法、高次脳機能障害、発達障害
兼 任 講 師	河 原 まり	造形表現
兼 任 講 師	神 田 ひさよし	日本古典文学
兼 任 講 師	木甲斐 とも紀	臨床心理学
兼 任 講 師	岸 本 た 一	障害者スポーツ、水泳科学
兼 任 講 師	窪 田 ひさし	メディア表現（絵本）学
兼 任 講 師	酒 井 あや	音楽（ピアノ）
兼 任 講 師	嵯峨野 みか	早期英語教育
兼 任 講 師	佐 藤 としと	社会科教育課程、国際教育、教師教育（現職教育）
兼 任 講 師	鳶 田 あきこ	日本近代文学
兼 任 講 師	下 山 こうじ	心理臨床
兼 任 講 師	神 朝 ひろ	社会福祉
兼 任 講 師	すえ 崎 じゅんいち	空間・環境と知覚について
兼 任 講 師	すま した あやこ	教育学、西洋思想史
兼 任 講 師	瀬 川 ちづこ	保育・幼児教育実践学
兼 任 講 師	そめ の じゅんこ	高齢者、ソーシャルワーク
兼 任 講 師	たか はし じゅんいちろう	学校心理学
兼 任 講 師	高 橋 ひろゆき	霊長類学
兼 任 講 師	たき ざわ たく	高次脳機能障害支援、地域リハビリテーション
兼 任 講 師	滝 沢 まゆみ	音楽（ピアノ）
兼 任 講 師	滝 島 まゆみ	障害者福祉
兼 任 講 師	たけ ち はる晴	児童福祉、司法福祉、教育社会学
兼 任 講 師	多 田 けいこ	からだ表現、演劇教育
兼 任 講 師	た なか あきこ	音楽（ピアノ）
兼 任 講 師	たぬ ちか すすも	臨床心理、被災ストレス
兼 任 講 師	ちゅう けい あり	比較経営論、国際関係論、韓国文化論
兼 任 講 師	つじ 本 すみ子	子ども家庭福祉、発達障害児・者、健康心理学
兼 任 講 師	つち だ や よし生	臨床認知発達学、学校臨床心理学、学校カウンセリング
兼 任 講 師	なか じま なおき	言語学
兼 任 講 師	なが た りょうじ	社会保障、高齢者福祉

職名	氏名	研 究 分 野
兼 任 講 師	西 村 かおる	栄養教育
兼 任 講 師	西 村 敏 也	史学（史学一般・日本史）、文化人類学（民俗学）、哲学（宗教学）、地域研究
兼 任 講 師	波 戸 謙 太	コーチング学、トレーニング科学、バイオメカニクス
兼 任 講 師	馬 場 康 徳	高齢者福祉、居住福祉、地域創生
兼 任 講 師	原 田 ゆかり	器楽、ピアノ
兼 任 講 師	深 民 麻衣佳	児童文化、子どもと絵本
兼 任 講 師	福 島 達 也	非営利法人研究、社会起業家育成
兼 任 講 師	別 府 政 行	ソーシャルワーク、社会福祉施設経営管理、権利擁護と成年後見制度
兼 任 講 師	細 井 純 子	社会福祉学
兼 任 講 師	松 井 伸 子	障がい者スポーツにおける外傷発生について
兼 任 講 師	丸 山 雄	中国史
兼 任 講 師	皆 吉 淳 延	国語教育学
兼 任 講 師	宮 崎 麻 子	児童文化・文学
兼 任 講 師	宮 崎 敦 子	脳科学、リハビリテーション学
兼 任 講 師	茂 木 高 利	福祉文化
兼 任 講 師	山 内 啓 之	地理学
兼 任 講 師	山 部 啓 子	聴覚障害者福祉
兼 任 講 師	横 山 孝 行	臨床心理学、青年心理学、集団心理学
兼 任 講 師	吉 川 あゆみ	聴覚障害学生支援
兼 任 講 師	和 田 靖 子	乳幼児期における音楽遊び



田園調布学園大学

Den-en Chofu University

〒215-8542

神奈川県川崎市麻生区東百合丘 3-4-1

TEL.044(966)1306(教学支援課) TEL.044(966)9211(代表)